〇金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(案)

九 八七	十 六	十 五	十十四三	± :	<u>+</u> +	九八	、 t	六	五	四	Ξ	=	_	本則
消費生活協同組合法施行令(平成十九年政令第三百七十三号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	《立だ・ここならいは、これである。(昭和五十七年政令第四十四号)・・・る法律施行令(昭和六十三年政令第百九十	政令第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第十七条の規定及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施	株式会社商工組合中央金庫法施行令(平成十九年政令第三百六十七号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	施行令(平成十三年政令第二百八十五号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15貸金業法施行令(昭和五十八年政令第百八十一号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		長期信用銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十二号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10	銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	信用金庫法施行令(昭和四十三年政令第百四十二号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	農業協同組合法施行令(昭和三十七年政令第二百七十一号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・81	中小企業等協同組合法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

○ 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)(第一条関係)

第一章 総則	附則 第六章~第九章 (略)	第五章の四 指定紛争解決機関(第十九条の七―第十九条の九)第五章の三 証券金融会社(第十九条の五・第十九条の六)	第四章の五 投資者保護基金(第十八条の五―第十八条の十五)四の十一) 四の十一) と融商品取引業協会(第十八条の四の九―第十八条の	第四章の三 信用格付業者(第十八条の四の二―第十八条の四の八第四章・第四章の二 (略)	券 電 電	第二章~第三章の二 (略) 第一章 総則(第一条—第一条の二十一)目次	改正案
第一章 総則	附則 第六章~第九章 (略)	第五章の三 証券金融会社(第十九条の五・第十九条の六) 第五章・第五章の二 (略)	第四章の四 投資者保護基金(第十八条の五―第十八条の十五)	第四章の三 金融商品取引業協会(第十八条の四の二―第十八条の第四章・第四章の二 (略)	電	第二章〜第三章の二 (略) 第一章 総則(第一条―第一条の十九)目次	現

と認められる権利)(有価証券とみなさなくても公益等のため支障を生ずることがない

一~四 (略)

要件に該当するものに基づく権利 要件に該当するものに基づく権利 の株券の買付けを、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づ社の株券の買付けを、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づ 「役員等」という。)が当該会社の他の役員等と共同して当該会 がず、継券の発行者である会社の役員、従業員その他の内閣府令で定 五 株券の発行者である会社の役員、従業員その他の内閣府令で定

六 (略)

少ない場合) (取得勧誘における適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが

げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。の二第四項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条第一条の四 法第二条第三項第一号に規定する譲渡されるおそれが少

平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。)に規定を有するもの並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律(一 株券 (法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質

と認められる権利)(有価証券とみなさなくても公益等のため支障を生ずることがない

利は、次に掲げるものとする。第一条の三の三の法第二条第二項第五号ニに規定する政令で定める権

一~四 (略)

六 (略)

(適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合)

げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。の二第四項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条第一条の四 法第二条第三項第一号に規定する譲渡されるおそれが少

質を有するもの(以下この号、第一条の五の二第二項第一号、第項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号に掲げる有価証券の性 二号口 第百五号。 すべての要件に該当する場合 条の六の二第一 び第一条の八の四第三号ロ①において同じ。)又は法第二条第 性質を有するもの並びに投資信託及び投資法人に関する法律 証券並びに同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の する優先出資証券及び資産の流動化に関する法律(平成十年法律 証券で投資証券に類する証券 和二十六年法律第百九十八号) 条の七第二号イ 第一条の八の四第三号イ、 第一 (1)一号イ、 以下 第 一号イにおいて 条の七の四第 「資産流動化法」という。)に規定する優先出資 第 第一条の七の四第一 一条の五の二第一 (以下「投資証券等」という。) を 一号イ、 に規定する投資証券及び外国投資 第 株券等」という。) 一条の四の二第二号イ及び第二 一項第二号イ、 第一条の八の二第二号イ及 号、 第一条の八の二第 第一条の七第 次に掲げる (昭

イ 剰余金の配当、 産流動化法に規定する優先出資を含む。)若しくは出資に係る 又は優先出資法第十五条第一項 条において準用する場合を含む。 当該 規定による優先出資の消却について内容の異なる数種の株券 (当該発行者が株式 株券等の発行者が法第三 残余財産の分配、 (優先出資法に規定する優先出資及び資 一十四条第 (第二号に係る部分に限る。 利益を用いて行う出資の消却 のいずれかに該当する株券 一項各号 (法第) 二十七

> 下この号、 券 の二及び第三条の二の三において同じ。 並びに同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質 する優先出資証券 るすべての要件に該当する場合 の八の二第一号において「外国出資証券」という。) 有価証券で同項第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの の二の三において同じ。) 又は法第二条第一項第十七号に掲げる で投資証券に類する証券 十六年法律第百九十八号)に規定する投資証券及び外国投資証券 を有するもの並びに投資信託及び投資法人に関する法律 五号。以下「資産流動化法」という。)に規定する優先出資証)性質を有するものを含む。 という。 以下この条、 (法第二条第 第一条の五の二第二項第一 及び資産の流動化に関する法律 第 項第十七号に掲げる有価証券で新株予約権証 (この号及び次号を除き、 条の五の二第一 (以下「投資証券等」という。) を含む 以下この号、 項、 号、 第一 若しくは新株予約権 第一条の七及び第三条 第一条の七及び第 一条の七、 以下 (平成十年法律第百 「優先出資証券 第 次に掲げ (昭和二 条の八 以

イ う。 資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。 は当該外国出資証券 使により引き受けられる |出資証券 て準用する場合を含む。 当該株券若しくは当該新株予約権証券に表示された権利の行 \mathcal{O} 発行者が法第 (当該発行者が株式 (以下この号において 一十四条第 若しくは取得されることとなる株券又 のいずれかに該当する株券又は外 (優先出資法に規定する優先出 項各号 「当該株券等」と (法第1 以下この号及 十七条にお

一)を既に発行している者でないこと。及び第一条の八の四第三号イにおいて「同種の株券等」というたものに限る。第一条の七第二号イ、第一条の七の四第一号イ等を発行している場合には、当該株券等と同種の内容を表示し

投資家向け有価証券をいう。以下同じ。)でないこと。のが特定投資家向け有価証券(法第四条第三項に規定する特定ロ 当該株券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるも

優先出資引受権等」という。)が付されている有価証券及び法第 二第二項第二号、 定する優先出資証券に転換する権利 優先出資引受権をいう。以下同じ。)若しくは資産流動化法に規 新株予約権又は新優先出資引受権(資産流動化法に規定する新 一条の八の二第一 第 二号及び第 一条の七第一 一条の八の四第三号ロにおいて 一号口、 (以下この号、 第 条の七の四第 第一条の五 一号、 「新

> 示したものに限る。)を既に発行している者でないこと。 資証券を発行している場合には、当該株券等と同種の内容を表 資法第十五条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定によ 当、残余財産の分配、利益を用いて行う出資の消却又は優先出 び第一条の七において同じ。)若しくは出資に係る剰余金の配

。)でないこと。 条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。以下同じ して内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券(法第四 当該株券等又は当該新株予約権証券と同一種類の有価証券と

口

二条の四の二において同じ。)が行われること。 (法第二条第三項に規定する組織再編成発行手続をいう。以下同じ。)以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契下同じ。)以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契法第二条の三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以 当該有価証券を取得した者が当該有価証券を適格機関投資家

第一条の八の二第二号において「新優先出資引受権等」という。利(以下この号、第一条の五の二第二項第二号、第一条の七及び権(資産流動化法に規定する優先出資証券に転換する権。)若しくは資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。以下同じ権(資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。以下同じ制号に掲げる有価証券以外の有価証券(法第二条第一項第十九一

三号口、 この号、 性質を有するもの に該当する場合 いて「新株予約権証券等」という。) 二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちこれらの有価証券の 条の七の四第二号、 第一条の五の二第 第二条の四の二第一 (同項第十九号に掲げる有価証券を除く。 第 一条の八の二第二号、 二項第二 一号ロ及び第二条の六の二第二号にお 号、 次に掲げるすべての要件 第一条の七第二号ロ、 第一条の八の四第 以下 第

げる要件に該当すること。 となる株券の発行者及び当該株券がそれぞれ前号イ及び口に掲引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることイ 当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資

府令で定めるものを既に発行している者でないこと。 当する当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣 法第二十七条において準用する場合を含む。)のいずれかに該

で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。

一 当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令

るときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先じ。)と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができ権付特定社債券をいう。以下同じ。)である場合であつて、特権付特定社債券(資産流動化法に規定する新優先出資引受引受権付特定社債券(資産流動化法に規定する新優先出資引受引受権が開発をいう。以下同じ。)である場合であつて、特別のでは、当該新株予約権証券等(当該新株予約権証券等が新優先出資

次に掲げるすべての要件に該当する場合が付されているもの(イにおいて「当該有価証券」という。

れ前号イ及びロに掲げる要件に該当すること。となる株券の発行者並びに当該有価証券及び当該株券がそれぞ引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されること引き兼株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資

イ

(新設)

(新設)

定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券(
新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特動化法に規定する特定社債券をいう。以下同じ。)と分離して動化法に規定する特定社債券をいう。以下同じ。)と分離して動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券を

ものが特定投資家向け有価証券でないこと。 当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定める

ハ 前号に準じて内閣府令で定める要件に該当すること。

ない場合等) (取得勧誘における特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少

第一条の五の二 (略)

各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする2 法第二条第三項第二号ロ⑵に規定する政令で定める場合は、次の

一 株券等 次に掲げるすべての要件に該当する場合

であること。

であること。

であること。

であること。

であること。

であること。

であること。

要件に該当する場合
三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げるすべての

(新設)

□ 前号に準じて内閣府令で定める要件に該当すること。有価証券が特定投資家向け有価証券でないこと。3該有価証券と同一種類のものとして内閣府令で定める他のイ

(特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合等)

第一条の五の二 (略)

各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする2 法第二条第三項第二号ロ②に規定する政令で定める場合は、次の

一 株券又は外国出資証券 次に掲げるすべての要件に該当する場

。場合を含む。)に掲げる有価証券のいずれにも該当しないことのが法第二十四条第一項各号(法第二十七条において準用するイ 当該株券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるも

ロ 当該株券等の発行者と当該株券等の取得勧誘に応じて当該株 当該株券等の発行者と当該株券等の取得勧誘に応じて当該株 のる事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件 として、取得勧誘が行われること。

一 新株予約権証券等 次に掲げるすべての要件に該当する場合

該当すること。
、若しくは転換されることとなる株券が前号イに掲げる要件にされ、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられら、当該新株予約権証券等及び当該新株予約権の行使により取得

て新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離し口 当該新株予約権証券等(当該新株予約権証券等が新優先出資

合

イ

と。

る場合を含む。)に掲げる有価証券のいずれにも該当しないこる場合を含む。)に掲げる有価証券のいずれにも該当しないこものが法第二十四条第一項各号(法第二十七条において準用すー当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定める

口

得の条件として、取得勧誘が行われること。 当該有価証券の発行者と当該有価証券の取得勧誘に応じて当該有価証券を取得しようとする者(以下この号において「取得者が取得した当該有価証券を特定投資家等(法第二条第三項第二号ロ2)に規定する特定投資家等をとの間において、当該取得者が取得した当該有価証券を特定投資家等(法第二条第三項第二号ロ2)に規定する特定投資家等をとの間において、当該取得者が取得しようとする者(以下この号において「取得者の条件として、取得勧誘が行われること。

るすべての要件に該当する場合||法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券を除く。|| 次に掲げ二 新株予約権又は新優先出資引受権等が付されている有価証券 (

こと。 は転換されることとなる株券が前号イに掲げる要件に該当するは転換されることとなる株券が前号イに掲げる要件に該当するは当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しく、当該有価証券及び当該新株予約権の行使により取得され、又

権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこ券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受当該有価証券(当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債

口

三 (略)

(取得勧誘が少人数向け勧誘に該当しないための要件)

第 発行されており、 証券及びその発行の際にその取得勧誘が有価証券の募集に該当し、 証券の取得勧誘を行う相手方が適格機関投資家であつて 又は法第二十三条の八第 にその取得勧誘が同号イに掲げる場合に該当するものであつた有価 条の六 種類のものとして内閣府令で定める他の有価証券(その発行の際 当該有価証券の発行される日以前六月以内に、 当該有価証券の募集に関し法第四条第一項の規定による届出 以下この条において 法第二条第三項第二号ハに規定する政令で定める要件は に規定する発行登 当該有価証券の取得勧誘を行う相手方 一項 録追補書類の提出が行われた有価証券 「同種の新規発行証券」という。 (法第二十七条において準用する場合 当該有価 (当該有価 当該有価 証券と同

、取得勧誘が行われること。

、取得勧誘が行われること。

、取得勧誘が行われること。

、取得勧誘が行われること。

、取得勧誘が行われること。

、取得勧誘が行われること。

三 (略)

、次の各号のいずれかに該当することとする。第一条の六 法第二条第三項第二号ハに規定する政令で定める要件は

(少人数向け勧誘に該当しないための要件)

する場合を含む。 同 という た有価証券を除く。 る届出又は法第一 募集に該当し、 当するものであつた有価証券及びその発行の際にその取得勧誘が \mathcal{O} 当該有価証券の発行される日以前六月以内に、 際にその取得勧誘が法第二条第三項第二号イに掲げる場合に該 種類のものとして内閣府令で定める他の有価証券 が発行されており かつ、 一十三条の八第 以下この号において「同種の新規発行証券 に規定する発行登録追補書類の提出が行われ 当該募集に関し法第四条第 当該有価証券の取得勧誘を行う相 項 (法第) 一十七条にお 当該有価証券と 項の規定によ (その発行 て準用

資家を除く。)の人数との合計が五十名以上となることとする。資家を除く。)の人数と当該六月以内に発行された同種の新規発行証券が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投証券が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投

(取得勧誘における少人数向け勧誘に該当する場合)

、次に掲げるすべての要件に該当する場合とする。第一条の七、法第二条第三項第二号ハに規定する政令で定める場合は

二 次のイからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イから

手方(当該有価証券の取得勧誘を行う相手方が適格機関投資家であって、当該有価証券の取得勧誘を行つた相手方(当該同種の新規発行証券の取得勧誘を行つた相手方(当該同種の新規発行証券の取得勧誘を行つた相手方が適格機関投資家であって、当該同種の新規発行証券の取得勧誘を行った相手方が適格機関投資家であって、当該同種の新規発行証券が第一条の四に定める場合に該当するときするときは、当該適格機関投資家を除く。)の人数との合計が五十名以上となること。

を除く。)を相手方として行う場合であること。

定投資家をいう。以下同じ。)のみを相手方とし、かつ、五十名
定投資家をいう。以下同じ。)のみを相手方とし、かつ、五十名
に投資家をいう。以下同じ。)のみを相手方とし、かつ、五十名

(少人数向け勧誘に該当する場合)

に応じ、当該各号に定める場合とする。に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分第一条の七、法第二条第三項第二号ハ及び第二条の二第四項第二号ロ

べての要件に該当する場合株券若しくは新株予約権証券又は外国出資証券 次に掲げるす

は当該外国出資証券(以下この号において「当該株券等」とい使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券又一一の一個では、対象を表しくは当該新株予約権証券に表示された権利の行

ハまでに定める要件に該当すること。

イ 株券等 次に掲げるすべての要件に該当すること。

- 同種の株券等を既に発行している者でないこと。 七条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当する出 当該株券等の発行者が法第二十四条第一項各号(法第二十
- → 新株予約権証券等 次に掲げるすべての要件に該当すること
- (に定める要件に該当すること。 こととなる株券の発行者及び当該株券がそれぞれイ(1)及び(2) 資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換される は該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出
- で内閣府令で定めるものを既に発行している者でないこと。 に該当する当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券とし (法第二十七条において準用する場合を含む。)のいずれか

- 示したものに限る。 資証券を発行している場合には、 る優先出資の消却について内容の異なる数種の株券又は外国出 資法第十五条第 国出資証券(当該発行者が株式若しくは出資に係る剰余金の配 いて準用する場合を含む。 う。)の発行者が法第二十四条第一項各号 残余財産の分配、 項 (第 を既に発行している者でないこと。 利益を用いて行う出資の消却又は優先出 一号に係る部分に限る。 のいずれかに該当する株券又は外 当該株券等と同種の内容を表 (法第二十七条にお の規定によ
- と。 して内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこして内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。 当該株券等又は当該新株予約権証券と同一種類の有価証券と

口

- れとともに発行される新優先出資引受権証券)に、内閣府令で権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこ券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権付特定社債

ての要件に変当けること。 ハーイ及び口に掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げるすべ

ての要件に該当すること。

(1) 当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定め 十七条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当す

- るものが特定投資家向け有価証券でないこと。 2 当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定め
- ③ ロに準じて内閣府令で定める要件に該当すること。

(有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引)

有価証券の取引は、次に掲げる取引とする。 第一条の七の三 法第二条第四項及び第六項に規定する政令で定める

(略)

買有価証券市場をいう。以下同じ。) における有価証券の売買二 店頭売買有価証券市場 (法第六十七条第二項に規定する店頭売

正教を取得し、又は買い付けた者(当該有価定める方式に従い、これを取得し又は買い付けた者が適格機関投資家であつて、 三れに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当すること これに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当すること これに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当すること これに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当すること これに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当すること

要件に該当する場合 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げるすべての

前号に準じて内閣府令で定める要件に該当すること。

口

(有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引)

有価証券の取引は、次に掲げる取引とする。 第一条の七の三 法第二条第四項及び第六項に規定する政令で定める

(略)

(新設)

(新設)	一 株券等 次に掲げるすべての要件に該当する場合
(新設)	
(新設)	はの
当事者として行われるものに限る。) いう。以下同じ。) である場合にあつては、特定投資家等のみを定上場有価証券(同条第三十三項に規定する特定上場有価証券を取引所に上場されているものに限る。) の売買(当該有価証券特工 法第二条第八項第十号に掲げる行為による有価証券(金融商品工	特定投資家等のみを当事者として行われるものに限る。)特定上場有価証券をいう。以下同じ。)である場合にあつては、でする店頭売買有価証券をいう。以下同じ。)に限る。)の売買定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。)に限る。)の売買取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券(同号ハに規取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券(金融商品三 法第二条第八項第十号に掲げる行為による有価証券(金融商品三 法第二条第八項第十号に掲げる行為による有価証券

- の株券等を既に発行している者でないこと。
 条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当する同種
 イ 当該株券等の発行者が法第二十四条第一項各号(法第二十七
- のが特定投資家向け有価証券でないこと。 当該株券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるも
- 。)が行われること。
 。)が行われること。
 。)が行われること。
 。)が行われること。
 。)が行われること。
- で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。
 当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令

府令で定めるものを既に発行している者でないこと。

一 当該新株予約権証券等(当該新株予約権証券等が新優先出資

定めるものであること。

要件に該当する場合 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げるすべての

を既に発行している者でないこと。

該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるもの
七条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当する当
七条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当する当

ものが特定投資家向け有価証券でないこと。 当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定める

前号に準じて内閣府令で定める要件に該当すること。

(多数の者を相手方とする場合)

して行う場合とする。
て行う場合として政令で定める場合は、五十名以上の者を相手方と第一条の八 法第二条第四項第一号に規定する多数の者を相手方とし

(均一の条件で多数の者を相手方とする場合)

五十名以上の者を相手方として行う場合とする。相手方として行う場合として政令で定める場合は、均一の条件で、第一条の八法第二条第四項第一号及び第六項に規定する多数の者を

が少ない場合)(売付け勧誘等における特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれ)

る場合とする。 場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定め第一条の八の二 法第二条第四項第二号ロ⑵に規定する政令で定める

一 株券等 次に掲げるすべての要件に該当する場合

。 場合を含む。)に掲げる有価証券のいずれにも該当しないことのが法第二十四条第一項各号(法第二十七条において準用するイ 当該株券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるも

二 新株予約権証券等 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該新株予約権証券等及び当該新株予約権の行使により取得

(売付け勧誘等における特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれ

が少ない場合)

場合とする。合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める第一条の八の二 法第二条第四項第一号ハに規定する政令で定める場

株券又は外国出資証券 次に掲げるすべての要件に該当する場

合

るすべての要件に該当する場合||法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券を除く。)||次に掲げ二||新株予約権又は新優先出資引受権等が付されている有価証券(

イ 当該有価証券及び当該新株予約権の行使により取得され、又

該当すること。 、若しくは転換されることとなる株券が前号イに掲げる要件にされ、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ

当該新株予約権証券等(当該新株予約権証券等が新優先出資 当該新株予約権証券等(当該新株予約権証券等が新優先出資 引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券 特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券 をする者(以下この号において同じ。)の売付け勧誘等を行う者と当該 たする者(以下この号において「買付者」という。)との間に とする者(以下この号において「買付者」という。)との間に とする者(以下この号において「買付者」という。)との間に おいて、当該買付者が買い付けた当該新株予約権証券等の買付けを行おう とする者(以下この号において「買付者」という。)との間に おいて、当該買付者が買い付けた当該新株予約権証券等を特定 おいて、売付け勧誘等が行われること。

三(略)

(売付け勧誘等が少人数向け勧誘に該当しないための要件)

第 当該有価証券と同 付け勧誘等を行う相手方 の既発行証券」という。 条の八の三 (次の各号に掲げる有価証券を除く。 当該有価証券の売付け勧誘等が行われる日以前 法第二条第四項第7 種類の (当該有価証券の売付け勧誘等を行う相手 の売付け勧誘等が行われており、 ものとして内閣府令で定める他の有価証 一号ハに規定する政令で定める要 以下この条において 一月以内に、 「同種

は転換されることとなる株券が前号イに掲げる要件に該当するは当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しく

当該有価証券(当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債当該有価証券(当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券及びこにて当該有価証券の買付けを行おうとする者(以下この号において同じ。)の売付け勧誘等を行う者と当該売付け勧誘等に応じて当該有価証券の買付けを行おうとする者(以下この号において「買付者」という。)との間において、当該関付者が買いけ付けた当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡を行わないけけた当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡を行わないけが、当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡を行わないに、当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡を行わないに、当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡を行われることを買付けの条件として、売付け勧誘等が行われるこ結することを買付けの条件として、売付け勧誘等が行われるこ結することを買付けの条件として、売付け勧誘等が行われることを買付けの条件として、売付け勧誘等が行われることを買付けの条件として、売付け勧誘等が行われることを買付することができるともは、当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債

三

(略)

(新設)

家を除く。)の人数との合計が五十名以上となることとする。
第一条の七の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家であつて、当該同種の既発行証券の売付と当該一月以内に売付け勧誘等が行われた同種の既発行証券の売付と当該一月以内に売付け勧誘等が行われた同種の既発行証券の売付が適格機関投資家であつて、当該同種の既発行証券の売付を当該の機関投資家であつて、当該適格機関投資家を除く。)の人数

一その売付け勧誘等の際にその売付け勧誘等が法第二条第四項第

二号イに掲げる場合に該当するものであつた有価証券

が行われた有価証券 に該当し、かつ、当該有価証券の売出しに該当し、かつ、当該有価証券の売出しに関し法第四条第一項のに該当し、かつ、当該有価証券の売出しに関し法第四条第一項ののでは当し、かの、当該有価証券の売出しに関し法第四条第一項ののでは当し、かの、当該有価証券の売出しに関し法第四条第一項ののでは、

でし書の規定に該当する有価証券を含む。) 十二の二第一項に規定する外国証券売出しに該当し、かつ、同項 十二の二第一項に規定する外国証券売出しに該当し、かつ、同項 でし書の規定により外国証券情報(同項に規定する「外国証券情報」を でし書の規定に該当し、かつ、同項

(売付け勧誘等における少人数向け勧誘に該当する場合)

合は、次に掲げるすべての要件に該当する場合とする。常一条の八の四法第二条第四項第二号ハに規定する政令で定める場

(新設)

- は、当該者を除く。)を相手方として行う場合でないこと。等に係る有価証券が第一条の七の四に定める場合に該当するとき名以上の者(当該者が適格機関投資家であつて、当該売付け勧誘当該売付け勧誘等が特定投資家のみを相手方とし、かつ、五十
- こと。 の売付け勧誘等を行う場合は、当該要件に従つて行うものである の売付け勧誘等を行う場合は、当該要件に従つて行うものである コ
- 当すること。
 掲げる有価証券の区分に応じ、当該イからハまで定める要件に該掲げる有価証券の区分に応じ、当該イからハまで定める要件に該
- イ 株券等 次に掲げるすべての要件に該当すること。
- 同種の株券等を既に発行している者でないこと。 七条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当する ・ 当該株券等の発行者が法第二十四条第一項各号(法第二十
- 新株予約権証券等 次に掲げるすべての要件に該当することものが特定投資家向け有価証券でないこと。 当該株券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定める

口

- (1) 当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出別 当該新株予約権の行使により引き受けられ、若しくは転換される
- (2) 当該新株予約権証券等の発行者が法第二十四条第一項各号

当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府て内閣府令で定めるものを既に発行している者でないこと。に該当する当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券とし(法第二十七条において準用する場合を含む。)のいずれか

(3)

(4)等を一括して他の きは、 れる旨の制限が付されていることその他これに準ずるものと 該新株予約権証券等が第一条の四に定める場合に該当すると 受権証券)に、 離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは 資引受権付特定社債券である場合であつて、 令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。 して内閣府令で定める要件に該当すること。 当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引 当該新株予約権証券等(当該新株予約権証券等が新優先出 又は買い付けた者(当該者が適格機関投資家であつて、 当該適格機関投資家を除く。)が当該新株予約権証券 内閣府令で定める方式に従い、これを取得し の者に譲渡する場合以外の譲渡が禁止さ 特定社債券と分

ての要件に該当すること。 イ及び口に掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げるすべ

3ものを既に発行している者でないこと。 十七条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当する当該有価証券の発行者が法第二十四条第一項各号(法第二)

② 当該有価証券と同一種類のものとして内閣府令で定めるも

が特定投資家向け有価証券でないこと。

(3)口に準じて内閣府令で定める要件に該当すること。

売付け勧誘等により相当程度多数の者が所有する場合)

第 る有価証券を五百名以上の者が所有することとなる場合とする。 その売付け勧誘等に応じることにより、当該売付け勧誘等に係 の五 法第二条第四項第三号に規定する政令で定める場合

条の八の六 (略

第

(金融機関の範囲

第 十八条並びに第六十六条に規定する政令で定める金融機関は、 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。 十三条の七、第三十三条の八第一項、 三項及び第四項、 て準用する場合を含む。)、第二十八条第四項、 条の九 第二十七条の二十八第三項 法第二条第八項及び第十一項、 第三十三条第一項、第三十三条の五第二項、 (法第二十七条の二十九第二項におい 第五十条第一項第四号、 第二十七条の二第四項 第三十一条の四第 第五 第三 次に

~ 五 (略)

掲げるものとする。

第 条の九の三 電子情報処理組織を使用した取引業務から除かれるもの) 法第二条第八項第十号に規定する政令で定めるもの

売付け勧誘等により相当程度多数の者が所有する場合。

第 は、 る有価証券を五百名以上の者が所有することとなる場合とする。 条の八の三 その売付け勧誘等に応じることにより、当該売付け勧誘等に係 法第二条第四項第二号に規定する政令で定める場合

第

条の八の四 略

金融機関の範囲

第一 四号、 三項及び第四項、第三十三条、 て準用する場合を含む。)、第二十八条第四項、 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。 項、 条の九 法第二条第八項及び第十一項、 第二十七条の二十八第三項 第五十八条並びに第六十六条に規定する政令で定める金融機 第三十三条の七、第三十三条の八第一項、 (法第二十七条の二十九第二項にお 第三十三条の二、 第二十七条の二第四項 第三十三条の五第 第三十一条の四第 第五十条第一項第

一 <u>~</u> 五. (略)

関は、

次に掲げるものとする。

(電子情報処理組織を使用した取引業務から除かれるもの)

第一 条の九の三 法第二条第八項第十号に規定する政令で定めるもの

類似する方法により行うものとする。 類似する方法により行うものとする。

(競売買の方法による場合の基準)

、次に掲げるものとする。
第一条の十一法第二条第八項第十号イに規定する政令で定める基準は

毎月末日から起算して過去六月間に行われた上場有価証券等(毎月末日から起算して過去六月間に行われた上場有価証券等のすべての取引所金融商品市場及び店頭売別に該当するものを除く。以下この条において同じ。)の売買(デリバティブ取引のに係る総取引高の一営業日当たりの平均額の、当該六月間に行われた上場有価証券等のすべての取引所金融商品市場及び店頭売買有価証券市場における売買に係る総取引高の一営業日当たりの平均額に対する比率が百分の一であること。

して、 行われている場合をいう。)に該当するものを除く。)の売買又は)及び開示が行われている場合 は、 類似する方法により行うものとする。 第八項第十号イからホまでに掲げる売買価格の決定方法又はこれに その媒介、 第二条の十二 特定投資家向け有価証券 同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として法第二条 取次ぎ若しくは代理であつて、 $\overline{\mathcal{O}}$ 二第三項第 (法第四条第三項第四号に掲げるもの 号又は第三号に掲げるものを除く。 (法第四条第七項に規定する開示が 電子情報処理組織を使用

、競売買の方法による場合の基準)

、次に掲げるものとする。第一条の十一法第二条第八項第十号イに規定する政令で定める基準は

当たりの平均額に対する比率が百分の一であること。 場をいう。 バティブ取引に該当するものを除く。 以下同じ。 価証券市場 た上場有価証券等のすべての取引所金融商品市場及び店頭売買有 係る総取引高の一営業日当たりの平均額の、当該六月間に行われ)であつて同号イに掲げる売買価格の決定方法により行うものに 金融商品取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証 (法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。 毎月末日から起算して過去六月間に行われた上場有価証券等)をいう。以下この条において同じ。)の売買(デリ 以下同じ。 (法第六十七条第1)における売買に係る総取引高の 一項に規定する店頭売買有価証券市 以下この条において同じ。

いう。以下この条において同じ。)により新たに発行される有価証 新二条の二、法第二条の二第一項に規定する組織再編成を でのうち、組織再編成(法第二条の二第一項に規定する吸収分割会社 (会社法(平成十七年法律第八十六号)第七 は、新設合併消滅会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第七 は、(組織再編成対象会社の範囲) (組織再編成対象会社の範囲)	第二章 企業内容等の開示		定する株式会社商品取引所とする。	(略) 二 二 二
新設分割会社をいう。)及び株式移転完全子会社(同法第七百七十年、新設分割会社(同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社(同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社第二条の二 法第二条の二第四項第一号に規定する政令で定める会社第二条の二法第二条の二第四項第一号に規定する政令で定める会社第二条の二法第二条の二第四項第一号に規定する政令で定める会社第二条の二法第二条の二第四項第一号に規定する政令で定める会社第二条の二法第二条の二法第二条の二法第二条の二法第二条の二法第二条の三法第二条列表的三法第三条列表的三法第二条列表的三法第二条列表的三法第二条列表的三法第二条列表的三法第二条列表的三法第二条列表的三法第二条列表的三法第二条列表的三法第二条列表的三法第二条列表的三法第二条列表的言法第二条列表的三条列表的三条列表的三条列表的三条列表的三法的言法第二条列表的三条列表的三条列表的三条列表的三法第二条列表的一条列表的三条列表的三条列表的三条列表的三条列表的一条列表的三条列表的一条列表的一条列表的三条列表的一条列表的一条列表的一条列表的一条列表的一条列表的一条列表的一条列表的一	第二章 企業内容等の開示	設)		(略)

得するもの以外のものをいう。)及び株式移転完全子会社(同法第 七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。 は組織再編成により交付される既に発行された有価証券をすべて取 会社(会社法第七百六十三条第五号に規定する新設分割会社のうち た有価証券をすべて取得するもの以外のものをいう。)、 券をすべて取得し、 組織再編成により新たに発行される有価証券をすべて取得し、 又は組織再編成により交付される既に発行され 新設分割

となる会社とする。

(組織再編成発行手続における少人数向け勧誘に該当する場合)

第 る場合は、次に掲げるすべての要件に該当する場合とする。 一条の四の二 法第二条の二第四項第二号ロに規定する政令で定め

数が五十名以上である場合に該当しないこと。 格機関投資家のみであつて、 当該組織再編成発行手続に係る組織再編成対象会社株主等が適 当該組織再編成対象会社株主等の人

ハまでに定める要件に該当すること。 次のイからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、 当該イから

株券等 新株予約権証券等 第 一条の七第二号イに定める要件に該当すること。 第一条の七第二号ロに定める要件に該当

すること。

号ハに定める要件に該当すること。 イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券 第 一条の七第一

> 三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。)となる 会社とする。

(組織再編成発行手続における少人数向け勧誘に該当しないため

要件)

第 会社株主等の人数が五十名以上であることとする。 等が適格機関投資家のみである場合であつて る要件は、 一条の四の二 当該組織再編成発行手続に係る組織再編成対象会社株主 法第二条の二第四項第二号ロに規定する政令で定め 当該組織再編成対象

第二条の十 法第三条第三号ロに規定する政令で定めるものは、次に(法第二章の規定を適用する有価証券とみなされる権利の範囲)	は、組織再編成対象会社株主等が五百名以上である場合とする。第二条の七 法第二条の二第五項第三号に規定する政令で定める場合度多数である場合) (組織再編成交付手続における組織再編成対象会社株主等が相当程	(組織再編成交付手続における少人数向け勧誘に該当する場合) 第二条の六の二 法第二条の二の要件に該当する場合とする。 る場合は、次に掲げるすべての要件に該当する場合とする。 一 当該組織再編成交付手続に係る組織再編成対象会社株主等の人数が五十名以上である場合に該当しないこと。 一 次のイからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件に該当すること。 「四 新株予約権証券等 第一条の八の四第三号ロに定める要件に該当すること。」 下 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 第一条の八の四第三号ロに定める要件に該当すること。 「方 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 第一条の八の四第三号ロに定める要件に該当すること。」
第二条の十 法第三条第三号ロに規定する政令で定めるものは、次に(法第二章の規定を適用する有価証券とみなされる権利の範囲)	は、組織再編成対象会社株主等が五百名以上である場合とする。第二条の七 法第二条の二第五項第二号に規定する政令で定める場合度多数である場合) (組織再編成交付手続における組織再編成対象会社株主等が相当程	(新設)

(新設)	一 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号に 第二条の十二の三 法第四条第一項第四号に規定する政令で定める要 場合とする。 場合とする。
(新設)	う。以下同じ。)が国内で行われなかつたものとする。 第二条の十二の二 法第四条第二項に規定する有価証券発行勧誘等をい価証券は、国内で既に発行された有価証券でその発行の際にその有価証券は、国内で既に発行された有価証券に準ずる有価証券)
2・3 (略) 二~五 (略)	2・3 (略) 二~五 (略)
ヌ・ル(略)	ヌ・ル (略)
リ 法第四十三条の二第二項に規定する信託の受益権	に類するものとして内閣府令で定める信託の受益権リー 法第四十三条の二第二項に規定する信託の受益権その他これ
イ〜チ(略)	イ〜チ (略)
·)	·)
る投資に充てて運用を行う信託の受益権(次に掲げるものを除く	る投資に充てて運用を行う信託の受益権(次に掲げるものを除く
する資産の価額の総額の百分の五十を超える額を有価証券に対す	する資産の価額の総額の百分の五十を超える額を有価証券に対す
一 法第二条第二項第一号に掲げる権利のうち、その信託財産に属	一 法第二条第二項第一号に掲げる権利のうち、その信託財産に属
掲げる権利とする。	掲げる権利とする。

国債」という。) 次に掲げるすべての要件に該当すること。 掲げる有価証券の性質を有するもの(以下この号において「外国

- できること。

 ンターネットの利用その他の方法により容易に取得することが
 ンターネットの利用その他の方法により容易に取得する情報をイ
- 国債の売買が当該外国において継続して行われていること。

 国債の売買が当該外国国債の発行者が発行する他の外国
- 該情報を容易に取得することができること。 で定める情報(日本語又は英語で記載されたものに限る。)が当該外国政府その他これに準ずる者により公表されており、か当該外国国債の発行者の財政に関する情報その他の内閣府令
- 支払について保証しているものであること。 地方債」という。)の政府が当該外国地方債の元本の償還及び利息の地方債」という。) 次に掲げるすべての要件に該当すること。地方債」という。) 次に掲げるすべての要件に該当すること。 次に掲げる有価証券のうち同項第二号に表第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第二号に
- ができること。
 インターネットの利用その他の方法により容易に取得すること
 インターネットの利用その他の方法により容易に取得する情報を
- 者が発行する他の外国地方債の売買が継続して行われているこ発行国において、当該外国地方債又は当該外国地方債の発行

کی

該情報を容易に取得することができること。
つ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当が当該発行者その他これに準ずる者により公表されており、かが当該発行者の他の人に進ずる者により公表されており、か

- と。 特殊法人債」という。) 次に掲げるすべての要件に該当するこ掲げる有価証券の性質を有するもの(以下この号において「外国圏・法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第三号に
- ことができること。 報をインターネットの利用その他の方法により容易に取得する 国内における当該外国特殊法人債に係る売買価格に関する情 び利息の支払について保証しているものであること。

行国」という。)の政府が当該外国特殊法人債の元本の償還及

当該外国特殊法人債の発行者の属する外国

(ハにおいて

- われていること。
 一般行国において、当該外国特殊法人債の売買が継続して行動が、一般行国において、当該外国特殊法人債又は当該外国特殊法人
- インターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取。)が当該発行者により公表されており、かつ、国内において閣府令で定める情報(日本語又は英語で記載されたものに限る当該外国特殊法人債の発行者の経理に関する情報その他の内

得することができること。

四 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第五号がの第七号までに掲げる有価証券の性質を有するもの(同項第五号がの第七号までに掲げる有価証券の性質を有するもの(同項第五号があります。以下この号において「外国債券」という。)を含む。以下この号において「外国債券」という。)を含む。以下この号において「外国債券」という。)を含べての要件に該当すること。

- 当該外国債券が発行された外国の法令又は指定外国金融商品 当該外国債券が発行された外国の法令又は指定外国金融商品取引所に上場されている場合以外の場合にあつては 国金融商品取引所に上場されている場合以外の場合にあつては 国金融商品取引所に上場されている場合以外の場合にあつては 当該外国債券が発行された外国の法令又は指定外国金融商品 当該外国債券が発行された外国の法令又は指定外国金融商品

することができること。

することができること。

することができること。

することができること。

することができること。

することができること。

できること。

「できることの利用その他の方法により容易に取得することが」

「国内における当該外国株券に係る売買価格に関する情報をイ

と。 当該外国株券が指定外国金融商品取引所に上場されているこ

当該国内発行株券(法第二十四条第一項の規定により有価証制を行された外国の法令又は当該外国株券が上場されている。対発行された外国の法令又は当該外国株券が上場されている。対発行者の経理に関する情報その他の内閣府令で定める情報(の方法により当該情報を容易に取る。)が発行者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該外国株券(国内発行株券を除く。以下ハにおいて同じ。当該外国株券(国内発行株券を除く。以下ハにおいて同じ。

券報告書を提出している者が発行者である国内発行株券を除く。)に係る有価証券発行勧誘等が行われた外国の法令又は当該国内発行株券が上場されている指定外国金融商品取引所の定める規則に基づき、当該発行者の経理に関する情報その他の内閣の対策を定める情報(日本語又は英語で記載されたものに限る。)が当該発行者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができること。

れかの要件に該当すること。

当該有価証券に表示される権利が次に掲げる有価証券のいず

(1) 株券、法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち投資証券若しくは外国投資証券で投資証券で投資証券で投資証券のうち株券の性質を有するもの又は同項第二十号に掲げる有価証券のうち株券に類する証券又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち株券に類する証券又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するものに係る権利を表示するものに限る。)であつて、取引所金融商品市場又は指定外国金融商品取引所であつて、取引所金融商品市場又は指定外国金融商品取引所であつて、取引所金融商品市場又は指定外国金融商品取引所であつて、取引所金融商品市場又は指定外国金融商品取引所であって、取引所金融商品市場又は指定外国金融商品取引所であって、取引所金融商品市場又は指定外国金融商品取引所であって、取引所金融商品市場又は指定外国金融商品取引所であって、取引所金融商品市場又は指定外国金融商品取引所であって、取引所金融商品市場又は指定外国金融商品取引所

は同項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第五号に掲げる2 当該有価証券の発行者が発行する法第二条第一項第五号又

ものであること。 ものであること。

- 本されていること。 載されていること。 載されていること。 載されていること。 載されていること。 載されていること。 載されていること。 が当該有価証券に当該有価証券を売付けた金融商品取引業者等
- できること。

 フターネットの利用その他の方法により容易に取得することが
 フターネットの利用その他の方法により容易に取得する情報をイー
- ホ 第四号ハに掲げる要件に該当すること。
- 価証券に該当するものに限る。)に係る権利又は法第二条第一へ善当該有価証券が株券(法第二十四条第一項第一号に掲げる有

る権利を表示するものであること。いるものに限る。ニにおいて「預託外国株券」という。)に係取引所金融商品市場又は指定外国金融商品取引所に上場されて項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの(

できること。

できること。

フターネットの利用その他の方法により容易に取得することが
コー国内における当該有価証券に係る売買価格に関する情報をイー

トの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することが | 当該有価証券が預託外国株券に係る権利を表示するものであ | 当該有価証券が預託外国株券に係る権利を表示するものであ | 当該有価証券が預託外国株券に係る権利を表示するものであ | 宣の法令又は指定外国金融商品取引所の定める規則に基づき、 | 当該有価証券が指定外国金融商品取引所に上場されていること。

|条の十二の四 (略)

できること。

第

(少人数向け勧誘に係る告知を要しない勧誘

準用する場合を含む。)に規定する政令で定めるものは、次に掲げ第三条の二の三 法第二十三条の十三第四項(法第二十七条において

第二条の十二の二(略)

(少人数向け勧誘に係る告知を要しない勧誘)

準用する場合を含む。)に規定する政令で定めるものは、次に掲げ第三条の二の三 法第二十三条の十三第四項(法第二十七条において)

るものに限る。)とする。
る有価証券の有価証券発行勧誘等(同項各号に定める場合に該当す

- 一 新優先出資引受権証券
- 一•三 (略)

第三条の三 削除

める場合に該当するものに限る。)とする。
る有価証券発行勧誘等をいい、法第二十三条の十三第四項各号に定る有価証券の有価証券発行勧誘等(法第四条第一項第四号に規定す

株券、新株予約権証券又は新優先出資引受権証券

二·三 (略)

(海外発行証券の少人数向け勧誘)

一 特定投資家向け有価証券(当該有価証券を含む。次項において同 第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。以下同じ 第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。以下同じ 参に該当することとなる場合の有価証券が特定投資家向け有価証 が特定投資家向け売付け勧誘等(法第二条 で)。)

券発行勧誘等が国内で行われなかつたもの(特定投資家向け有価証国内で既に発行された有価証券であつてその発行の際にその有価証

2

法第二十三条の十四第

項に規定する政令で定める有価証券は、

(前号に掲げるものを除く。

次項にお

(法第四条

て同じ。

が国内で行われたもの

第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等をいう。

当該有価証券の発行の際にその有価証券発行勧誘等

(新設)	は、五十名未満の者を相手方として行う場合とする。第十四条の十四 法第二十七条の三十一に規定する政令で定める場合(特定証券情報の提供又は公表を要しない場合)
(新設)	第三章の四 特定証券情報等の提供又は公表
三(略) 出位を取得するものに限る)	三(略)
	取得するものに限る。)
買に係るオプ	
して法	して法
2 (各) 第六条 (略)	2 (各) 第六条 (略)
(公開買付けによらなければならない有価証券等)	(公開買付けによらなければならない有価証券等)
の場合にはその譲渡を行わないことを約することとする。	
有価証券を買い付けた者が、	

第四章 金融商品取引業者等

(幹事会社となる有価証券の元引受け)

第十五条 券の全部若しくは一部につき他にこれを取得する者がない場合にそ 勧誘をいう。 をいう。)の締結に際し、 商品取引業者及び登録金融機関 せることを目的として当該有価証券の発行者若しくは所有者 下同じ。)に際して締結する契約であつて、当該有価証券を取得さ 法第二条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。 け取得勧誘 残部を発行者若しくは所有者から取得することを内容とするもの から当該有価証券の全部若しくは一部を取得し、又は当該有価証 融機関をいう。以下同じ。)を除く。以下この条において同じ。 元引受契約(有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向 法第二十八条第一項第三号イに規定する政令で定めるもの (法第四条第三項第一号に規定する特定投資家向け取得 以下同じ。) 若しくは特定投資家向け売付け勧誘等(有価証券の発行者又は所有者と当該元引 (法第二条第十一項に規定する登録 (金融 以

(多数の者を相手方として行う場合)

受契約の内容を確定するための協議を行うもので内閣府令で定める

ものとする。

場合は、五十名以上の者を相手方として、同号ロに掲げる取引を行第十五条の十九 法第三十三条第二項第五号に規定する政令で定める

第四章 金融商品取引業者等

(幹事会社となる有価証券の元引受け)

第十五条 う。 は、 者若しくは所有者から取得することを内容とするものをいう。 及び登録金融機関 的として当該有価証券の発行者若しくは所有者(金融商品取引業者 際して締結する契約であつて、当該有価証券を取得させることを目 勧誘をいう。 け取得勧誘(法第四条第三項第一号に規定する特定投資家向け取得 を確定するための協議を行うもので内閣府令で定めるものとする。 締結に際し、 くは一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を発行 価証券の全部若しくは一部を取得し、 元引受契約(有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向 以下同じ。)を除く。以下この条において同じ。)から当該有 法第二十八条第一項第三号イに規定する政令で定めるも 有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容 以下同じ。)若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に (法第二条第十一項に規定する登録金融機関をい 又は当該有価証券の全部若し

(多数の者を相手方として行う場合)

場合は、均一の条件で、五十名以上の者を相手方として、同号ロに第十五条の十九 法第三十三条第二項第五号に規定する政令で定める

う場合とする。

(情報通信の技術を利用した提供

第十五条の二十二 相 第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、 準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により法 的 内閣府令で定めるところにより、 用する場合を含む。 一第六項、 一項、第三十七条の四第二項、 方法による承諾を得なければならない。 手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条におい 「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、 一十四条の 第四十条の五第三項及び第四十二条の七第二項において 金融商品取引業者等は、 |第十| 第三十四条の四第三項、 項 (法第三十四条の四第六項において準 第三十七条の五第二項、第四十条の あらかじめ、 法第三十四条の二第四項 当該事項を提供する 第三十七条の三第 書面又は電磁

2 (略

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

項に規定する内閣府令で定める方法(以下この条において「電磁的項(法第三十四条の二第十一項の規定による書面による同意に代えて同条第十二場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により、法第三十場合を含む。)及び第四十三条の四第二項において準用する場合を含む。)及び第四十三条の四第二項において準用する場合を含む。)

掲げる取引を行う場合とする。

(情報通信の技術を利用した提供)

第十五条の二十二 いう。 項に規定する事項を提供しようとするときは、 四第二項、 得なければならない。 用いる同項に規定する方法 ころにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、 の五第三項及び第四十二条の七第二項において準用する場合を含む (法第三十四条の四第三項、 以下この条において同じ。)の規定により法第三十四条の二第四)の種類及び内容を示し、 第三十七条の五第二項、 金融商品取引業者等は、 (以下この条において 第三十七条の三第二項、 書面又は電磁的方法による承諾 第四十条の二第六項、 法第三十四条の二第四 内閣府令で定めると 「電磁的方法」と 第三十七条の 第四十条 項

2 (略

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第十五条の二十三 方法」という。 項に規定する内閣府令で定める方法 三十四条の三第 する場合を含む。 (法第三十四条の四第四項及び第四十三条の四第二項において準用)により同意を得ようとするときは、 |項の規定による書面による同意に代えて同条第| 金融商品取引業者等は、 以下この条において同じ。 (以下この条において 法第三十四条の の規定により、 内閣府令で定 「電磁的 第 法第 三項

的方法による承諾を得なければならない。対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に方法」という。)により同意を得ようとするときは、内閣府令で定

(対象契約が継続的契約である場合における技術的読替え)

第十五条の二十四

略

除く。 四号に係る部分に限る。 出について、 び第四号に係る部分に限る。)を除く。 なす」とあるのは、 項第二号の対象契約が投資顧問契約又は投資一任契約である場合に おける同項の規定の適用については、 期限日 当該申出者は、 法第三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の三第四 の規定の適用については、 (当該申出者が期限日以前に行う第七項に規定する更新申 金融商品取引業者等が次条第二項の規定による書面の 特定投資家とみなし、 「この法律(この款及び第四十五条)の規定の適用については、 当該申出者は、 同項中「この法律(この款を)の規定の適用については 第四十五条 特定投資家とみ (第三号及び第 当該申出者は (第三号及

的方法による承諾を得なければならない。対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に

限りでない。

限りでない。

「関いてない。

「関いのでは、

の中出があったときは、

当該相手方に対し、

は第三十四条の

三第三の中出があったときは、

当該相手方に対し、

法第三十四条の

三第三がら書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない

前項の規定による承諾を得た金融商品取引業者等は、当該相手方

(対象契約が継続的契約である場合における技術的読替え)

第十五条の二十四 (略)

2

四号に係る部分に限る。)の規定の適用については、 項第二号の対象契約が投資顧問契約又は投資一任契約である場合に 出について、 び第四号に係る部分に限る。)を除く。)の規定の適用については 除く。)の規定の適用については、 なす」とあるのは、 おける同項の規定の適用については、 期限日 当該申出者は、 法第三十四条の四第四項において準用する法第三十四条の三第四 (当該申出者が期限日以前に行う第七項に規定する更新申 金融商品取引業者等が次条第二項の規定による書面 特定投資家とみなし、 「この法律(この款及び第四十五条 当該申出者は、 同項中「この法律(この款を 第四十五条 特定投資家とみ (第三号及び第 当該申出者は (第三号及

をした場合には、当該更新申出に係る期限日)までの間に限り、特る承諾をし、かつ、当該申出者が同項の規定による書面による同意交付及び確認並びに同条第六項において準用する第二項の規定によ

(運用の対象となる特定資産から除かれるもの)

定投資家とみなす」とする。

定める資産は、次に掲げるものとする。第十五条の二十五、法第三十五条第一項第十五号イに規定する政令で

一 商品取引所法第二条第四項に規定する商品

三 (略)

(不招請勧誘等が禁止される契約)

とする。告清算取次ぎを除く。)若しくは代理を行うことを内容とする契約行うこと又は顧客のためにこれらの取引の媒介、取次ぎ(有価証券顧客を相手方として店頭デリバティブ取引のうち次に掲げる取引を第十六条の四 法第三十八条第四号に規定する政令で定めるものは、

√三 (略)

前項に規定する契約又は次に掲げる契約とする。2 法第三十八条第五号及び第六号に規定する政令で定めるものは、

· 二 (略)

定投資家とみなす」とする。をした場合には、当該更新申出に係る期限日)までの間に限り、特る承諾をし、かつ、当該申出者が同項の規定による書面による同意交付及び確認並びに同条第四項において準用する第二項の規定によ

(運用の対象となる特定資産から除かれるもの)

定める資産は、次に掲げるものとする。第十五条の二十五 法第三十五条第一項第十五号イに規定する政令で

(略)

項に規定する商品商品の出土工年法律第二百三十九号)第二条第四商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第四

三 (略)

(不招請勧誘等が禁止される契約)

等清算取次ぎを除く。) 若しくは代理を行うことを内容とする契約等清算取次ぎを除く。) 若しくは代理を行うことを内容とする契約行うこと又は顧客のためにこれらの取引の媒介、取次ぎ(有価証券顧客を相手方として店頭デリバティブ取引のうち次に掲げる取引を第十六条の四 法第三十八条第三号に規定する政令で定めるものは、

一〜三 (略)

前項に規定する契約又は次に掲げる契約とする。2 法第三十八条第四号及び第五号に規定する政令で定めるものは

·二 (略)

(分別管理の対象から除かれる有価証券関連取引)

める取引は、店頭デリバティブ取引に類するものとして金融庁長官第十六条の十五 法第四十三条の二第一項第二号に規定する政令で定

(削る)

が指定する取引に該当するものとする。

(削る)

とができる場合) | (国内にある者を相手方として有価証券関連業に係る行為を行うこ |

(略)

ての勧誘をすることなく、外国から次に掲げる行為を行う場合(二)外国証券業者が、法第二十八条第八項各号に掲げる行為につい

(分別管理の対象から除かれる有価証券関連取

める取引は、次に掲げる取引とする。 第十六条の十五 法第四十三条の二第一項第二号に規定する政令で定

外国市場デリバティブ取引に該当するもの

ものとして金融庁長官が指定する取引に該当するもの店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引に類する

とができる場合) (国内にある者を相手方として有価証券関連業に係る行為を行うこ)

第十七条の三 法第五十八条の二ただし書に規定する政令で定める場合を除く。)を除く。)とする。

(略)

ての勧誘をすることなく、外国から次に掲げる行為を行う場合(外国証券業者が、法第二十八条第八項各号に掲げる行為につい

前号に該当する場合を除く。)

国内にある者の注文を受けて、当該者を相手方として行う法 国内にある者の注文を受けて、当該者を相手方として行う法 国内にある者の注文を受けて、当該者を相手方として行う法 国内にある者の注文を受けて、当該者を相手方として行う法 国内にある者の注文を受けて、当該者を相手方として行う法

ロ 有価証券関連業を行う金融商品取引業者(第一種金融商品取口 有価証券関連業を行う金融商品取引業者(第一条の八の六第一項第二号イ又はロのいずれかに該当 第五号に掲げる行為のうち内閣府令で定めるもの又は国内にあ 第五号に掲げる行為のうち内閣府令で定めるもの又は国内にある者 (第一条の八の六第一項第二号イ又は口のいずれかに該当 第五号に掲げる行為のうち内閣府令で定めるもの又は国内にある者 (第一種金融商品取 有価証券関連業を行う金融商品取引業者(第一種金融商品取 する者に限る。)を相手方として行う法第二十八条第八項第四 計業を行うことにある。

三 (略)

号に掲げる行為

第四章の三 信用格付業者

(事業報告書の提出期限)

第十八条の四の二 法第六十六条の三十八に規定する政令で定める期

前号に該当する場合を除く。)

イ

る者 引業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた者に限る。 ずれかに該当する者に限る。)を相手方として行う法第二十八 号に掲げる行為 する者に限る。) 第五号に掲げる行為のうち内閣府令で定めるもの又は国内にあ う有価証券の売買若しくは法第二十八条第八項第三号若しくは 条第八項第四号に掲げる行為若しくは同項第六号に掲げる行為 るもの又は当該者 取引の媒介、取次ぎ及び代理を除く。)のうち内閣府令で定め る行為若しくは同項第六号に掲げる行為(同項第四号に掲げる 第二十八条第八項第一号から第三号まで若しくは第五号に掲げ)による代理又は媒介により、 (同項第四号に掲げる取引の媒介、取次ぎ及び代理に限る。 国内にある者の注文を受けて、当該者を相手方として行う法 有価証券関連業を行う金融商品取引業者(第一種金融商品 (第一条の八 を相手方として行う法第二十八条第八項第四 の四第 (第一条の八の四第一項第二号イ又はロの 一項第二 国内にある者を相手方として行 一号イ又はロのいずれかに該当

三 (略)

(新設)

(新設)

認を受けた期間とする。

認を受けた期間とする。ただし、外国法人(法人でない外国の団体で代別を受けた期間とする。ただし、外国法人(法人でない外国の団体で代別を受けた期間とする。ただし、外国法人(法人でない外国の団体で代別を受けた期間とする。

(説明書類の縦覧を開始するまでの期間)

第十八条の四の三 により、 間は、 金融庁長官の承認を受けた期間とする。 できないと認められる場合には ともに、 に規定する説明書類をいう。 四月とする。 インターネットの利用その他の方法により公表することが その事業年度経過後四月を経過した日から説明書類 法第六十六条の三十九に規定する政令で定める期 ただし、 外国法人が、)

を

備え

置き、 内閣府令で定めるところにより、 その本国の法令又は慣行 公衆の縦覧に供すると (同 条

期 (新設)

場合について準用する会社法の規定の読替え)(信用格付業者が電子公告により信用格付業の廃止等の公告をする

(新設)

読み替える会社 読み替えられる字句 読み替える字句

十第一項第三号 により解	第六十六条の四 破産手続開	十第一項第二号	第六十六条の四法人を仕		十九事務所	第六十六条の三 すべての		°	号 に準ずる	十八第二項第三 事項証明書	第六十六条の二 定款及び	規定	読み替える法の読み替え	的読替えは、次の表のと	の規定の適用に当たつて	第十八条の四の五 信用格	(外国法人に対する法の	<	三項(各号を除 これらの	第九百四十条第 前二項
解散したときたとき、又は本店の所在す	開始の決定 破産手続開始の決定を受け		人を代表する役員 法人の役員	は事務所	に設けるすべての営業所又	の営業所又は 信用格付業を行うため国内	所の登記事項証明書	ける主たる営業所又は事務	に準ずるものを含む を含む。) 並びに国内にお	書(これら 明書(これらに準ずるもの	定款及び会社の登記 定款及び会社の登記事項証		読み替えられる字句 読み替える字句	の表のとおりとする。	の規定の適用に当たつての法第六十六条の四十七の規定による技術	信用格付業者が外国法人である場合について、法	の規定の適用に当たつての技術的読替え)		同項の	第一項

(新 設)

(法人でない団体で代表者	た法人	第一項第二号ニ
信用格付業者であつた法人	信用格付業者であつ	第二十九条の四
		規定
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える法の
		とおりとする。
る技術的読替えは、次の表の	ての法第六十六条の四十七の規定による技術的読替えは、	ての法第六十六
いて、法の規定の適用に当たつ	のである場合につ	人の定めのあるも
へでない団体で代表者又は管理	信用格付業者が法人でない	第十八条の四の六
「え)	の規定の適用に当たつての技術的読替え)	の規定の適用に
への定めのあるものに対する法	法人でない団体で代表者又は管理人の定め	(法人でない団)
当する者		
する国において清算人に相		
その清算人又は本店の所在	その清算人	
を開始したときを含む。)		
る営業所又は事務所の清算		十第一項第四号
解散したとき(国内におけ	解散したとき	第六十六条の四
する者		
において破産管財人に相当		
その破産管財人又は当該国	その破産管財人	
の手続を開始したとき		
に基づき破産手続と同種類		
る国において当該国の法令		

(新設)

(法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものに対	国の団体で代表者又は	(法人でない外
解散に相当する行為	解散	十第三項
合併に相当する行為	合併	第六十六条の四
つた者		
その代表者又は管理人であ	その清算人	
とき		
解散に相当する行為をした	解散したとき	十第一項第四号
合併に相当する行為	合併	第六十六条の四
たとき	により解散したとき	十第一項第三号
破産手続開始の決定を受け	破産手続開始の決定	第六十六条の四
		十第一項第二号
合併に相当する行為	合併	第六十六条の四
を含む。)		
るものの代表者又は管理人		
表者又は管理人の定めのあ		第一項第二号へ
役員(法人でない団体で代	役員	第二十九条の四
を含む。)		
るものの代表者又は管理人		
表者又は管理人の定めのあ		
役員(法人でない団体で代	役員	
のを含む。)		
又は管理人の定めのあるも		

信用格付業者が法人でない外国の団体で代表者又

第十八条の四の七

の四十七の規定による技術的読替えは、

前二条の規定にかかわらず

十第一項第三号及び第四号の規定の適用に当たつての法第六十六条は管理人の定めのあるものである場合について、法第六十六条の四

する法の規定の適用に当たつての技術的読替え)

、次の表のとおりとする。	りとする。	
読み替える法の	読み替えられる字句	読み替える字句
規定		
第六十六条の四	破産手続開始の決定	破産手続開始の決定を受け
十第一項第三号	により解散したとき	たとき、又は本店の所在す
		る国において当該国の法令
		に基づき破産手続と同種類
		の手続を開始したとき
	その破産管財人	その破産管財人又は当該国
		において破産管財人に相当
		する者
第六十六条の四	合併	合併に相当する行為
十第一項第四号	解散したとき	解散に相当する行為をした
		とき(国内における営業所
		又は事務所の清算を開始し
		たときを含む。)
	その清算人	その代表者又は管理人であ
		つた者(国内における営業

第五十七条	第十八条の四の八 二十七の登録又は信 における法第六十六 における法第六十六 をのとおりとする。
第二十九条若しくは第二十二条の二の登録、第三十三条の二の登録、第三十条第一項の変更登録	読み替える法の 読み替えられる字句 読み替える字句 読み替える法の における法第六十六条の四十八の規定による技術的読替えは、次のにおける法第六十六条の四十八の規定による技術的読替えは、次のにおける法第六十六条の四十八の規定による技術的読替えは、次のにおりとする。

_	
	第二項、
	十二条の二第一項若
	しくは第二項、第五
	第五十二条第一項若
	、第五十一条の二、
	き、又は第五十一条
しくは第二項	付することとしたと
六十六条の四十二第一項若	の規定により条件を
第六十六条の四十一又は第	第三十条の二第一項
	第四項の承認
	前条第三項若しくは
	四項の承認若しくは
	登録、第三十五条第
	十一条第四項の変更
	第六項の認可、第三
	若しくは第三十一条
	録、第三十条第一項
	第三十三条の二の登
第六十六条の二十七の登録	第二十九条若しくは
	又は第五十六条の三
	十三条、第五十四条
	条の二第一項、第五
	条第一項、第五十二

十三条、第五十四条

しくは前条第二項、第五十六条の三若

第四章の四 金融商品取引業協会

第十八条の四の九~第十八条の四の十一

略

第四章の五 投資者保護基金

(特別の関係にある者)

者(以下この条において「共同保有者」という。)の関係 株式会社金融商品取引所をいう。以下同じ。)の対象議決権を行使することを合意している 第一九条の三の三、第十九条の三の三の二の二及び第十九条の三の四の二において同じ。)を取得し、若しくは保有し、又は当該株式 会社金融商品取引所をいう。以下同じ。)の対象議決権(法 法 共同で株式会社金融商品取引所(法第二条第十八項に規定する

第四章の三 金融商品取引業協会

第十八条の四の二~第十八条の四の四

(略

第四章の四 投資者保護基金

(特別の関係にある者)

主を除く。)とする。

一文定める特別の関係にある者は、次に掲げる関係にある者(特定株で定める特別の関係にある者は、次に掲げる関係にある者(特定株及び第百六条の九において準用する場合を含む。)に規定する政令第十九条の三 法第百三条の二第五項第二号(法第百三条の三第二項

」という。)の関係 共同で株式会社金融商品取引所の対象議決権(法第百三条の二人で持定する対象議決権をいう。以下この号、第十九条の三の三の二において同じ。)を取得し、若し第一項に規定する対象議決権をいう。以下この号、第十九条の三年、共同で株式会社金融商品取引所の対象議決権(法第百三条の二共同で株式会社金融商品取引所の対象議決権(法第百三条の二共同で株式会社金融商品取引所の対象議決権(法第百三条の二共同で株式会社金融商品取引所の対象議決権(法第百三条の二共同で株式会社金融商品取引所の対象議決権(法第百三条の二共同で表述という。)の関係

二~四 (略)

(略

2 \ 4 略

5 会社をいう。 取引所、金融商品取引所持株会社 第一 項の 「特定株主」とは、 認可金融商品取引業協会、 商品取引所又は商品取引所持株 金融商品

6

(略)

対象議決権を取得し又は保有することができる者) (株式会社金融商品取引所の対象議決権の保有基準割合以上の数の

第十九条の三の三 法第百六条の三第一項に規定する政令で定める者 次に掲げる者とする。

規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。以下この条にお て同じ。)であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者 外国金融商品取引市場開設者 (法第六十条の二第一項第六号に

株会社、 認可を受けてその総株主の議決権の保有基準割合 認可金融商品取引業協会、 する株式会社金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社が、 の二第一項に規定する保有基準割合をいう。 て同じ。)以上の数の対象議決権を取得し、 その者が法第百六条の三第一項又は第百六条の十七第一項 -七条の三第三項に規定する子会社をいう。 商品取引所又は商品取引所持株会社の子会社 金融商品取引所 又は保有しようと 以下この条におい 以下この条並びに 金融商品取引所持 (法第百三条 (法第八

> 2 \ 4 (略

5

取引所又は金融商品取引所持株会社をいう。 第一 項の 「特定株主」とは、 認可金融商品取引業協会、 金融商品

6 略

(株式会社金融商品取引所の対象議決権の保有基準割合以上の数

対象議決権を取得し又は保有することができる者)

第十九条の三の三 法第百六条の三第一項に規定する政令で定める者 は、 次に掲げる者とする。

(略)

て同じ。)であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者 規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。以下この条にお 外国金融商品取引市場開設者 (法第六十条の二第一項第六号に

イ・ロ

認可を受けてその総株主の議決権の保有基準割合 半数を保有する会社をいう。 持株会社の子会社 認可金融商品取引業協会、 する株式会社金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社が、 て同じ。)以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようと の二第一項に規定する保有基準割合をいう。 その者が法第百六条の三第一項又は第百六条の十七第一項 (法人がその総株主又は総社員の議決権の過 金融商品取引所又は金融商品取引所 この場合において 以下この条におい 法人及びその (法第百三条

ること。 第四号ハ及び第五号ハにおいて「特定子会社」という。)であ 第四十四条第十三項及び第十四項において同じ。)(次号ハ、

\equiv (略)

兀 つて、 る外国商品市場を開設する者をいう。次号において同じ。) であ 外国商品市場開設者(商品先物取引法第二条第十二項に規定す 次に掲げるすべての要件を満たす者

引法第九条若しくは第七十八条の許可と同種類の許可又はこれ に類する免許その他の行政処分を受けていること。 その本店又は主たる事務所の所在する国において商品先物取

口 引法(同法に基づく命令を含む。 が要請する場合には当該要請に応ずる旨の保証をしていること 行する当局が、 その本店又は主たる事務所の所在する国における商品先物取)の執行のために行う行政上の調査に関する協力を我が国 法 (法に基づく命令を含む。)に相当する外国の法令を執 次号口において同

五. する会社であつて前号に掲げる者以外の者をいう。 外国商品市場開設者持株会社 引所又は金融商品取引所持株会社が、 象議決権を取得し、 認可を受けてその総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対 その者が法第百六条の三第 又は保有しようとする株式会社金融商品取 (外国商品市場開設者を子会社と 項又は第百六条の十七第一項の 特定子会社であること。 以下この号に

> の会社は、当該法人の子会社とみなす。 子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他 若しくは二以上の子会社又は当該法人の一若しくは二以上の (同号ハにおいて「特定子会社」という。) であること。 次号において同じ。

三 (略)

(新設)

(新設)

おいて同じ。 引法(同法に基づく命令を含む。 五第一項の認可と同種類の認可又はこれに類する許可その他 持株会社であることについて商品先物取引法第九十六条の二十 る外国の法令を執行する当局が、 行為をしていること。 その本店又は主たる事務所の所在する国における商品先物取)であつて、 次に掲げるすべての要件を満たす者 当該者が外国商品市場開設者 口において同じ。 に相当す

口 当該要請に応ずる旨の保証をしていること。 引法に相当する外国の法令を執行する当局が、 に行う行政上の調査に関する協力を我が国が要請する場合には その本店又は主たる事務所の所在する国における商品先物取 法の執行のため

こと 議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、 有しようとする株式会社金融商品取引所が その者が法第百六条の三第 一項の認可を受けてその総株主の 特定子会社である 又は保

(特別の関係にある者)

第十九条の三の三の二 (略)

2 • 3 (略)

4 融商品取引所持株会社 る場合にあつては、 取引所又は商品取引所(法第百六条の二十八第四項の規定を適用す 項の「特定株主」とは、 認可金融商品取引業協会、 商品取引所又は商品取引所持株会社) 認可金融商品取引業協会、 金融商品取引所、 金融商品 をい 金

(特別の関係にある者)

2 • 3 (略) 第十九条の三の三の二

(略)

4 ては、 品取引所(法第百六条の二十八第四項の規定を適用する場合にあ 所持株会社)をいう。 第一 認可金融商品取引業協会、 項の「特定株主」とは、 認可金融商品取引業協会又は金融商 金融商品取引所又は金融商品取

	て、第四条の四第三項中「第百四十七条第一項又は第百四十八条第
	に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合におい
	において準用する第十九条の三第四項の場合においてこれらの規定
	4 第四条の四第三項の規定は、第一項第二号及び第二項並びに前項
	する。
	3 第十九条の三第四項の規定は、第一項の規定の適用について準用
	当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。
	える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ
	2 共同保有者が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超
	三一被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係
	会社(以下この条において「被支配会社」という。)との関係
	ている者(以下この条において「支配株主等」という。)と当該
	二 会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有し
	において「共同保有者」という。)の関係
	会社の対象議決権を行使することを合意している者(以下この条
	一 共同で会社の対象議決権を取得し、若しくは保有し、又は当該
	は、次に掲げる関係にある者とする。
	三条の二第五項第二号に規定する政令で定める特別の関係にある者
(新設)	第十九条の三の四の二 法第百三十三条の二において準用する法第百
	(特別の関係にある者)
5 (略)	5 (略)

部分に限る。 とあるのは 百四十七条第一項又は第百四十八条第 項 項、 (これらの規定を同法第二百二十八条第一 第二百三十九条第 「株式」と読み替えるものとする。 において準用する場合を含む。 項及び第一 項」と、 百七十六条 項、 とあるのは 第二百三十五条 (第 一号に係る

(自主規制法人について準用する監督規定の読替え)

、次の表のとおりとする。
はの規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは規制業務を行う場合の監督について、法第百五十三条の四において規制業務を行う場合の監督について、法第百五十三条の四において 規制業務を行う場合の監督について、法第百五十三条の四において 自主規制法人が法第八十五条第一項の認可によ 第十九条の三の十六 自主規制法人が法第八十五条第一項の認可によ 第

蒜

規

			 ľ
成定がみ替える法の	読み替えられる字句	読み替える字句	111
(略)	(略)	(略)	
^免 百四十九条第	(略)	(略)	£=£=
可	、業務規程、受託契	及び業務規程	
	約準則及び第百五十		
	六条の十九第一項の		
	承認を受けて行う金		
	融商品債務引受業に		
	係る業務方法書		

第

(自主規制法人について準用する監督規定の読替え)

、次の表のとおりとする。
、次の表のとおりとする。
はの規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは規制業務を行う場合の監督について、法第百五十三条の四において規制業務を行う場合の監督について、法第百五十三条の四において規制業務を行う場合の監督について、法第百五十三条第一項の認可によ第十九条の三の十六。自主規制法人が法第八十五条第一項の認可によ

	務方法書	
	債務引受業に係る業	
	受けて行う金融商品	
	六条の十九の承認を	
	約準則及び第百五十	
及び業務規程	、業務規程、受託契	二項
(略)	(略)	第百四十九条第
(略)	(略)	略)
読み替える字句	読み替えられる字句	規定

「名称の使用制限の適用除外) (名称の使用制限の適用除外) (名称の使用制限の適用除外) (名称の使用制限の適用除外) (名称の使用制限の適用除外) (名称の使用制限の適用除外) (名称の使用制限の適用除外)	で定める割合は、三分の一とする。 第十九条の八 法第百五十六条の三十九第一項第八号に規定する政令の総数に占める割合) (異議を述べた金融商品取引関係業者の数の金融商品取引関係業者	(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定) 第十九条の七 法第百五十六条の三十九第一項第二号及び第四号二、第一五十六条の四十三並びに第百五十六条の六十第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 正 第十九条の九各号に掲げる指定	第五章の四 指定紛争解決機関	(略) (略) (略)
(新 設)	(新 設)	(新 設)	(新設)	(略)
				略)
				(略)

規定による指定

三 農業協同組合法第九十二条の六第 項の規定による指定

八七六五四 水産業協同組合法第百二十一条の六第 一項の規定による指定

中小企業等協同組合法第六十九条の二第一 項の規定による指定

信用金庫法第八十五条の四第 項の規定による指定

長期信用銀行法第十六条の八第一 項の規定による指定

労働金庫法第八十九条の五第 項の規定による指定

九 第四十一条の三十九

貸金業法 (昭和五十八年法律第三十二号)

保険業法第三百八条の二第 項の規定による指定

項の規定による指定

農林中央金庫法第九十五条の六第 項の規定による指定

信託業法第八十五条の二第 項の規定による指定

資金決済に関する法律 (平成) 干 年法律第五十九号) 第

十九条第一項の規定による指定

(安定操作取引をすることができる場合)

とをいう。次条において同じ。)は、 はその申込み、委託等 買等をいう。以下この項において同じ。)をいう。以下同じ。)又 つてする一連の有価証券売買等 (有価証券等清算取次ぎを除く。 第三項及び次条において同じ。)若しくは受託等(媒介、取次 安定操作取引 (法第四十四条第一号に規定する委託等をい (法第百五十九条第三項に規定する目的をも (同条第二項に規定する有価証券売)又は代理の申込みを受けるこ 有価証券の募集(五十名以上

(安定操作取引をすることができる場合)

第二十条 とをいう。 う。 買等をいう。以下この項において同じ。)をいう。以下同じ。)又 はその申込み、委託等 つてする一連の有価証券売買等 (有価証券等清算取次ぎを除く。) 又は代理の申込みを受けるこ 第三項及び次条において同じ。)若しくは受託等(媒介、 安定操作取引 次条において同じ。)は、 (法第四十四条第一号に規定する委託等をい (法第百五十九条第三項に規定する目的をも (同条第二項に規定する有価証券売 有価証券の募集(五十名以上 取次

、してはならない。 一大の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。)を容易にするために取る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。)とは有価証券の売出し(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。)を容易にするために取る。以下この条から第二十二条まの者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条まの者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条まの者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条まの者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条まの者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条まの者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条まの者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条まの者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条まの者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条まの者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条まの者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条まの者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条まの者を相手方としている。

2 · 3 (略

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

ものは、次に掲げるものとする。 第三十七条の二 法第百九十四条の七第一項に規定する政令で定める

~十二 (略)

-三 法第百五十六条の十九第一項の規定による承認

十四 法第百五十六条の二十第一項の規定による法第百五十六条の

十九第一項の承認の取消し

十五~十七

(略)

十八 法第百九十四条の六の二第一号及び第三号の規定による通

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権

連の有価証券売買等を行う場合でなければ、してはならない。 でにおいて同じ。)若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を容易にすにおいて同じ。)又は有価証券の売出し(法第四条第一項第四号において同じ。)又は有価証券の売出し(法第四条第一項第四号において同じ。)若しくは特定投資家向け取得勧誘(五十名以上るために取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場において同じ。)若しくは特定投資家向け取得勧誘(五十名以上の有価証券売買等を行う場合でなければ、してはならない。

2·3 (略)

: (田)

ものは、次に掲げるものとする。 第三十七条の二 法第百九十四条の七第一項に規定する政令で定める (金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

一~十二 (略)

十三 法第百五十六条の十九の規定による承認

十四 法第百五十六条の二十の規定による法第百五十六条の十九の

承認の取消し

十五~十七 (略

(新設)

〈証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権

限の委任)

第三十八条 五、 のに限る。 買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのも 条から第四十四条の四まで、 ためのものに限る。 証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保する 八条から第三十九条まで、 正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。 ブ取引等をいう。 はデリバティブ取引等 定並びに法第百六十一条第一項 る規定は、 第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、 第四十一条の二、第四十二条の二、 第百六十二条及び第百六十三条から第百七十一条までの規 及び第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令の規定と)、第百三十三条第一項、 法第三十条の二第一項 法第百九十四条の七第二 以下この条及び第四十五条において同じ。))、第四十条の二、 (法第三十三条第三項に規定するデリバティ 第四十条 第五十六条の四第一項(有価証券の売 (同条第二項において準用する場合 (有価証券の売買その他の取引又 一項第一号に規定する政令で定め (同条第二号にあつては、 第百五十七条から第百五十九 第四十条の四、 第四十二条の七、第四十四 第四十条の 第三十 の公 有価

限の委任)

第三十八条 条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項 第百五十七条から第百五十九条まで、 等の公正を確保するためのものに限る。)、第百三十三条第一項 条の四第一項 同条第二号にあつては、 正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。 ブ取引等をいう。 はデリバティブ取引等 る規定は、 定に基づく内閣府令の規定とする。 第二項において準用する場合を含む。 ィブ取引等の公正を確保するためのものに限る。 第四十二条の七、 第四十条の四、 第三十六条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十条 法第三十条の二第一項 法第百九十四条の七第一 (有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引 第四十条の五、 以下この条及び第四十五条において同じ。 第四十四条から第四十四条の四まで、 (法第三十三条第三項に規定するデリバティ 有価証券の売買その他の取引又はデリバテ 第四十一条の二、第四十二条の二 (有価証券の売買その他の取引又 一項第一号に規定する政令で定め)及び第百六十二条の二の規 第百六十二条及び第百六十三)、第四十条の一 第五十六 同 の公

のものに限る。)の規定とする。 、法第六十条の十三において準用する法第三十八条 (第六号)に係る 、法第六十条の十三において準用する法第三十八条 (第六号)に係る とは第三十八条 (第六号)に係る を確保するた

4 3

略

法第百九 法第六十六条の三十五の規定とする。 十四条の七第 |項第三 一号の二 |に規定する政令で定める規

5 仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関す 款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。 介業者の次に掲げる行為に関する法第六十八条の二の規定により定 協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲 る法第六十七条の八第一項第十四号に規定する調査に係る業務及び 協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品 法第百九十四条の七第二項第四号に規定する政令で定める業務は 4

の 十、 六十六条の十四の二、第百三十三条第一 四十二条の七、 条の十五において準用する場合を含む。)、第四十条の二、第四 バティブ取引等の公正を確保するためのものに限り、法第六十六 まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第 百五十九条まで、 めのものに限る。)、第六十六条の十二、第六十六条の十四、 十条の四、 法第六十六条の十五において準用する場合を含む。)、第四十条 三十八条、第三十八条の二若しくは第三十九条(これらの規定を 、同条第二号にあつては、 法第三十六条第二項、 第六十六条の十一(金融商品仲介行為の公正を確保するた 第四十条の五、 第四十四条から第四十四条の四まで、第六十六条 第百六十二条、 第三十七条から第三十七条の六まで、 第四十一条の二、 有価証券の売買その他の取引又はデリ 第百六十三条から第百六十七条 項、 第四十二条の二、第 第百五十七条から第 第 第

> 3 略

(新設)

仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関す 介業者の次に掲げる行為に関する法第六十八条の二の規定により定 協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品 る法第六十七条の八第 款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする 条の五、 の十一(金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。 四十四条から第四十四条の四まで、 準用する場合を含む。)、第四十条の二、第四十条の四、 公正を確保するためのものに限り、 八条の二若しくは第三十九条(これらの規定を法第六十六条の十 協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商 法第百九十四条の七第二項第四号に規定する政令で定める業務 六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項 第百六十二条、第百六十三条から第百六十七条まで若しくは第百 つては、 五において準用する場合を含む。)、第四十条(同条第二号にあ 法第三十六条第二項、 第百三十三条第一項、 第六十六条の十二、第六十六条の十四、 第四十一条の二、 有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の 一項第十四号に規定する調査に係る業務及び 第三十七条から第三十八条まで、 第四十二条の二、第四十二条の七、 第百五十七条から第百五十九条まで 第六十六条の十、第六十六条 法第六十六条の十五におい 第六十六条の十四 第四十 第

若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行百六十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)

羔

一·三 (略)

の 十、 めのものに限る。)、第六十六条の十二、第六十六条の十四、 四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第六十六条 十条の四、第四十条の五、 条の十五において準用する場合を含む。)、第四十条の二、第四 バティブ取引等の公正を確保するためのものに限り、法第六十六 法第六十六条の十五において準用する場合を含む。) 、第四十条 百五十九条まで、第百六十二条、 六十六条の十四の二、第百三十三条第一項、 三十八条、第三十八条の二若しくは第三十九条(これらの規定を (同条第二号にあつては、 法第三十六条第二項、 第六十六条の十一(金融商品仲介行為の公正を確保するた 第三十七条から第三十七条の六まで、 第四十一条の二、第四十二条の二、第 有価証券の売買その他の取引又はデリ 第百六十三条から第百六十七条 第百五十七条から第 第 第

|条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為||(同条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第百六十

一·三 (略)

5

られた同条に規定する措置に係る業務とする。
法第百九十四条の七第二項第五号に規定する政令で定める業務は活動で表示。
法第百九十四条の七第二項第五号に規定する過度により定款において定めずる行為に関する法第とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法法第百九十四条の七第二項第五号に規定する政令で定める業務は

の 十 一 第百六十二条、第百六十三条から第百六十七条まで若しくは第百 四十四条から第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条 条の五、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、 準用する場合を含む。)、第四十条の二、第四十条の四、 つては、 八条の二若しくは第三十九条(これらの規定を法第六十六条の十 公正を確保するためのものに限り、法第六十六条の十五において 五において準用する場合を含む。)、第四十条(同条第二号にあ 法第三十六条第二項、 第百三十三条第一項、 第六十六条の十二、第六十六条の十四、第六十六条の十四 (金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。 有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の 第三十七条から第三十八条まで、 第百五十七条から第百五十九条まで 第四十

若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行百六十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第

一·三 (略)

の規定に基づく内閣府令に違反する行為 三十八条から第三十九条まで、第四十条(同条第二号にあつては から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項 三十三条第一項、 ィブ取引の公正を確保するためのものに限る。)、第四十条の二 |項において準用する場合を含む。) 若しくは第百六十二条の| 第四十条の四、 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバテ 法第三十六条第二項、 第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第百 第百六十三条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条 第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十 第四十条の五、 第三十七条から第三十七条の六まで、 第四十一条の二、第四十二条の (同条第 第

__· 三 (略

8

法第百九十四条の七第二項第七号に規定する政令で定める業務は

二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為(同条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第百六十六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項

二・三(略)

条に規定する措置に係る業務とする。、会員等の行為が次に掲げる行為に該当する法第八十也条の規定により定款において定められた同行為に関する法第八十四条第二項第二号に掲げる業務及び会員等の次に掲げる、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する第百九十四条の七第二項第六号に規定する政令で定める業務は

若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行 まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第 十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から に限る。)、第四十条の二、 券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのもの 条(同条第二号にあつては、 百五十九条まで、第百六十二条、 第四十四条の四まで、第百三十三条第一項、第百五十七条から第 百六十一条第一項 法第三十六条第二項、 (同条第二項において準用する場合を含む。 第三十七条から第三十九条まで、 第四十条の四、 取引所金融商品市場における有価 第百六十三条から第百六十七条 第四十条の五、 第四 第四

二·三 (略)

7

法第百九十四条の七第二項第七号に規定する政令で定める業務は

に係る業務とする。げる行為に関する法第百五十五条の三第一項第二号に規定する措置規定する外国金融商品取引所参加者をいう。以下同じ。)の次に掲規定する外国金融商品取引所参加者(法第百五十五条の二第一項第六号に、外国金融商品取引所参加者(法第百五十五条の二第一項第六号に

| 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条から第三十九条まで、第四十条(同条第二号にあつては、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。)、第四十条の二十一条の三まで、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第百五十九条まで、第四十二条の二、第四十二条の七、ら第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までら第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二·三 (略)

9

(略)

(委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限

の委任)

第三十八条の二 (略)

された権限を除く。)のうち、法第五十六条の二第一項(法第六十2 長官権限(法第百九十四条の七第二項の規定により委員会に委任

に係る業務とする。
一げる行為に関する法第百五十五条の三第一項第二号に規定する措置規定する外国金融商品取引所参加者をいう。以下同じ。)の次に掲、外国金融商品取引所参加者(法第百五十五条の二第一項第六号に

二·三 (略)

8

(略)

(委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限

の委任)

第三十八条の二(略)

された権限を除く。)のうち、法第五十六条の二第一項(法第六十~2)長官権限(法第百九十四条の七第二項の規定により委員会に委任

条の七十七、 含む。)、第六十三条第七項及び第八項、 第六十条の十一(法第六十条の十二第三項において準用する場合を 検査の権限は、 又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査 五条の九、 五条の三第三項において準用する場合を含む。)から第四項まで、 六十六条の四十五第一項、 (法第百五十三条の四において準用する場合を含む。)、第百五十 効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益 十六条の五十八の規定による権限は、 て準用する場合を含む。 (法第百九条において準用する場合を含む。 (同条第二項において準用する場合を含む。 第百五十六条の十五、 第百三条の四 金融庁長官が自ら行うことを妨げない。 第七十五条、 第百六条の六第 第百六条の十六、第百六条の二十第 第百五十六条の三十四並びに第百 第七十九条の四、第七十九 委員会に委任する。 第六十六条の二十二、 項 (同条第二項にお 第百五十一条 第百六条の二 ただし

(企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任)

ては、福岡財務支局長)に、内国会社以外の者に関するものにあつ務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつの二及び第四十四条の三第一項において同じ。)に関するものにあ店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条、第四十一条第三十九条 長官権限のうち次に掲げるものは、内国会社(国内に本

権限は、 な。 七、 的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査 資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果 らの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投 第百六条の六、 含む。)、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の二十二、第 第六十条の十一(法第六十条の十二第三項において準用する場合を 条の三十四の規定による権限は、 五条の三第三項において準用する場合を含む。)から第四項まで、 七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、)、第百五十五条の九、 第百五十一条(法第百五十三条の四において準用する場合を含 金融庁長官が自ら行うことを妨げない。 第百六条の十六、 第百五十六条の十五並びに第百五十六 第百六条の二十、 委員会に委任する。 第百三条の四 第百六条の二十 ただし、

(企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任)

ては、福岡財務支局長)に、内国会社以外の者に関するものにあつ務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつの二及び第四十四条の三第一項において同じ。)に関するものにあ店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条、第四十一条第三十九条 長官権限のうち次に掲げるものは、内国会社(国内に本

を行うことを妨げない。

- (町)

内国会社(内閣府令で定めるものを除く。)に関するものにあつて 四条の三第一項において同じ。)が五十億円未満の内国会社又はそ を妨げない。 務局長に委任する。 長 は当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局 \mathcal{O} 金の総額又は出資の総額をいう。 くは出資の総額(その成立前にあつては、成立後の資本金の額、 発行するいずれの有価証券も金融商品取引所に上場されていない 長官権限のうち次に掲げるものは、資本金の額、基金の総額若し 福岡財務支局長) (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては に、その他の者に関するものにあつては関東財 ただし、 金融庁長官が自らその権限を行うこと 第四十一条の二第二項及び第四十 基 2

(略)

一の二 第二条の十二の四第一項の規定による承認

一~十九 (略)

を提出する財務局長又は福岡財務支局長に委任する。ただし、金融3 長官権限のうち次に掲げるものは、提出子会社が有価証券報告書

庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一 一 四 (略)

条の四の三第一項(法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の4 長官権限のうち、法第七条(法第二十四条の二第一項、第二十四

ては関東財務局長に委任する。

·二 (略)

内国会社(内閣府令で定めるものを除く。)に関するものにあつて 四条の三第一項において同じ。)が五十億円未満の内国会社又はそ 務局長に委任する。 長 は当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局 の発行するいずれの有価証券も金融商品取引所に上場されていない 金の総額又は出資の総額をいう。 くは出資の総額(その成立前にあつては、 長官権限のうち次に掲げるものは、 福岡財務支局長) (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては に、 その他の者に関するものにあつては関東財 第四十一条の二第二項及び第四十 資本金の額、 成立後の資本金の額、 基金の総額若し 基

(略)

の二 第二条の十二の二第一項の規定による承認

二~十九 (略)

を提出する財務局長又は福岡財務支局長に委任する。 3 長官権限のうち次に掲げるものは、提出子会社が有価証券報告書

~四 (略)

条の四の三第一項(法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の4 長官権限のうち、法第七条(法第二十四条の二第一項、第二十四

これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。 五第一 五の二 項において準用する場合を含む。)、第十条第一項 十七条において準用する場合を含む。)並びに第二十四条の六第二 第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において に第二十四条の六第二項において準用する場合を含む。)、第九条 局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理 する場合を含む。 合を含む。 る場合を含む。 \mathcal{O} て準用し、 一十四条の五第五項 |項及び第二十四条の五の二第| -用する場合を含む。 ついては、 兀 第一 第二十四条の四の五第一項、 項、 一第二項において準用する場合を含む。 七第四項及び第二十四条の五第五項 (法第二十四条の 項、 及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合 の規定による第一 第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項 当該財務局長又は福岡 第二十四条の四の三第)並びに第二十四条の六第二項において準用する場 第二十三条の九第 第二十三条の四)及び第二十三条の十第一項 (これらの規定を法第二十七条において準用す)、第二十四条の四の五第一項、 一第 二項第 項、 (法第二十七条において準用する場 一項において準用する場合を含む。 第二十四条の四の七第四項及び第 一号に規定する書類であつて財務 項 第二十四条の四の三第 一財務支局長に委任する。 項 (法第二十七条において準用 (法第二十四条の四の八第 (これらの規定を法第1 (同条第五項におい 第二十四条の四 (法第二十四条 第二十四条 一項) 並び (法 0

金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。 五第一 項において準用する場合を含む。)、第十条第一項 十七条において準用する場合を含む。)並びに第二十四条の六第 の四の七第四項及び第二十四条の五第五項 (これらの規定を法第) 準用する場合を含む。 第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項におい については、 局長又は福岡財務支局長に提出されたもの を含む。) する場合を含む。 合を含む。 る場合を含む。 の二第一項、 に第二十四条の六第二項において準用する場合を含む。)、第九条 五の二第二項において準用する場合を含む。 て準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合 合を含む。)、 一十四条の五第五項 一項及び第二十四条の五の二第三 項 第二十四条の四の五第一項、 項、 (法第二十四条の の規定による第一 第二十四 当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。 第二十四条の四の三第一 第二十三条の九第一)並びに第二十四条の六第二項において準用する場 第二十三条の四)及び第二十三条の十第一項 条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項 (これらの規定を法第二十七条において準用す)、第二十四条の四の五第一項、 二第 二項第 項、 (法第二十七条において準用する場 一項において準用する場合を含む 第二十四条の四の七第四項及び第 号に規定する書類であつて財務 項 第二十四条の四の三第 項(法第二十四条の四の八第 (法第二十七条におい の訂正に係る書類の受理 (同条第五項にお 第二十四条の (法第二十四条 第二十四条 項) 並び て準用 兀

5 長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。た

だし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一~四(略)

(公開買付けの開示に関する権限の財務局長等への委任)

る。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。第四十条 長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任す

一~四 (略)

(株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任

にあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地(当該居住第四十一条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するもの

轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。以下同じ。)を管

ては関東財務局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限合にあつては、福岡財務支局長)に、非居住者に関するものにあつ

---(略) を行うことを妨げない。

定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務十九第一項において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規十六第六項において準用する場合を含む。)並びに第二十七条の二2 長官権限のうち、法第二十七条の二十五第四項(第二十七条の二

長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

5

第四十条 長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任す

(公開買付けの開示に関する権限の財務局長等への委任

る。

一~四 (略)

(株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任

第四十一条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては関東財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地(当該居住第四十一条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するもの

√ 三 (略)

定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務十九第一項において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規十六第六項において準用する場合を含む。)並びに第二十七条の二2 長官権限のうち、法第二十七条の二十五第四項(第二十七条の二

財務局長又は福岡財務支局長に委任する。ただし、金融庁長官が自支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該

3 (略)

らその権限を行うことを妨げない

(株式会社金融商品取引所等の株主に関する権限の財務局長等への

委任)

定している。 市長官が自ら行うことを妨げない。 「長官が自ら行うことを妨げない。 「長に掲げるものは、居住者に関する 第

(略

2 (略)

第四十三条の六 長官権限のうち法第百六条の二十七(法第百九条に(金融商品取引所持株会社等に関する権限の財務局長等への委任)

財務局長又は福岡財務支局長に委任する。 支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該

3 (略)

(株式会社金融商品取引所等の株主に関する権限の財務局長等への

委任)

(略)

十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。| 一十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。| の二十の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査(第三二 法第百三条の四、第百六条の六、第百六条の十六及び第百六条

2 (略)

第四十三条の六 長官権限のうち法第百六条の二十七の規定による権(金融商品取引所持株会社に関する権限の財務局長等への委任)

うことを妨げない。 財務支局長)に委任する。ただし、 該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、 同じ。)の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長 であるものを除く。 融商品取引所持株会社を子会社とする商品取引所 法第百二条の三第 品取引所持株会社等 おいて準用する場合を含む。 一項の規定により委員会に委任されたものを除く。 項に規定する親商品取引所等をいう。 (金融商品取引所持株会社、 をいう。)の規定による権限 以下この条及び第四十四条において 金融庁長官が自らその権限を行 親商品取引所等 (第三十八条の二 (金融商品取引所 は、 又は金 金融商 (当

の権限を行うことを妨げない。
ては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らそ務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつ務局、)は、金融商品取引所持株会社の本店の所在地を管轄する財限(第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを限(第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを

にあつては関東財務局長)も行うことができる。
その他の営業所又は当該金融商品取引所持株会社の子会社(以下この条において「支店等」という。)に関するものについては、同項の条において「支店等」という。)に関するものについては、同項の条において「支店等」という。)に関するものについては、同項の条において「支店等」という。)に関するものについては、同項の条において「支店等」という。)に関するものについては、同項の条において「支店等」という。)に関するものについては、同項の条においては関東財務局長)も行うことができる。

は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店又岡財務支局長は、当該金融商品取引所持株会社の本店又は当該支店3 前項の規定により支店等に対して検査等を行つた財務局長又は福

(委員会の金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任

第四十四条 代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長(当該所在地又は住所 介業者、 長)に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げ が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、 規制法人、外国金融商品取引所又は証券金融会社 いて「金融商品取引業者等」という。)の本店等又は国内における 金融機関、 協会、 長官権限のうち次に掲げるものは、 金融商品取引所、 取引所取引許可業者、 金融商品取引所持株会社等、 特例業務届出者、 金融商品取引業者、 (以下この条にお 福岡財務支局 金融商品仲 自主

(略)

一 第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十六条の二第一項(法第六十五条の四において準用する場合を含む。)、第三項及び第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第百六条の二十七(法第百五十三条の四において準用する場合を含む。)、第百五十一条(法第百五十三条の四において準用する場合を含む。)、第百五十五条の九並びに第百五十六条の三十四の規定による権限

(委員会の金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任

第四十四条)に委任する。 表者の所在地又は住所を管轄する財務局長(当該所在地又は住所が て「金融商品取引業者等」という。)の本店等又は国内における代 制法人、外国金融商品取引所又は証券金融会社(以下この条におい 介業者、 登録金融機関、 福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、 協会、 長官権限のうち次に掲げるものは、 ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げな 金融商品取引所、 取引所取引許可業者、 金融商品取引所持株会社 特例業務届出者、 金融商品取引業者 福岡財務支局長 金融商品仲 自主規

(略)

一 第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十六条の三十四の規定による権限 一 第三年の別の 一 第三項とおいて準用する場合を含む。)、第三項とび第四項、第六十条の十一(法第六十条の四 で 第一項とび第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第百六条の二十七、第百五十一条(法第百五十三条第七十五条の二第一項(法第六十六条の三十四の規定による権限 第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五六条の三十四の規定による権限

2~12 (略)

2 \ 12

(略

13 第二項に規定する「取引所従属事務所等」とは、金融商品取引所13 第二項に規定する「取引所従属事務所等」とは、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事を受けた者をいう。

14 第二項に規定する「取引所持株会社等の子会社をい所若しくは事務所又は当該金融商品取引所持株会社等の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所持株会社等の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業

15 17 (略)

等への委任)(委員会の金融商品取引所等の主要株主等に関する権限の財務局長

第四十四条の四 り委員会に委任された法第五十六条の二第二項、 財務局長に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを 務局長 あつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財 用する場合を含む。 第百六条の十六及び第百六条の二十第 百六条の六第 福岡財務支局長)に、 (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつ 項 長官権限のうち、 (同条第)の規定による権限は、 非居住者に関するものにあつては関東 一項において準用する場合を含む。 第三十八条の二第二項の規定によ 項 (同条第) 居住者に関するものに 第百三条の四、 一項において準 第

13 第二項に規定する「取引所従属事務所等」とは、金融商品取引所の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事でする子会社をいう。)、当該金融商品取引所に上場されている有に非の発行者又は当該金融商品取引所の子会社 (法第八十七条の三第二項に規をいう。

14 第二項に規定する「取引所持株会社支店等」とは、金融商品取引所持株会社の本店以外の支店その他の営業所又は当該金融商品取引所持株会社の本店以外の支店その他の営業所又は当該金融商品取引

15 17 (略)

等への委任)(委員会の金融商品取引所等の主要株主等に関する権限の財務局長

第四十四条の四 は、 り委員会に委任された法第五十六条の二第二項、 自らその権限を行うことを妨げない。 関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、委員会が 轄区域内にある場合にあつては、 務所の所在地を管轄する財務局長 百六条の六、 居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事 第百六条の十六及び第百六条の二十の規定による権限 長官権限のうち、 福岡財務支局長)に、 第三十八条の二第二 (当該所在地が福岡財務支局の管 第百三条の四、 一項の規定によ 非居住者に 第

妨げない。

2 (略)

3 権限は、 商品取引所の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長 岡財務支局長)も行うことができる。 当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、 第 項 項に規定する権限のうち、 (同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による 同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融 法第百三条の四及び第百六条の六 福 3

4 二十第一項 第一 項に規定する権限のうち、 (同条第二項において準用する場合を含む。 法第百六条の十六及び第百六条の)の規定に

4

よる権限は、 所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、 金融商品取引所持株会社の本店の所在地を管轄する財務局長 同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、 福岡財 (当 該

5 略

務支局長)

も行うことができる。

(犯則事件の範囲

第四十五条 法第二百十条に規定する政令で定める罪は、 次に掲げる

罪とする。

~ 五. (略)

法第二百五条第一 号から第四号まで、 第六号の 二から第六号の

号までの罪

四まで、第十一号、

第十二号、

第十四号又は第十八号から第二十

2 略

る財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合に の規定による権限は、 のほか、 あつては、 第一項に規定する権限のうち、 金融商品取引所の本店又は主たる事務所の所在地を管轄す 福岡財務支局長) 同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長 も行うことができる。 法第百三条の四及び第百六条の六

二十の規定による権限は、 ては、 局長のほか、 務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあ 第一 福岡財務支局長)も行うことができる。 項に規定する権限のうち、 金融商品取引所持株会社の本店の所在地を管轄する財 同項に規定する財務局長又は福岡財務支 法第百六条の十六及び第百六条の

5 略

、犯則事件の範囲

第四十五条 罪とする。 法第二百十条に規定する政令で定める罪は、 次に掲げる

一 5 五 (略)

十四号又は第十八号から第二十号までの罪 法第二百五条第一号から第四号まで、 第十一号、 第十二号、 第

			_
-71-			

(金融商品取引法施行令の一部改正に伴う経過措置)

商品取 引所法及び商品投資に係る事 業の 規制 に関する法律 .. つ 部を改正する法律 (平成二十一年法

律第七十四 号) の施行 \mathcal{O} 日までの 間 に おける前条の 規定による改 正 後 \mathcal{O} 金融 商 品 取 引 法 施 行令 (次項 E お

1 新 金融 商 品取引法施行令」 という。 第十 九条の三の三の 規定の適用 につい 7 は、 同 条第四 号

商 品先物取引法第二条第十二項に規定する外国商品市場」 とあるのは 「外国商品市 場 (商 品品 取引所法第二

条第九項に規定する商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。 と 同号イ及びロ並びに

同 条第五号中 商 品 [先物] 取引法」 とあ るのは 「商品取引所法」とする。

2 平成 二十五 年九 月二十 九 日まで O間 12 おけ る新金融 商 品 取 引法施行 行令第十九条の七及び第十九 条 \mathcal{O} 九 \mathcal{O}

規定の 適用に ついては、 同令第十九条の 七中 「次に掲げるもの」 とあるのは 「次に掲げるも 0 及び 証 | 券取

引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成十八年法律第六十六号)

第五十七 条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 条の規定による廃 止 前 の抵当

証 一 券 業 の規制等 に関する法律 昭 和六十二年法律第百十四号) 第四十三条の二第一 項 の規定に よる指定

と、 同令第十九条の九中 「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは 「次に掲げる指定又は証券

取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によ りなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律

○ 中小企業等協同組合法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)(第三条関係)

(情報通信の技術を利用して同意を得る方法)	2 (略)	なければならない。	う。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得	いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」とい	ろにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用	に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるとこ	の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項	合を含む。以下この条において同じ。)の規定により法第九条の七	三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場	六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第	の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第	おいて準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項(法第九条	金融商品取引法第三十四条の二第四項(法第九条の七の五第二項に	。以下この条から第十三条までにおいて同じ。)において準用する	二項(法第九条の九第五項及び第八項において準用する場合を含む	第十条 共済事業を行う組合又は共済代理店は、法第九条の七の五第	(情報通信の技術を利用して提供する方法)	改正案
(情報通信の技術を利用して同意を得る方法)	2 (略)			ならない。	種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければ	に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の	、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項	る事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより	項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定す	。以下この条において同じ。)の規定により法第九条の七の五第二	の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む	おいて準用する金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条	金融商品取引法第三十四条の二第四項(法第九条の七の五第二項に	。以下この条から第十三条までにおいて同じ。)において準用する	二項(法第九条の九第五項及び第八項において準用する場合を含む	第十条 共済事業を行う組合又は共済代理店は、法第九条の七の五第	(情報通信の技術を利用して提供する方法)	現行

第十一条 いう。 項に規定する同意を得ようとするときは、 用 により、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二 合を含む。以下この条において同じ。)の規定により法第九条の七 条の四第六項において準用する場合を含む。 法第九条の七の五第 五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項 なければならない。 いる同項に規定する方法 用する金融商品取引法第三十四条の二 の種類及び内容を示し、 共済事業を行う組合は、 一項において準用する金融商品取引法第三十四 (以下この条において「電磁的方法」と 書面又は電磁的方法による承諾を 法第九条の七の五第二項において 第十二項 主務省令で定めるところ において準用する場 (法第九条の七

本の時間では、当該相手方による承諾をした場合は、この限りでなりでおいいで進用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第九条の七の五第二の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第九条の七の五第二の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第九条の七の五第二の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第九条の七の五第二の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第九条の七の五第二の申出があった。

第十一条 に対し、 第 準用する金融商品取引法第三十四条の三 磁的方法」という。 定めるところにより、 四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、主務省令で り法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十 による承諾を得なければならない。 いて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によ 一項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項にお その用いる同項に規定する方法 共済事業を行う組合は、)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法 あらかじめ、 法第九条の七の五第二項において 当該同意を得ようとする相手方 第三項 (以下この条において「電 (法第九条の七 0 五.

相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでないる同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定すの申出があつたときは、当該相手方に対し、法第九条の七の五第二から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨前項の規定による承諾を得た共済事業を行う組合は、当該相手方

十八条の二

法第六十九条の一

第

項第一

一号及び第四号ニ

、紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定

-75-

	の六第一項の規定による指定
	三 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九十二条
	四十三号)第十二条の二第一項の規定による指定
	二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第
	規定による指定
	無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三十五条の二第一項の
	に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。
	する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次
	る保険業法第三百八条の十七並びに法第六十九条の五において準用
(新設)	第二十八条の四 法第六十九条の四第一項及び第二項において準用す
	(名称の使用制限の適用除外)
	める割合は、三分の一とする。
(新設)	第二十八条の三 法第六十九条の二第一項第八号に規定する政令で定
	合等のそれぞれの総数に占める割合)
	(異議を述べた特定火災共済協同組合等の数の特定火災共済協同組
	二 第二十八条の四各号に掲げる指定
	一 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
	三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
	いて準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第
	条の六及び第三百八条の二十三第三項並びに法第六十九条の五にお
	六十九条の四第一項及び第二項において準用する保険業法第三百八

十一条の六第一項の規定による指定四水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第百二四

四第一項の規定による指定 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五条の

八第一項の規定による指定 - 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十六条の

五第一項の規定による指定 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の

八一銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定「139」よります。それな

第一項の規定による指定九(貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十一条の三十九

十三 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第九十二 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定 六第一項の規定による指定

十九条第一項の規定による指定

争解決機関について準用する保険業法の規定の読替え) (指定特定火災共済事業等紛争解決機関又は指定特定共済事業等紛

定火災共済事業等紛争解決機関をいう。)又は指定特定共済事業等定特定火災共済事業等紛争解決機関(同条第一項に規定する指定特二十八条の五)法第六十九条の四第一項又は第二項の規定により指

(新設)

、「名称」と読み替えるものとする。用する場合においては、同項中「商号、名称又は氏名」とあるのは機関をいう。)について保険業法第三百八条の八第一項の規定を準機関を解決機関(同条第二項に規定する指定特定共済事業等紛争解決

(指定信用事業等紛争解決機関について準用する銀行法の規定の読

(都道府県が処理する事務)

とする。

第三十三条 第五十七条の五、第五十八条の四、 業法第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法 第九条の九第四項、 の九第五項において準用する場合を含む。)において準用する保険 いて準用する場合を含む。)、法第九条の七の五第二項 六の二第一項及び第四項(これらの規定を法第九条の九第五項にお 第五十八条の八、 第四十八条、第五十一条第二 法第九条の二第七項、 第二十七条の二第一項、 第六十二条第二項及び第四項、 法第九条の二の三並びに第九条の 第五十八条の七第二項及び第三 一項、第五十七条の三第五項、 第三十一条、 第六十六条第 (法第九条 第三十五

(新設)

(都道府県が処理する事務)

第三十三条 六の二第一項及び第四項(これらの規定を法第九条の九第五項にお 項 第五十七条の五、第五十八条の四、 条の二、第四十八条、 第九条の九第四項、 業法第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法 の九第五項において準用する場合を含む。)において準用する保険 いて準用する場合を含む。)、法第九条の七の五第二項 第五十八条の八、 法第九条の二第七項、 第二十七条の二第一項、 第五十一条第二項、第五十七条の三第五項 第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第 法第九条の二の三並びに第九条の 第五十八条の七第二項及び第三 第三十一条、 (法第九条 第三十五

第一項から第四項まで、第百六条第一項から第三項まで、第百六条 項及び第二項、 の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこと 轄都道府県知事を除く。 の二(第三項を除く。) 項、 第九十六条第五項、第百四条、 第百五条の三第一項から第四項まで、第百五条の四 並びに第百六条の三に規定する行政庁(管 以下同じ。)の権限に属する事務のうち次 第百五条、第百五条の二第

の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。以下この 関する内閣総理大臣の権限に属する事務 あるもの(その地区が都道府県の区域を超えるものに限る。)に 事業の全部又は一部が貸金業法第二条第一項に規定する貸金業で 項において同じ。)でその組合員の資格として定款に定められる 在地を管轄する都道府県知事 事業協同組合、 事業協同小組合及び協同組合連合会(法第九条 その主たる事務所の所

二 四

2 { 4

とする。

の各号に掲げるものは、 とする。 轄都道府県知事を除く。 の二(第三項を除く。)並びに第百六条の三に規定する行政庁(管 第一項から第四項まで、第百六条第一項から第三項まで、第百六条 項及び第二項、第百五条の三第一項から第四項まで、第百五条の四 項、 第九十六条第五項、第百四条、 当該各号に定める都道府県知事が行うこと 以下同じ。)の権限に属する事務のうち次 第百五条、第百五条の二第

事業協同組合、 第二条第一項に規定する貸金業であるもの(その地区が都道府県 事業の全部又は一部が貸金業法 項において同じ。)でその組合員の資格として定款に定められる の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。以下この する事務 の区域を超えるものに限る。) に関する内閣総理大臣の権限に属 その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事 事業協同小組合及び協同組合連合会 (昭和五十八年法律第三十二号) (法第九条

(略)

2 \(\)

(中小企業等協同組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 平成二十五年九月二十九日までの 間における前条の規定による改正後の中小企業等協同組合法施行

令第二十八条の二及び第二十八条の 匹 \bigcirc 規定の が適用し については、 同令第二十八条の二中 「次に掲げ るもの

とあるのは 「次に掲げるもの 及び証券取引法等の一 部を改正する法律の施行に伴う関係法 律 \mathcal{O} 整 備 等に

関する法律 (平成十八年法律第六十六号) 第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとさ

れ る同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律 (昭和六十二年法律第百十四号)

第四十三条の二第一項の規定による指定」 と 同令第二十八条の四中 「次に掲げる指定の いずれかを受け

た者」 とあるのは 「次に掲げる指定又は証券取引法等の一 部を改正する法律 の施 行に伴う関係法 律 \mathcal{O} 整備

等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一 条の 規定に ょ

る廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定のいずれかを受けた

者」とする。

○ 農業協同組合法施行令(昭和三十七年政令第二百七十一号)(第五条関係)

諾等) (特定貯金等契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承	諾等) (特定貯金等契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承
2 (略)	2 (略)
	方法による承諾を得なければならない。
0	「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的
内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない	手方に対し、その用いる同項に規定する方法 (以下この条において
る方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び	主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相
かじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定す	第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、
を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あら	む。以下この条において同じ。)の規定により準用金融商品取引法
定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項	条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含
項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規	おいて準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七
十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二	十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項に
引法」という。)第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三	引法」という。)第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三
十五号。以下この条から第一条の八までにおいて「準用金融商品取	十五号。以下この条から第一条の八までにおいて「準用金融商品取
の二の四において準用する金融商品取引法(昭和二十三年法律第二	の二の四において準用する金融商品取引法(昭和二十三年法律第二
第一条の六 法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、法第十一条	第一条の六 法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、法第十一条
(特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等	(特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等
現	改正案

第一 その用いる同項に規定する方法 ころにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、 用する場合を含む。 の三第三項 品取引法第一 十二項に規定する同意を得ようとするときは、主務省令で定めると おいて同じ。 という。)の種類及び内容を示し、 条の七 を得なければならない。 法第十条第一 三十四 (準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準)の規定により準用金融商品取引法第三十四条の一 |条の|)において準用する場合を含む。 一第十二 項第三号の事業を行う組合は、 項 (以下この条において「電磁的方法 (準用金融商品取引法第三十四条 書面又は電磁的方法による承 以下この条に 準用金融商 二第

2

(同一人に対する信用の供与等)

この限りでない。

この限りでない。

たどきは、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならないたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつ前項の規定による承諾を得た組合は、同項の相手方から書面又は

(同一人に対する信用の供与等)

う。第五条の八第一号において同じ。)でない場合の次に掲げる者が当該組合の子会社(法第十一条の二第二項に規定する子会社をい係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。)のる者は、同項本文に規定する同一人(当該政令で定める特殊の関第一条の十 法第十一条の四第一項本文の政令で定める特殊の関係の

- 6 名(第八項及び第九項において「受信合算対象者」という。) とす

る。

2 10 (略) (略)

(特定共済契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等)

。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の十四までにおいて準用する金融商品取引法(以下この条から第一条の十四までにおいて準用する金融商品取引法(以下この条から第一金融商品取引法(以下この条から第一名を融商品取引法(以下この条から第一名を融商品取引法(以下この条から第一名を融商品取引法(以下この条から第一名を融商品取引法(以下この条から第一名を配商品取引法(以下)の条がら第一名を配商品取引法(以下)の条がら第一名を配商品取引法(以下)の条がら第一名を配商品取引法(以下)の条がら第一名を配商品取引法(以下)の条がら第一名を配商品を表する。

る同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」というろにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用い定する事項を提供しようとするときは、農林水産省令で定めるとこじ。)の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同

2 (略)

ればならない。

の種類及び内容を示し、

書面又は電磁的方法による承諾を得な

(特定共済契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾

等

(第八項及び第九項において「受信合算対象者」という。) とする

-- (略)

2~10 (略)

供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法 含む。 条の十の三において準用する金融商品取引法 電磁的方法による承諾を得なければならない。 条の二第四項 条の十四までにおいて おいて「電磁的方法」という。 法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは 七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を 条の十二 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、 農林水産省令で定めるところにより、 、特定共済契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等、 以下この条において同じ。 (準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、 「準用金融商品取引法」という。)第三十四)の種類及び内容を示し、)の規定により準用金融商品取引 あらかじめ、 (以下この条から第 (以下この条に 当該事項の提 法第十 書面又は

2 (略

(特定共済契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承託)

等

第一 的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法に 第十二項に規定する同意を得ようとするときは、農林水産省令で定 めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に において同じ。 準用する場合を含む。 条の三第三項 商品取引法第三十四条の よる承諾を得なければならない。 条の十三 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、 その用いる同項に規定する方法 (準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において)の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二)において準用する場合を含む。以下この条 第十二 項 (準用金融商品取引法第三十四 (以下この条において「電磁 準用金融

い。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は||第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならな||をときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二||たときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二||2||

(子金融機関等の範囲)

この限りでない。

に掲げる者とする。第一条の十二の三第二項の政令で定める者は、次第一条の十六

·二 (略)

次に掲げる者とする。
2 法第十一条の十二の三第二項の政令で定める金融業を行う者は、

第一条の十三 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、準用金融的力はならない。

この限りでない。

この限りでない。

たどきは、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならないたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつ前項の規定による承諾を得た組合は、同項の相手方から書面又は

(子金融機関等の範囲)

に掲げる者とする。第一条の十六の二第二項の政令で定める者は、

次

·二 (略)

次に掲げる者とする。
2 法第十一条の十二の二第二項の政令で定める金融業を行う者は、

割合は、三分の一とする。 「異議を述べた組合の数の組合の総数に占める割合)
第五条の十 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十 (新設)(名称の使用制限の適用除外)

定のいずれかを受けた者とする。 法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、 次に掲げる指

- 規定による指定 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三十五条の二第 一項
- 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 (昭和十八年法律第
- 四十三号)第十二条の二第一項の規定による指定 水産業協同組合法第百二十一条の六第一項の規定による指定
- 五. 兀 第一項の規定による指定 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五条の 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定
- 六 八第一項の規定による指定 長期信用銀行法 (昭和二十七年法律第百八十七号)第十六条の
- 七 五第一 労働金庫法 項の規定による指定 (昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の
- 九 八 銀行法第五十二条の六十二第 項の規定による指定
- 貸金業法 項の規定による指定 (昭和五十八年法律第三十二号)第四十一条の三十九
- 保険業法第三百八条の二第 農林中央金庫法 (平成十三年法律第九十三号)第九十五条の 項の規定による指定
- 六第一項の規定による指定 信託業法第八十五条の二第 項 の規定による指定

十九条第一項の規定による指定

資金決済に関する法律

(平成二十

一年法律第五十九号) 第九

第五条の十三(略)	名称又は氏名」とあるのは、「名称」と読み替えるものとする。 「外条の八第一項の規定を準用する場合においては、同項中「商号、 「大学の八第一項の規定を準用する場合においては、同項中「商号、 「大学の八第一項の規定を準用する場合の 「特定共済事業等紛争解決機関について保険業法を準用する場合の	」とあるのは、「名称」と読み替えるものとする。 条の六十八第一項の規定を準用する場合においては、同項中「商号 第五条の十一 法第九十二条の八第一項の規定により銀行法第五十二 構え)
第五条の八(略)	(新設)	(新設)

(農業協同組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 条の 掲げるもの 八及び第五条の十の規定 平成二十五年九月二十九日までの 及び 証券取 引法等の の適用については、 部を改正する法律 間における前条の規定による改正後の農業協同 同令第五条の の施行に伴う関係法律 八八中 「次に掲げるもの」 の整備等に関する法律 とあるのは 組合法施行令第五 (平成 「次に +

定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律 (昭和六十二年法律第百十四号) 第四十三条の二第

第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の

規

八年法律第六十六号)

項の 規定による指定」 と 同令第五条の十中 「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは 「次に

掲げる指定又は 証券取引法等の 部を改正する法律 の施 行に伴う関係法律 の整備等に関する法律第 五. + 七

項の規定に よりなおその効力を有するものとされる同法第 条の規定による廃 止 前 の抵当証券業の

規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定のいずれかを受けた者」とする。

○ 信用金庫法施行令(昭和四十三年政令第百四十二号)(第七条関係)

一 当該金庫の子法人等 では、次に掲げる者(当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代の者は、次に掲げる者(当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代の主の三の三第三項に規定する政令で定めの手が出版。 (子金融機関等の範囲)	割合は、三分の一とする。 第九条の八 法第八十五条の四第一項第八号に規定する政令で定める(異議を述べた金庫の数の金庫の総数に占める割合)	(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定 「一金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百五十六条 の三十九第一項の規定による指定 「一金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百五十六条 の三十九第一項の規定による指定	改 正 案
一 当該金庫の子法人等 電業者を除く。)とする。	(新設)	(新設)	現

一 当該金庫の関連法人等(前条第三項に規定する関連法人等をい

代理業を行う者(前二号に掲げる者を除く。) 三 当該金庫のために法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫

行う者は、次に掲げる者とする。

金庫

二 第九条の六各号に掲げる者

。同号において同じ。)及び前二号に掲げる者を除く。) の他これらに類する方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。)を業として行う者(金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次号において同じ。)、保険会社(保険業法(取引業者をいう。次号において同じ。)を業として行う者(金融の他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法に三金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保そ

銀行、金融商品取引業者、保険会社及び前三号に掲げる者を除く四、外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者(

イ 銀行法第二条第二項に規定する銀行業

ロ 金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業

ハ 保険業法第二条第一項に規定する保険業

二 当該金庫の関連法人等(前条第三項に規定する関連法人等をい

う。

代理業を行う者(前二号に掲げる者を除く。) 三 当該金庫のために法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫

銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を

2

金庫

行う者は、

次に掲げる者とする。

二 第九条の六各号に掲げる者

三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。)を業として行う者(金融商品取引業者(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次号において第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次号において第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次号において同じ。)、保険会社(保険業法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。同号において同じ。)及び前第二号に掲げる者を除く。)

銀行、金融商品取引業者、保険会社及び前三号に掲げる者を除く四の外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者の

イ 銀行法第二条第二項に規定する銀行業

ロ 金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業

保険業法第二条第一項に規定する保険業

(銀行法を準用する場合の読替え)

第十三条 役又は執行役」とあり、及び「取締役、 第八十五条の四第 る場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所 とあるのは「総会」と、 指定紛争解決機関」 「第四条第一項」とあるのは 「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」 法第八十九条第一項の規定において銀行法の規定を準用す 項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。 とあるのは 「本店」とあるのは「主たる事務所」と、 「信用金庫法第四条」と、「取締 指定紛争解決機関 執行役」とあるのは (信用金庫法 「理事

字句で同表の中欄に掲げるものは、 をいう。 用金庫法第八十五条の四第 ر کر (信用金庫法第八十五条の四第一項に規定する紛争解決等業務をい 」と読み替えるほか、) 」 と 「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務 次の表の上欄に掲げる同法の規定中の 項第八号に規定する手続実施基本契約 それぞれ同表の下欄の字句に読

「手続実施基本契約」とあるのは 「手続実施基本契約 信 とする。

(銀行法を準用する場合の読替え)

第十三条 役又は執行役」とあり、及び る場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは 中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句に読み替えるもの とあるのは「総会」と、 と、「第四条第一項」とあるのは み替えるほか、 と、 「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」 法第八十九条第一項の規定において銀行法の規定を準用す 次の表の上欄に掲げる同法の規定中の字句で同表の 「本店」とあるのは「主たる事務所」と読 「取締役、 「信用金庫法第四条」と、 執行役」とあるのは 「事務所 「理事 「取締

(新設)	二項ニ条の二第		法の規定	読み替える銀行
(新設)	第十三条の匹	(略)		読み替えられる字句
(新設)	信用金庫法第八十九条の二	略)		読み替える字句

第十一

一条の二第

第十三条の四

信用金庫法第八十九条の一

略

略

略

二項

第十二条の三第

銀行業務

金庫業務

(信用金庫法第八

法の規定

読み替える銀行

読み替えられる字句

読み替える字句

み替えるものとする。

三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定四十三号)第十二条の二第一項の規定による指定 金融機関の信討業務の兼営等に関する没律(昭和十八年沒律第		れかを受けた者とする。れかを受けた者とする。	712	(名称の使用制限の適用除外)	十八第一項	第五十二条の六 商号 名称	法の規定	読み替える銀行 読み替えられる字句 読み替える字句	ි	る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす	においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げ	5 法第八十九条第七項の規定において銀行法の規定を準用する場合	2~4 (略)	(略) (略) (略) (略)	一項第二号 一項第二号 十五条の四第二項に規定す
			(新設)									(新設)	2~4 (略)	(略) (略)	
														— (略)	

四 水産業協同組合法第百二十一条の六第一項の規定による指定

一長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十六条の五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定

(第一項の規定による指定

五第一項の規定による指定 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の

八 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定

九(貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十一条の三十九

第一項の規定による指定

十 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定

- 一 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の

六第一項の規定による指定

十二 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定

十九条第一項の規定による指定十二、資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第九

(情報通信の技術を利用した提供)

第十四条 第六項において準用する場合を含む。 引法第三十四条の三第十二 融商品取引法」という。 法第八十九条の二において準用する金融商品取引法 外国銀行代理金庫をいう。以下同じ。)又は信用金庫代理業者は、 金庫、 外国銀行代理金庫 一項 第三十四条の二第四項 (準用金融商品取引法第三十四条の四 (法第八十九条第三項に規定する 第三十四条の四第三項、 (準用金融商品取 (以 下 「準用金

(情報通信の技術を利用した提供)

の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ外国銀行代理金庫をいう。以下同じ。)又は信用金庫代理業者は、外国銀行代理金庫をいう。以下同じ。)又は信用金庫代理業者は、第十四条 金庫、外国銀行代理金庫(法第八十九条第三項に規定する

又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面 提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この ときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を ときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を ときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を ときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を ときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を ときない。)の規定により準用金融商

2 (略

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第十五条 な 四条の二第十二項 同意を得ようとするときは、 定める方法 による書面による同意に代えて同条第十二項に規定する内閣府令で \mathcal{O} 用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含 方法の種類及び内容を示し、 かじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的 規定により、 において準用する場合を含む。 金庫又は外国銀行代理金庫は、 (以下この条において「電磁的方法」という。) により 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定 (準用金融商品取引法第三十四条の三第三項 書面又は電磁的方法による承諾を得な 内閣府令で定めるところにより、 以下この条において同じ。) 準用金融商品取引法第三十 あら 準

相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わる前項の規定による承諾を得た金庫又は外国銀行代理金庫は、当該

ればならない。

の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なけれ項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)り、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところによ。)の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定

2 (略

ばならない。

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第十五条 この条において「電磁的方法」という。)により同意を得ようとす て準用する場合を含む。 四条の三第三項 容を示し、 を得ようとする相手方に対し、 るときは、 る同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法 準用金融商品取引法第三十四条の三第二 金庫又は外国銀行代理金庫は、 内閣府令で定めるところにより、 書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (準用金融商品取引法第三十四条の四第四項にお 以下この条において同じ。 その用いる電磁的方法の種類及び内 準用金融商品取引法第三十 一項の規定による書面によ あらかじめ、)の規定により 当該同意 (以下

相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わ2 前項の規定による承諾を得た金庫又は外国銀行代理金庫は、当該

る承諾をした場合は、この限りでない。
よつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定によ引法第三十四条の二第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法にない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取

承諾をした場合は、この限りでない。 つてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取

-95-

(信用金庫法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第八条 げるも 掲げる指定又は 年法律第六十六号) の規定による指定」 による廃止前 七及び第十三条の 項の規定に O平成二十五年九月二十九 及び の抵当 証券取 証券取引法等の 匹 よりなおその効力を有するものとされる同法第 と 第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の 証券業の規制等に関する法律 引法等の一 \mathcal{O} 規定の 同令第十三条の 適用につい 日までの 部を改正する法律の施 部を改正する法律 、ては、 匹 間における前条の規定による改正 中 「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」 同令第九 (昭和六十二年法律第百十四号) の施 行に伴う関 条 行に伴う関係法律 の七中 係法律 「次に掲げるもの」 条の規定による廃 の整備等に関する法 の整備等に関する法律 後の信用金庫法施行令第九条の 第四十三条の二第 とあるの 止 とあるのは 前 の抵当証券業の 律 は 平 第 次 成 五. 「次に 規定 に + + 項 凣 七 撂

規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定のいずれかを受けた者」とする。

商品取引法第三十四条の三第三項(法第十三条の四において準用す法第三十四条の二第十二項(法第十三条の四において準用する金融第四条の四 銀行は、法第十三条の四において準用する金融商品取引(情報通信の技術を利用した同意の取得)	2 (略) 電磁的方法による承諾を得なければならない。 電磁的方法による承諾を得なければならない。 おいて「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は		11/1-	七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条においてむ。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十乙条金融商品取引法第三十匹条の匹第六項によいて準用する場合を含		第四条の三 銀行は、法第十三条の四において準用する金融商品取引(情報通信の技術を利用した提供)	改正案
品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下法第三十四条の三第三項(法第十三条の四において準用する金融商第四条の四 銀行は、法第十三条の四において準用する金融商品取引(情報通信の技術を利用した同意の取得)	2 (略)	電磁的方法による承諾を得なければならない。おいて「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は	` &	引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするとき同じ。)の規定により法第十三条の四において準用する金融商品取七条の匹第二項によいて準用する場合を含む。以下この条によいて		第四条の三 銀行は、法第十三条の四において準用する金融商品取引(情報通信の技術を利用した提供)	現行

電磁的方法による承諾を得なければならない。電磁的方法による承諾を得なければならない。という。)において準用する場合を含む。以下この条において「電十二項に規定する内閣府令で定める方法(以下この条において「電十二項に規定する内閣府令で定める方法(以下この条において「電力に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又はで定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする場合を含む。以下この条において順に。)

定による承諾をした場合は、この限りでない。 方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規 をきは、当該相手方に対し、法第十三項に規定する同意の取得を電磁的 ののにおいて準用する金融 ときは、当該相手方に対し、法第十三条の四において準用する金融 のののののでは、当該相手方に対し、法第十三条の四において準用する金融 ののののでは、当該相手方から書面又は電 のののでは、当該相手方から書面又は電 ののでは、当該相手方から書面とは電 ののでは、当該相手方から書面とは電 ののでは、当該相手方から書面とは電 ののでは、当該相手方から書面とは電 ののでない。

(情報通信の技術を利用した提供)

において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十外国銀行代理銀行をいう。以下同じ。)は、同条において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項(法第五十二項(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項(法第五十二条の二の五において準用するの三の五において準囲のでは、回条において準用するのでは、回条の三の五に規定する第十四条の三の五に規定する第十四条の三の五に規定する第十四条の三の五に規定する第十四条の三の五に規定する第十四条の三の五に規定する第十四条の三の五に規定する

容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内るときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意の条において「電磁的方法」という。)により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意の人でにおいて「電磁的方法」という。)により同意を得ようとするときは、内閣府令で定める方法(以下の条において同じ。)の規定により、法第十三条の四において準

による承諾をした場合は、この限りでない。 法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定 商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方ときは、当該相手方に対し、法第十三条の四において準用する金融磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつた

(情報通信の技術を利用した提供)

以下この条において同じ。)の規定により法第五十二条の二の五に三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。いて準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項(法第五十二条の二の五にお外国銀行代理銀行をいう。以下同じ。)は、同条において準用する第十四条の三 外国銀行代理銀行(法第五十二条の二の五に規定する

項に規定する方法 する事項を提供しようとするときは、 七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を 五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定 ならない。 種類及び内容を示し、 あらかじめ、 以下この条において同じ。 当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同 (以下この条において「電磁的方法」という。) 書面又は電磁的方法による承諾を得なけれ)の規定により法第五十二条の二 内閣府令で定めるところによ

2 略

、情報通信の技術を利用した同意の取得

第十四条の四 磁的方法の種類及び内容を示し、 より同意を得ようとするときは、 令で定める方法 規定による書面による同意に代えて同条第十二項に規定する内閣府 四第六項において準用する場合を含む。 第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の 準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項 一の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項の の五におい 以下この条において同じ。 当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電 外国銀行代理銀行は、 て準用する金融商品取引法第三 (以下この条において「電磁的方法」という。) に)の規定により、 書面又は電磁的方法による承諾を 内閣府令で定めるところにより、 法第五十二条の二の五において)において準用する場合を 十四条の三 (法第五十二条の 法第五十二条の 第 三項 (法

> ない。 らかじめ、 項を提供しようとするときは、 及び内容を示し 定する方法 おいて準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事 当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規 (以下この条において「電磁的方法」という。 書面又は電磁的方法による承諾を得なければなら 内閣府令で定めるところにより、 の種

2

略

第十四条の四 その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、 ころにより、 という。)により同意を得ようとするときは、 条の三第二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規 て準用する場合を含む。 の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項にお 準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項 による承諾を得なければならない。 定する内閣府令で定める方法 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四 (情報通信の技術を利用した同意の取得) 外国銀行代理銀行は、 あらかじめ、 以下この条において同じ。 当該同意を得ようとする相手方に対し、 (以下この条において「電磁的方法 法第五十二条の二の五におい 書面又は電磁的方法 内閣府令で定めると (法第五十二条の一)の規定により

は、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。第十六条の十一 法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるもの(名称の使用制限の適用除外)	定める割合は、三分の一とする。	(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定 一 金融商品取引法第百五十六条の六十二第一項第二号及び第四号二、第 で定めるものは、次に掲げるものとする。 で定めるものは、次に掲げるものとする。 「で定めるものは、次に掲げるものとする。」 「新十六条の十一各号に掲げる指定」」	手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 と書面又は電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相同意の取得を電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨のら書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨のがして、 手方が再び前項の規定による承諾を得た外国銀行代理銀行は、当該相手方か
(新設)	(新設)	(新設)	を電磁的方法による承諾をした場合は、この限りでない。 おいて準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同 申出があつたときは、当該相手方に対し、法第五十二条の二の五に が表では電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の ない項の規定による承諾を得た外国銀行代理銀行は、当該相手方か

- 規定による指定 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三十五条の二第一項の
- 四十三号)第十二条の二第一項の規定による指定 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 (昭和十八年法律第
- 農業協同組合法第九十二条の六第一 項の規定による指定
- 水産業協同組合法第百二十一条の六第一項の規定による指定
- 六 五 四 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定
- 四第一項の規定による指定 信用金庫法 (昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五条の
- 五第一項の規定による指定 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の

七

長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定

- 九 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十一条の三十九 項の規定による指定
- 十 保険業法第三百八条の二第 項の規定による指定
- 六第一項の規定による指定 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の
- 項の規定による指定 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第八十五条の二第
- 十九条第一項の規定による指定 資金決済に関する法律 (平成) 一十一年法律第五十九号)第九

(銀行法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十条 項のに 十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 次に掲げる指定又は 定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律 八年法律第六十六号) 掲げるもの 及び第十六条の十一の規定の 規定による指定」 平成二十五年九月二十九日までの 及び 証券取 証 と 第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の 引法等 券取引法等の一 同令第十六条の十一中 \hat{O} 適用につい 部を改正する法律の施行に伴う関係法律 部を改正する法律の施 、ては、 間における前条の規定による改正後の銀行法施行令第十六条の九 同令第十六条の 「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」 (昭和六十二年法律第百十四号) 行に伴う関係法律 九中 「次に掲げるもの」とあるの 一条の規定による廃 の整備等に関する法律 の整 備等に関する法 第四十三条の二第 止 とある 前 の抵当証券 は (平成 Ō 「次に 第五 は 規 +

業

の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定のいずれかを受けた者」とする。

○ 長期信用銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十二号)(第十一条関係)

十二条の三十六第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五条の三を準用する場合を除く。)においては、同法の規定中「第五第五条 法第十七条の規定により銀行法を準用する場合(同法第十二(銀行法を準用する場合の読替え)		(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定) (紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定) (紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定) (改正案
銀行法第十六条の五第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「長同法の規定中「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「長期信用第五条 法第十七条の規定により銀行法を準用する場合においては、(銀行法を準用する場合の読替え)	(新設)	(新設)	現

決手続 第一 八第一 あるの 替えるほか、 期信用銀行業務関連苦情をいう。 情処理手続をいう。 実施基本契約 業再委託者」と、 る字句は、 行業務関連苦情 続をいう。 る手続実施基本契約をいう。 信用銀行法第十六条の五第二項各号」と、 行代理業再受託者」と、「第二条第十四項各号」とあるのは 行為」と、 「苦情処理手続 加入長期信用銀行」 項」と、 一項に規定する長期信用銀行業務関連紛争をいう。 は (長期信用銀行法第十六条の八第 「特定銀行代理業者」とあるのは 「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理 「長期信用銀行業務関連紛争 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす 「銀行代理業再委託者」とあるのは 次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げ 「銀行代理行為」とあるのは (長期信用銀行法第十六条の八第一 (長期信用銀行法第十六条の八第) (長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する苦 「銀行代理業再受託者」とあるのは _ と ٢ 銀行業務関連苦情」) | |と 手続実施基本契約」 紛争解決手続」 と (長期 「苦情処理手続」とあるのは 「特定長期信用銀行代理業 項に規定する紛争解決手 とあるのは 「長期信用銀行代理行為 「銀行業務関連紛争」と 「加入銀行」とあるのは 信用銀行法第十六条の とあるのは 「長期信用銀行代理 項第八号に規定す とあるのは 一項に規定する長 「長期信用銀)」と読み 「長期信用銀 「紛争解 「長期 「手続

> 字句は、 るのは えるほか、 期信用銀行代理行為」と、 定長期信用銀行代理行為」と、 長期信用銀行代理業者」と、 とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第二項各号」と読み替 「長期信用銀行代理業再委託者」と、 「長期信用銀行代理業再受託者」と、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする 次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる 「特定銀行代理業者」とあるのは 「特定銀行代理行為」とあるのは 「銀行代理業再委託者」とあるのは 「銀行代理業再受託者」とあ 「第二条第十四項各号 「特定 「特

法の規定 | 読み替えられる字句 読み替える字句

読み替える銀

行

読み替えられる字句

読

み替える字句

法の規定

																			十一第二項	第五十二条の六	略)
	第九章		条の七第二項	。)並びに第五十七	号に係る部分に限る	第五十六条(第十一			十六まで	から第五十二条の五	第五十二条の四十三	三項	三十六第二項及び第	八条、第五十二条の	第三十八条、第四十	当該銀行等				銀行等が前項	略)
二十七条まで	同法第二十三条の二から第	項及び第四項	びに同法第十六条の五第三	十七条の七第二項の規定並	る部分に限る。)及び第五	第五十六条(第十一号に係	11	く。)及び同法第十七条の	五十二条の四十五の二を除	五十二条の五十六まで(第	第五十二条の四十三から第				第三十八条	当該長期信用銀行等	。以下同じ。)が同条	する長期信用銀行等をいう	銀行法第十六条の七に規定	長期信用銀行等(長期信用	(略)
																			十一第二項	第五十二条の六	略)
	第九章		条の七第二項	。)並びに第五十七	号に係る部分に限る	第五十六条(第十一			十六まで	から第五十二条の五	第五十二条の四十三	三項	三十六第二項及び第	人条、第五十二条の	第三十八条、第四十	当該銀行等			十一第二項	第五十二条の六 銀行等が前項	(略) (略)

			八第一項	第一項	十四第二項
(新設)	(新設)	(新設)	長期信用銀行法第十六条の	第五十二条の六十二	第五十二条の七
			九第四号		十七第五項
(新設)	(新設)	(新設)	長期信用銀行法第十六条の	第一項第四号	第五十二条の六
			九第三号		十七第四項
(新設)	(新設)	(新設)	長期信用銀行法第十六条の	第一項第三号	第五十二条の六
			九第二号		十七第三項
(新設)	(新設)	(新設)	長期信用銀行法第十六条の	第一項第二号	第五十二条の六
			九第一号		十七第二項
(新設)	(新設)	(新設)	長期信用銀行法第十六条の	前項第一号	第五十二条の六
					十二六
(新設)	(新設)	(新設)	長期信用銀行法以外の法律	他の法律	第五十二条の六
					十五第一項
(新設)	(新設)	(新設)	長期信用銀行法	この法律	第五十二条の六
					号
			八第三項	/ \\	十三第二項第六
(新設)	(新設)	(新設)	長期信用銀行法第十六条の	前条第二項	第五十二条の六
					号
			八第一項第三号	ı	十三第二項第一
(新設)	(新設)	(新設)	長期信用銀行法第十六条の	前条第一項第三号	第五十二条の六
			八第一項		十三第一項
(新設)	(新設)	(新設)	長期信用銀行法第十六条の	前条第一項	第五十二条の六

			三項 第一項 八第一項	十四第三項
(新設)	(新設)	(新設)		第五十二条の
(新設)	(新設)		第五十二条の六十二 同法第十六条の八第一項の	
				号
			「項第一 第一項第五号 八第一項第五号	十四第二項第一
(新設)	(新設)	(新設)	条の八 第五十二条の六十二 長期信用銀行法第十六条の	第五十二条の
				号
			一項第二 第一項の 八第一項の	十四第一
(新設)	(新設)	(新設)	十二条の八 第五十二条の六十二 長期信用銀行法第十六条の	第五十二
				号
			一項第一 第一項第二号 人第一項第二号	十四第一
(新設)	(新設)	(新設)		第五十二条の
			一項 二第一項 の八第一項	十四第一
(新設)	(新設)	(新設)	条の八 、第五十二条の六十 、長期信用銀行法第十六条	第五十二条の
			三項	十三第三項
(新設)	(新設)	(新設)	条の八 他の法律 長期信用銀行法以外の法律	第五十二条の
			十二第一項第五号 項第五号	
(新設)	(新設)		又は第五十二条の六 又は同法第十六条の八第一	
			件(
			七号までに掲げる要までに掲げる要件(号
			「項第一 第一項第五号から第 八第一項第五号から第七号	十二第二
(新設)	(新設)	(新設)	条の八 第五十二条の六十二 長期信用銀行法第十六条の	第五十二条の八

3		2									
	(略)	るて行	略)	三号第五十六条第十					号	第五十六条第九	略)
おいて準用する銀行法	(略)	る。 「準用する同法の規定に係る技術的読替えは、 行法第五十二条の二の十の規定を準用する場へ 法第十七条の規定において外国銀行代理長期	(略)	第一項第二十二条の六十二	くは第三項ただし書 条の十七第一項若し	だし書又は第五十二	項若しくは第二項た	第五十二条の九第一		前条	— (略)
法第十七条において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の	(略)	次の表のとおりとがにおける同条におりる同条におりる	(略)	八第一項長期信用銀行法第十六条の	し書 第一項若しくは第三項ただ	又は同法第十六条の二の四	項若しくは第二項ただし書	同法第十六条の二の二第一		長期信用銀行法第二十条	(略)
3		」 すい銀 _ 2									
3 法第十七条にお	(略)	るて行	略)	(新設)					号	第五十六条第九	
おいて準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の	(略)		(略)	(新設)	くは第三項ただし書 条の十七第一項若し	だし書又は第五十二	項若しくは第二項た	第五十二条の九第一		前条	略)
4第五十二条の	(略)	では、次の表の では、次の表の では、次の表の では、次の表の では、次の表の では、次の表の では、次の表の では、次の表の では、次の表の	略)	(新設)	第一項若しくは第三項ただ	又は同法第十六条の二の四	項若しくは第二項ただし書	同法第十六条の二の二第一		長期信用銀行法第二十条	略)

同 長期信用銀行代理業再受託者」とするほか、 用銀行代理業再委託者」と、 用銀行代理行為」と、 銀行代理業者」と、 行代理行為」と、 条の五第二項各号」と、 行代理業者」と、 所属長期信用銀行」と、「銀行代理業者」とあるのは 銀 規定により同法の規定を適用する場合においては、 と 行」 る字句とする。 法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲 とあるのは 「第二条第十四項各号」とあるのは 「特定銀行代理業者」とあるのは 「銀行代理業」とあるのは 「長期信用銀行」と、 「特定銀行代理行為」とあるのは 「銀行代理業再委託者」とあるのは 「銀行代理行為」とあるのは 「銀行代理業再受託者」とあるのは 「所属銀行」とあるのは 「長期信用銀行法第十六 次の表の上欄に掲げる 「長期信用銀行代理業 同法の規定中 「特定長期信用 「長期信用 「長期信用銀 「特定長期信 「長期信

(略) (略) (略)

4 場合においては、 定する手続実施基本契約をいう。 手 の下欄に掲げる字句 欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は 続実施基本契約 第十 七条の規定に 同 長期信用 条の規定中 おい に読み替えるものとする。 銀行法第十 銀行法第十二 「手続実施基本契約. と読み替えるほ 条の 条の 三の 第 規定を準用する カ 項 とあるのは それぞれ 第 次の 一号に規 表

> 同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲 長期信用銀行代理業再受託者」 用銀行代理業再委託者」と、 用銀行代理行為」と、 銀行代理業者」と、 銀行」とあるのは 規定により同法の規定を適用する場合においては、 げる字句とする 行代理行為」と、 条の五第二項各号」と、 行代理業者」と、 所属長期信用銀行」と、 と 「第二条第十四項各号」とあるのは 「特定銀行代理業者」とあるのは 「銀行代理業」とあるのは 「長期信用銀行」と、 「特定銀行代理行為」とあるのは 「銀行代理業再委託者」とあるのは 「銀行代理業者」とあるのは「長期信用 「銀行代理行為」とあるのは とするほか、 「銀行代理業再受託者」とあるのは 「所属銀行」とあるの 「長期信用銀行法第十六 次の表の上欄に掲げる 「長期信用銀行代理業 同法の規定中 「特定長期信用 「長期信用 「特定長期 「長期信 は

(略) (略) (略)

(新設)

		第三号
		ラニュア
八第一項	第一項	三項第二号及び
長期信用銀行法第十六条の	第五十二条の六十二	第十二条の三第
		法の規定
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える銀行

(名称の使用制限の適用除外)

第六条の五の二 十七に規定する政令で定めるものは、 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の七 次に掲げる指定のいずれかを

受けた者とする。

規定による指定 無尽業法(昭和六年法律第四十二号) 第三十五条の二第一項の

兀 十三号) 第十一 一条の一 第 項の規定による指定

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律

(昭和十八年法律第

兀 三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定 水産業協同組合法第百二十一条の六第一項の規定による指定

中小企業等協同組合法第六十九条の二 |第一項の規定による指定

六 五 四第一項の規定による指定 信用金庫法 (昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五条の

五第一項の規定による指定

七

労働金庫法

(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の

九八 銀行法第五十二条の六十二第 項の規定による指定

貸金業法 (昭和五十八年法律第三十二号)第四十一条の三十九

(新設)

第一項の規定による指定

定による指定十一保険業法(平成七年法律第百五号)第三百八条の二第一項の規

六第一項の規定による指定十一 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の

十二 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定

十九条第一項の規定による指定十三 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第九

(情報通信の技術を利用した提供)

第六条の六 期信用銀行代理業者 ろにより、 する金融商品取引法 行代理業者をいう。 いる同項に規定する方法 に規定する事項を提供しようとするときは、 て同じ。)の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項 十七条の四第二項において準用する場合を含む。 十四条の二第四項 に規定する外国銀行代理長期信用銀行をいう。 -用金融商品取引法第三十四条の四 あらかじめ、 長期信用銀行、 第三十四条の四第三項、 (準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項 以下同じ。)は、 (以 下 (法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀 当該事項を提供する相手方に対し、その用 (以下この条において「電磁的方法」とい 外国銀行代理長期信用銀行 「準用金融商品取引法」という。 第三十七条の三第二項及び第三 第六項において準用する場合を 法第十七条の二において準用 内閣府令で定めるとこ 以下同じ。)又は長 以下この条におい (法第十七条)第三

(情報通信の技術を利用した提供)

第六条の六 り、 項に規定する方法 期信用銀行代理業者 の種類及び内容を示し、 する事項を提供しようとするときは、 の四第二項において準用する場合を含む。 引法第三十四条の四第三項、 融商品取引法」という。)第三十四条の二第四項 する金融商品取引法 行代理業者をいう。 に規定する外国銀行代理長期信用銀行をいう。 の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定 あらかじめ、 長期信用銀行、 当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同 (以下この条において 以下同じ。) (昭和) (法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀 書面又は電磁的方法による承諾を得なけ 外国銀行代理長期信用銀行 二十三年法律第二十五号。 第三十七条の三第二項及び第三十七条 は、 内閣府令で定めるところによ 法第十七条の二において準用 「電磁的方法」という。 以下この条において同じ 以下同じ。 (準用金融商品 以下 (法第十七)又は長 「準用·

う。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得

なければならない

2

(略

(情報通信の技術を利用した同意の取得

第六条の七 規定する内閣府令で定める方法 ところにより、あらかじめ、 条において同じ。 て準用する場合を含む。 融商品取引法第三十四条の二第十二項 法による承諾を得なければならない。 という。)により同意を得ようとするときは、 1条の三 その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、 一第十一項の規定による書面による同意に代えて同条第十二項に 第 長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行は、 三項 準)の規定により、 用金融商品取引法第三十四条の四第六項におい)において準用する場合を含む。 当該同意を得ようとする相手方に対し (以下この条において「電磁的方法 準用金融商品取引法第三十四条 (準用金融商品取引法第三十 内閣府令で定める 書面又は電磁的方 以下この 準用金

2 前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。信用銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対しる前項の規定による承諾を得た長期信用銀行又は外国銀行代理長期の前項の規定による承諾を得た長期信用銀行又は外国銀行代理長期の前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

ばならない。

2 (略)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第六条の七 なければならない。 り同意を得ようとするときは、 的方法の種類及び内容を示し、 らかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁 で定める方法 規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令 じ。)の規定により、 条の四第四項において準用する場合を含む。 融商品取引法第三十四条の三第三項 長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行は、 (以下この条において「電磁的方法」という。) によ 準用金融商品取引法第三十四条の三第 内閣府令で定めるところにより、 書面又は電磁的方法による承諾を得 (準用金融商品取引法第三十四 以下この条において同 準 項 甪 あ

前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方が再びを電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方に対しを電磁的方法により電磁的方法前項の規定による承諾を得た長期信用銀行又は外国銀行代理長期

(長期信用銀行法施行令の一部改正に伴う経過措置)

平成二十五年九月二十九日までの 間における前条 の規定による改正後の長期信用 銀行法施行令第

四条の二及び第六条の 五. の二の規定の 適用については、 同令第四条の二中 「次に掲げるもの」 とあ る 0 は

次に掲げるもの 及び 証券取引法等の一 部を改正する法律 の施行に伴う関 係 法律 \mathcal{O} 整備等に関する法 律

平成十八年法律第六十六号) 第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第

条の規定による廃止前 の抵当証券業の規制等に関する法律 (昭和六十二年法律第百十四号) 第四十三条の

二第 項の規定による指定」 と 同令第六条の五の二中 「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」 とある

 \mathcal{O} は 「次に掲げる指定又は 証券取引法等の一 部を改正する法律の 施 行に伴う関係法律 -の整 備等に関 でする法

律第五十七条第1 二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 一条のに 規定による廃 止 前 の抵

券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定のいずれかを受けた者」とする。

○ 労働金庫法施行令(昭和五十七年政令第四十六号)(第十三条関係)

一 当該金庫の子法人等	割合は、三分の一とする。 第四条の八 法第八十九条の五第一項第八号に規定する政令で定める(異議を述べた金庫の数の金庫の総数に占める割合)	(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定 第四条の七 法第八十九条の五第一項第二号及び第四号ニ並びに法第 九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第 五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 の三十九第一項の規定による指定 「 第七条の二の二各号に掲げる指定	改 正 案
一 当該金庫の子法人等	(新設)	(新設)	現

)。) 一 当該金庫の関連法人等(前条第三項に規定する関連法人等をい

代理業を行う者(前二号に掲げる者を除く。) 三 当該金庫のために法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫

行う者は、次に掲げる者とする。
2 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を

金庫

二 第四条の六各号に掲げる者

二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保そ 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保そ 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保そ 1 金銭の貸付ける

(銀行法を準用する場合の読替え)

第七条 るのは は執行役」とあり、 合においては、同法の規定中 「第四条第一項」とあるのは 「営業時間」とあるのは 法第九十四条第一項の規定により銀行法の規定を準用する場 「総会」と、 及び 「本店」とあるのは 「取締役、 「業務取扱時間」と、 「営業所」とあるのは「事務所」と、 「労働金庫法第六条」と、 執行役」とあるのは 「主たる事務所」と、 「株主総会」とあ 「取締役又 「理事」と 指

二 当該金庫の関連法人等(前条第三項に規定する関連法人等をい

う。)

三

銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を代理業を行う者(前二号に掲げる者を除く。)

当該金庫のために法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫

2

金庫

行う者は、

次に掲げる者とする。

第四条の六各号に掲げる者

(銀行法を準用する場合の読替え)

第七条 るのは は執行役」とあり、 合においては、同法の規定中 「第四条第一項」とあるのは 「営業時間」とあるのは 法第九十四条第一項の規定により銀行法の規定を準用する場 「総会」と、 及び 「本店」とあるのは 「取締役、 「業務取扱時間」と、 「営業所」とあるのは「事務所」と、 「労働金庫法第六条」と、 執行役」とあるのは 「主たる事務所」と読み替 「株主総会」とあ 「理事」と 「取締役又

2 4 第十二 第十二条の三第 法の規定 読み替える銀行 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替え 働金庫法第八十九条の五第一項に規定する紛争解決等業務をいう。 るものとする。 庫法第八十九条の五第 二項 十九条の五第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。 定紛争解決機関」とあるのは (略) 略 項第二号 3 法第九十四条第五項の規定において銀行法の規定を準用する場合 と読み替えるほか、 一条の一 「手続実施基本契約」とあるのは 略 一第 次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げ 紛争解決等業務」 第十三条の四 銀行業務 読み替えられる字句 略 略 次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の 項第八号に規定する手続実施基本契約をい 「指定紛争解決機関 とあるのは 読み替える字句 る金庫業務をいう。 十九条の五第一 金庫業務 労働金庫法第九十四条の二 「手続実施基本契約 略 略 「紛争解決等業務 (労働金庫法第八 (労働金庫法第八 一項に規定す (労働金 (労 2 • (新設) えるほか、 (略)

字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする 次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる

(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (新設) (新設) (新設) (新設) (略) (略) (略)			
(略) 第十三条の四 (新設)	略)	(略)	(略)
読み替えられる字句 (略)	(新 設)	(新設)	(新設)
読み替えられる字句	労働金庫法第	第十三条の四	第十二条の二第
読み替えられる字句	略)	(略)	(略)
	読み替える字句	読み替えられる字句	法の規定

においては

-116-

る字句は、それが	ぞれ同表の下欄に掲げ 	それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす
る。		
読み替える銀行	読み替えられる字句	読み替える字句
法の規定		

(名称の使用制限の適用除外)

第五十二条の六

商号

名 称

十八第一項

第七条の二の二 一条の七十七に規定する政令で定めるものは、 法第九十四条第五項において準用する銀行法第五十 次に掲げる指定のい

ずれかを受けた者とする。

規定による指定 無尽業法(昭和六年法律第四十二号) 第三十五条の二第 一項の

四十三号)第十二条の二第一項の規定による指定 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 (昭和十八年法律第

農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定

中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定 水産業協同組合法第百二十一条の六第一項の規定による指定

六 五 四 信用金庫法 (昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五条の

第一 項の規定による指定

七

長期信用銀行法

(昭和二十七年法律第百八十七号)第十六条の

銀行法第五十二条の六十二第 一項の規定による指定

八第一項の規定による指定

(新設)

第一頁の規定による旨官 九 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十一条の三十九

第一項の規定による指定

十 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定

---農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の

六第一項の規定による指定

十二 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定

十三 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第九

十九条第一項の規定による指定

(情報通信の技術を利用して提供する方法)

)第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十一て準用する金融商品取引法(以下「準用金融商品取引法」という。第七条の三 金庫又は労働金庫代理業者は、法第九十四条の二におい 気

において同じ。)の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する

て「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条におい労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令・厚生

(情報通信の技術を利用して提供する方法)

第七条の三 V) する場合を含む。 項、 び内容を示し、 する方法(以下この条において するときは、 融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようと かじめ、 て準用する金融商品取引法 第三十四条の二第四項 第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用 当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定 金庫又は労働金庫代理業者は、法第九十四条の二にお 内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、 書面又は電磁的方法による承諾を得なければならな 以下この条において同じ。)の規定により準用 (準用金融商品取引法第三十四条の四第1 (以下「準用金融商品取引法」という。 「電磁的方法」という。) の種類及 あら

2

2

略

方法による承諾を得なければならない。

(略)

(情報通信の技術を利用して同意を得る方法)

この限りでない。 この限りでない。 この限りでない。 ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、 一十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならないときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第ときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第2 前項の規定による承諾を得た金庫は、当該相手方から書面又は電

2

(情報通信の技術を利用して同意を得る方法)

第七条の四 金庫は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準第七条の四 金庫は、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含い。以下この条において同じ。)の規定により準用金融商品取引法を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下の条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示した。以下この条において同じ。)の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準第七条の四 金庫は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準

の限りでない。

の限りでない。

の限りでない。

の限りでない。

が再び前項の規定による承諾をした場合は、こ三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第ときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第一次では、当該相手方から書面又は電前項の規定による承諾を得た金庫は、当該相手方から書面又は電

(労働金庫法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 \mathcal{O} 七及び第七条の二の二の規定 平成二十五年九月二十九日までの の適用 については、 間における前条の規定による改正後の労働金庫 同令第四条 の七中 「次に掲げるもの」 とあ 法施行令第四条 るの は 次

に 掲げるもの 及び証券取引法等の 部を改正する法律の 施行に伴う関 係法律 の整 備等に関する法律 (平成

十八年法律第六十六号) 第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一 条の

規定による廃 止前 の抵当証券業の規制等に関する法律 (昭和六十二年法律第百十四号) 第四十三条の二第

項の規定による指定」 と 同令第七条の二の二中 「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」 とあ る Oは

次に掲げる指定又は 証券取引法等の 部を改正する法律の施 行に伴う関係法律 の整 備等に関 ける法語 律 第

五十七条第二項の 規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一 条の規定による廃 止 前 \mathcal{O})抵当証

券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定のいずれかを受けた者」とする。

○ 貸金業法施行令(昭和五十八年政令第百八十一号)(第十五条関係)

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四条の四 法第四十一条の五十四に規定する政令で定めるものは、第四条の四 法第四十一条の五十四に規定する政令で定めるものは、規定による指定	める割合は、三分の一とする。 第四条の三 法第四十一条の三十九第一項第八号に規定する政令で定 (異議を述べた貸金業者の数の貸金業者の総数に占める割合)	(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定 一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百五十六条 一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百五十六条 の三十九第一項の規定による指定 二 第四条の四各号に掲げる指定	改正案
(新設)	(新設)	(新設)	現
			行

四十三号)第十二条の二第一項の規定による指定

- の六第一項の規定による指定 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九十二条
- 十一条の六第一項の規定による指定四、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第百二四
- 十九条の二第一項の規定による指定
 五 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第六
- 七 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十六条の四第一項の規定による指定 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五条の
- 五第一項の規定による指定人の労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の人の労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の人の第一項の規定による指定
- 一項の規定による指定
 ・ 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十二条の六十二第
- 定による指定保険業法(平成七年法律第百五号)第三百八条の二第一項の規
- 六第一項の規定による指定 一 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の
- 十九条第一項の規定による指定十二、資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第九十三

	_
	L
-123-	

(貸金業法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 二項の るもの る指定又は 規定による指定」 よる廃止前 法律第六十六号) 一及び第四 規定に 及び 平成二十五年九月二十九日までの 条 証 証 の抵当証券業の規制等に関する法律 券取 の四 よりなおその効力を有するものとされる同法第 券取引法等の と 第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一 引 \mathcal{O} 法等の 規定 同令第四条の の適用については、 部を改正する法律 部を改正する法律の施行に伴う関係法律 匹 中 「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」 間に 同令第四条の二中 :の施! おける前条の規定による改正後の貸金業法施行令第四条の (昭和六十二年法律第百十四号) 第四十三条の二第 行に伴う関 一条の 係法律 「次に掲げるもの」 規定による廃 の整備等に関する法律第五 の整備等に関する法律 止 とあるのは とあるの 前 の抵当証 は 平 一券業のこ 条の規定に 「次に 「次に掲げ + 成 七 +規制 条第 項の 掲げ 八 年

等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定のいずれかを受けた者」とする。

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)(第十七条関係)

の二第四項(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十用する金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第三十四条第十一条の二 信託業務を営む金融機関は、法第二条の二において準(情報通信の技術を利用した提供)	2 (略) 二 (略)	部を供託した場合・おと、当該多見後の供言所は営業代記会の名	٧,	項並びに第十九条第二項において同じ。)の位置の変更により法本店又は主たる事務所をいう。第十八条第一項、第二項及び第四	一 信託業務を営む金融機関の本店等(信託業務を営む金融機関のて取り戻すことができる。	、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受け	務を営む金融機関が次に掲げる場合に該当することとなったときは	務を営む金融機関のために営業保証金を供託した者は、当該信託業	金融機関若しくはその承継人又は当該信託業	(営養呆正をの文表))	改正案
の二第四項(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十用する金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第三十四条第十一条の二 信託業務を営む金融機関は、法第二条の二において準(情報通信の技術を利用した提供)	2 (略) 二 (略)	部を供託した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	うせ任所と受罪し、いつ、自然受罪後)せ任所に禁制保証をひた第二条第一項において準用する信託業法第十一条第一項に規定す	項並びに第十五条第二項において同じ。)の位置の変更により法本店又は主たる事務所をいう。第十四条第一項、第二項及び第四	一 信託業務を営む金融機関の本店等(信託業務を営む金融機関のて取り戻すことができる。	、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受け		務を営む金融機関のために営業保証金を供託した者は、当該信託業	第七条 信託業務を営む金融機関若しくはその承継人又は当該信託業(管業保証金の耳原し)	() 对为,() 对,() 对,() 对,() 对,() 对,() 对,() 对,() 对	現行

内容を示し、 提供しようとするときは、 条の四第三項及び第三十七条の三第二 第 四条の三第十二項 て準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を 一十四条の四第六項において準用する場合を含む。 以下この条において同じ。 当該事項を提供する相手方に対し、 (以下この条において 書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない (法第二条の二において準用する金融商品取引法 内閣府令で定めるところにより、 「電磁的方法」という。)の規定により法第二条の二におい 一項において準用する場合を含 その用いる同項に規定す の種類及び 第三十四 あらか

2

略

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第十一条の三 代えて同条第十一 用する金融商品取引法第三十四条の一 は、 商品取引法第三 用する場合を含む。 おいて同じ。 て準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項 いて準 内閣府令で定めるところにより、 「電磁的方法」という。 用する金融商品取引法第三十四条の四第六項におい 信託業務を営む金融機関は、 十四四 の規定により、 一項に規定する内閣府令で定める方法 条の において準用する場合を含む。 一第十 法第二条の二において準用する金融)により同意を得ようとするとき 項の規定による書面による同意に 一第十二 あらかじめ、 法第二条の二において準 項 (法第二条の二にお 当該同意を得よ (法第二条の一 以下この条に (以下この条 て準

> 含む。 V) び内容を示し、 する方法(以下この条において「電磁的方法」という。 いて準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項 四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を かじめ、 を提供しようとするときは、 以下この条において同じ。 当該事項を提供する相手方に対し、 書面又は電磁的方法による承諾を得なければならな 内閣府令で定めるところにより、)の規定により法第二条の二にお その用いる同項に規定)の種類及 あら

略

2

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第十一条の三 じめ、 場合を含む。 法の種類及び内容を示し 意を得ようとするときは、 める方法 の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定 用する金融商品取引法第三十四条の三 による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定 て準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する 当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方 (以下この条において 以下この条において同じ。 信託業務を営む金融機関は、 内閣府令で定めるところにより、 書面又は電磁的方法による承諾を得なけ 「電磁的方法」という。) 第三項 の規定により、 法第二条の二において準 (法第二条の二にお により同 法第二条 あら

(新設)	は、三分の一とする。 第十四条 法第十二条の二第一項第八号に規定する政令で定める割合機関の総数に占める割合) (異議を述べた信託業務を営む金融機関の数の信託業務を営む金融
(新設)	(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定 「一 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定 「一 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定 「一 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定 「一 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定 「一 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定 「一 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(新 設)	第十六条 法第十二条の四の規定による技術的読替えは、次のとおり(信託業法を準用する場合の読替え)
	十九条第一項の規定による指定十二の資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第九十三の資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第九十二の第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
	十二 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定十二 農材中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定
	保険業法第三百八条の二第一項の規
	第一項の規定
	九 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十一条の三十九 八 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定
	七 労働金庫法第八十九条の五第一項の規定による指定
	六 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定
	五 信用金庫法第八十五条の四第一項の規定による指定
	四 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定
	三 水産業協同組合法第百二十一条の六第一項の規定による指定
	二 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定
	規定による指定
	一 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三十五条の二第一項の
	けた者とする。
	七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受
(新設)	第十五条 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十
	(名称の使用制限の適用除外)

売み替える言毛	とする。
売み寄え	

金融	第二項、第八十 信託会社等 信託業務を営む金融機関	おした をいう。以下同じ。)	規定する手続実施基本契約十二条の二第一項第八号に	結した務の兼営等に関する法律第	第二項 続実施基本契約を締 本契約 (金融機関の信	第八十五条の五 加入信託会社等 (手 加入金融機関 (手続実施基	じ。)	争解決機関をいう。以	項第八号に規定する指定紛	する法律第十二条の二第	第一項関の信託業務の兼営等に関	第八十五条の四 指定紛争解決機関 指定紛争解決機関 (全	をいう。以下同じ。)	に規定する紛争解決等業務	る法律第十二条の二第一	第一項第二号の信託業務の兼営等に関す	第八十五条の三 紛争解決等業務 紛争解決等業務 (金融	業法の規定	読み替える信託 読み替えられる字句 読み替える字句
----	---------------------------	-------------------	--------------------------	-----------------	---------------------------	----------------------------------	-----	------------	--------------	-------------	-----------------	------------------------------	------------	--------------	-------------	--------------------	-----------------------------	-------	---------------------------

第四項に規定する特定兼営 第四項に規定する特定兼営		
に関する法律第十二条の二		
融機関の信託業務の兼営等	連紛争	第二項第四号
特定兼営業務関連紛争(金	手続対象信託業務関	第八十五条の七
恒じ。)		
業務関連苦情をいう。以下		
第四項に規定する特定兼営		
に関する法律第十二条の二		
融機関の信託業務の兼営等	連苦情	第二項第一号
特定兼営業務関連苦情(金	手続対象信託業務関	第八十五条の七
以下同じ。)		
する紛争解決手続をいう。		
紛争解決手続(同項に規定	紛争解決手続	
う。以下同じ。)		
規定する苦情処理手続をい		
法律第十二条の二第一項に		
信託業務の兼営等に関する		
苦情処理手続(金融機関の	苦情処理手続	第八十五条の六
		十九第一号
		、第八十五条の
		五条の七第三項

第八十五条の十 手続対象信託業務	金融機関の信託業務の兼営			
三第三項第二号	等に関する法律第十二条の			
	二第四項に規定する特定兼			
	営業務			
第十七条 (略)		第十三条	(略)	
第十八条(略)		第十四条	(略)	
第十九条(略)		第十五条	(略)	

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 止 関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の \bigcirc される同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律 に関する法律 営等に関する法律施行令第十三条及び第十五条の規定の 前 とあるのは 第四十三条の二第一項の規定による指定」と、 とあるのは の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定のいずれかを受けた者」 平成二十五年九月二十九日までの間における前条の規定による改正 「次に掲げる指定又は証券取引法等の一部を改正する法律 (平成十八年法律第六十六号) 第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものと 「次に掲げるもの及び 証券取引法等の一 同令第十五条中 適用については、 部を改正する法律 「次に掲げる指定のいず の施 同令第十三条中 の施行に伴う関係法 (昭和六十二年法律第百十四号 行に伴う関係法律 後の金融機関 れかを受けた者 の信託業務 「次に掲げるも 規定による廃 律 \mathcal{O} 整 \mathcal{O} 一備等に 整 の兼 備

○ 水産業協同組合法施行令(平成五年政令第三百二十八号)(第十九条関係)

(略)	諾を得なければならない。	という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承し	その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法	めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、	一第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定	条において同じ。)の規定により準用金融商品取引法第三十四条の	及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この	る場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項	十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用す	。)第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第	この条から第九条の四までにおいて「準用金融商品取引法」という	いて準用する金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下	及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)にお	合等は、法第十一条の九(法第九十二条第一項、第九十六条第一項	九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組	第九条の二 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第 第	等)	(特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾	改 正 案
2 (略)			書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。	この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、	事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下	とするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該	金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しよう	用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により準用	三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準	。)第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第	この条から第九条の四までにおいて「準用金融商品取引法」という	いて準用する金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下	及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)にお	合等は、法第十一条の九(法第九十二条第一項、第九十六条第一項	九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組	第九条の二 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第	等)	(特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾	現行

(特定貯金等契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承

第九条の三 法第十一条第一項第四号、 含む。 する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条に 主務省令で定めるところにより、 四第六項において準用する場合を含む。 品取引法第三十四条の三第三項 九十三条第一項第二号又は第九十七条第一 おいて「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、 法第三十四条の二第十二項に規定する同意を得ようとするときは、 合等は、 磁的方法による承諾を得なければならない。 以下この条において同じ。)の規定により準用金融商品取引 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項 (準用金融商品取引法第三十四条の あらかじめ、 第八十七条第一項第四号、 において準用する場合を 項第二号の事業を行う組 当該同意を得ようと (準用金融商 書面又は 第

| 2 前項の規定による承諾を得た組合等は、同項の相手方から書面又 | 2 前項の規定による承諾を得た組合等は、同項の相手方から書面又 | 2

『十条の三』法第十一条第一項第十一号の事業を行う漁業協同組合、(特定共済契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等)

(特定貯金等契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承

諾等)

第九条の三 法第十一条第一項第四号、 合等は、 の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、主務省令で定め の条において同じ。) 取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。 九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組 方法」という。)の種類及び内容を示し、 るところにより、あらかじめ、 る承諾を得なければならない。 その用いる同項に規定する方法 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項 の規定により準用金融商品取引法第三十四条 当該同意を得ようとする相手方に対 (以下この条において 第八十七条第一項第四号、 書面又は電磁的方法によ (準用金融商品 「電磁的 以下こ 第

、この限りでない。

、この限りでない。

、この限りでない。

、この限りでない。

、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は

一第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によってしてはならな

ったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の

は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があ

第十条の三 法第十一条第一項第十一号の事業を行う漁業協同組合、(特定共済契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等)

場合を含む。 で定めるところにより、 条において同じ。 及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この る場合を含む。 この条から第十条の五までにおいて「準用金融商品取引法」という は共済水産業協同組合連合会 法第九十三条第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合又 る承諾を得なければならない。 方法」という。 一第四項に規定する事項を提供しようとするときは、農林水産省令 第三項及び第四項において「組合等」という。)は、法第十五条 第三十四条の二第四項 その用いる同項に規定する方法 (法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する 準 用金融商品取引法第三十四条の四 以下同じ。)において準用する金融商品取引法)の種類及び内容を示し、 の規定により準用金融商品取引法第三十四条の 第三十四条の四第三項、 あらかじめ、 (準用金融商品取引法第三十四条の三第 (次項、 (以下この条において 当該事項の提供の相手方に対 次条並びに第十条の七第 書面又は電磁的方法によ 第三十七条の三第二項 第六項において準用す 「電磁的 以下 一項

2 (略)

(特定共済契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾

第十条の四 第三十四 (準用金融商品取引法第 [条の四第六項におい 組 合等は、 準用金融 三十四条の三 て準用する場合を含む。 商品取引 第三 法第 項 (準用金融商品取引法 十四四 条の)において準 第十一 項

> 三項、 この条から第十条の五までにおいて「準用金融商品取引法」という 場合を含む。 の七 以下この条において 当該事項の提供の相手方に対し、 用する場合を含む。 は共済水産業協同組合連合会 法第九十三条第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合又 とするときは、農林水産省令で定めるところにより、 金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しよう)第三十四条の二第四項 第三項及び第四項において「組合等」という。)は、法第十五条 書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する 第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第1 以下同じ。)において準用する金融商品取引法 以下この条において同じ。 「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示 (準用金融商品取引法第三十四条の四第 (次項、 その用いる同項に規定する方法 次条並びに第十条の七第一項)の規定により準用 一項において進 あらかじめ (以 下

2 (略

ĺ

等) (特定共済契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾)

含む。以下この条において同じ。)の規定により準用金融商品取引準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を第十条の四組合等は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(

するときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、 を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 該同意を得ようとする相手方に対し、 金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意を得ようと 用する場合を含む。 (以下この条において「電磁的方法」という。) の種類及び内容 以下この条において同じ。)の規定により準用 その用いる同項に規定する方 当

ない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合 ったときは、当該相手方に対し、 は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があ 一第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によってしてはなら 前項の規定による承諾を得た組合等は、 この限りでない。 準用金融商品取引法第三十四条の 同項の相手方から書面又 2

(子金融機関等の範囲

は、

第十条の七 百条の八第一項において準用する場合を含む。 の政令で定める者は、 法第十五条の九の三 次に掲げる者とする。 第 項 (法第九十六条第一項及び第 次項において同じ。

(略)

2 に掲げる者とする。 法第十五条の九の三 第 一項の政令で定める金融業を行う者は、 次

〈 匹

3 •

において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、 とする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法 林水産省令で定めるところにより、 は電磁的方法による承諾を得なければならない。 法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、 あらかじめ、 当該同意を得よう (以下この条 書面又

三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によってしてはならな ったときは、当該相手方に対し、 は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があ この限りでない。 前項の規定による承諾を得た組合等は、 ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は 準用金融商品取引法第三十四条の 同項の相手方から書面

(子金融機関等の範囲

第十条の七 百条の八第一項において準用する場合を含む。 の政令で定める者は、 法第十五条の九の 次に掲げる者とする。 第 項 (法第九十六条第一項及び第 次項において同じ。

(略)

2 に掲げる者とする。 法第十五条の九の 二第 一項の政令で定める金融業を行う者は、

次

3 •

一 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三十五条の二第一項の第二十四条の九 法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法掲げる指定のいずれかを受けた者とする。	定める割合は、三分の一とする。 第二十四条の八 法第百二十一条の六第一項第八号に規定する政令で(異議を述べた組合の数の組合の総数に占める割合)	(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定所において準用する保険業法第三百八条の六及び第五十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十二年の大人の第五十二条の八第一項において準用する保険業法第三百八条の六及び第三百八条の六年の第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。「金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定」「第二十四条の九各号に掲げる指定」	第二十四条の三 (略) (特定信用事業代理業について銀行法を準用する場合の読替え)
(新設)	(新設)	(新設)	第二十四条の三 (略) (銀行法を準用する場合の読替え)

規定による指定

四十三号)第十二条の二第一項の規定による指定 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 (昭和十八年法律第

農業協同組合法第九十二条の六第 一項の規定による指定

兀 中小企業等協同組合法第六十九条の二第 一項の規定による指定

五. 信用金庫法第八十五条の四第一項の規定による指定

六 八第一項の規定による指定 長期信用銀行法 (昭和二十七年法律第百八十七号)第十六条の

七 五第一項の規定による指定 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の

九 銀行法第五十二条の六十二第 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十一条の三十九 項の規定による指定

項の規定による指定

保険業法第三百八条の一 第 項の規定による指定

信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定 農林中央金庫法第九十五条の六第 一項の規定による指定

十九条第一項の規定による指定 資金決済に関する法律 (平成二十一年法律第五十九号) 第九

替え) (指定信用事業等紛争解決機関について銀行法を準用する場合の読

第二十四条の十

法第百二十

一条の八第

項の規定により銀行法第五

十二条の六十八第

一項の規定を準用する場合においては、

同項中

(新設)

	් බං
	商号、名称又は氏名」とあるのは、「名称」と読み替えるものとす
	第三百八条の八第一項の規定を準用する場合においては、同項中「
(新設)	第二十四条の十一 法第百二十一条の九第一項の規定により保険業法
	読替え)
	(指定共済事業等紛争解決機関について保険業法を準用する場合の
	商号」とあるのは、「名称」と読み替えるものとする。

(水産業協同組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 平成二十五年九月二十九日までの間における前条の規定による改正後の水産業協同組合法施行令

とあるのは 第二十四条の七及び第二十四条の 「次に掲げるもの及び証券取引法等の一 九の 規定の適用については、 部を改正する法律の施行に伴う関係法律 同令第二十四条の七中 「次に掲げるも \mathcal{O} 整 備等に \mathcal{O} . 関

する法律 (平成十八年法律第六十六号) 第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされ

る同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律 (昭和六十二年法律第百十四号) 第

四十三条の二第一項の規定による指定」 と 同令第二十四条の九中 「次に掲げる指定の いずれかを受けた

者」とあるのは 「次に掲げる指定又は証券取引法等の一 部を改正する法律の施 行に伴う関係法 律 \mathcal{O} 整 備 等

に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の 規定に による

廃 上前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定のいずれかを受けた者

とする。

○ 保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号)(第二十一条関係)

する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及 よる承かじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定 的方法を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あら 対し、定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項 で定め	項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規との二る場合を含む。)、第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二との条		の五までこおいて「隼用金融商品取引法」という 引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下この条	十九条第八項において準用する信託業法第二十四条の二において準 十九条第八第十三条の五の三 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、法第九 第十三条の五	(情報通信の技術を利用した提供) (情報	附則 第五章 雑則(第四十五条―第四十七条の三) 附則	第四章 指定紛争解決機関(第四十四条の七―第四十四条の九) 第四章 第一章~第三章 (略) 第一章 次 1	改正案
よる承諾を得なければならない。的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に	条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令この条において同じ。)の規定により準用金融商品取引法第三十四	-	の五までこおハて「隼用金融商品取引法」引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下	十九条第八項において準用する信託業法第二十四条の二において準十三条の五の三 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、法第九	(情報通信の技術を利用した提供)		第四章 雑則(第四十五条―第四十七条の三)第一章〜第三章 (略)	現行

び内容を示し、 書面又は電磁的方法による承諾を得なければならな

2

(略)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第十三条の 四条の三第三項 ところにより、あらかじめ、 規定する内閣府令で定める方法 融商品取引法第三十四条の一 の二第十一項の規定による書面による同意に代えて同条第十二項に 条において同じ。 て準用する場合を含む。 という。)により同意を得ようとするときは、 その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、 五の四 (準用金融商品取引法第三十四条の四第六項におい 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、 の規定により、)において準用する場合を含む。 当該同意を得ようとする相手方に対し 一第十一 (以下この条において「電磁的方法 項 準用金融商品取引法第三十四条 (準用金融商品取引法第三十 書面又は電磁的方 内閣府令で定める 以下この 準用金

磁的方法によってしてはならない。 の規定による承諾をした場合は、 金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意の取得を電 同意を行わない旨の申出があったときは、 前項の規定による承諾を得た保険金信託業務を行う生命保険会社 当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による この限りでない。 ただし、当該相手方が再び前項 当該相手方に対し、 準用

法による承諾を得なければならない。

2

2

略

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第十三条の なければならない。 的方法の種類及び内容を示し、 らかじめ、 り同意を得ようとするときは、 で定める方法 規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令 じ。)の規定により、 条の四第四項において準用する場合を含む。 融商品取引法第三十四条の三第三項 五の四 当該同意を得ようとする相手方に対し、 (以下この条において「電磁的方法」という。) によ 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、 準用金融商品取引法第三十四条の 書面又は電磁的方法による承諾を得 内閣府令で定めるところにより、 (準用金融商品取引法第三十四 以下この条において同 その用いる電 第 準 項 甪 あ

等は、 規定による承諾をした場合は、 的方法によってしてはならない。 同意を行わない旨の申出があったときは、 金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁 前項の規定による承諾を得た保険金信託業務を行う生命保険会社 当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による この限りでない。 ただし、 当該相手方が再び前項 当該相手方に対し、 準用

(条件付の免許を受けた外国生命保険会社等に対して適用しない規

Į

善計画の提出及び変更に係る部分に限る。 百十一条第一項及び第三項から第六項まで、 おいて準用する法第九十七条第一 法第百九十六条の規定、 法第百九十二条第五項及び第六項の規定、 十四条から第百二十二条までの規定並びに法第二百四条第 及び第三項から第九項まで、 第九十八条第一項 法第百八十八条第二項に規定する政令で定める規定は、 法第百九十七条の規定、 (第 第 一号から第十一号までに係る部分に限 項、 第九十九条、 第九十七条の二第一項及び第 法第百九十四条の規定、 の規定とする。 第百十二条並びに第百 第百五条の二、 法第百九十九条に 項 改 第

芸報通信の技術を利用した提供

四十四条の三 下この条において同じ。 準用する場合を含む。 という。 下この条から第四十四条の五までにおいて「準用金融商品取引法 険仲立人は、 社等をいう。 十五条の二において同じ。 一項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。 一第十二項 第三十四条の 法第三百条の二において準用する金融商品取引法 次項、 (準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において 保険会社等 次条、 一第四項 第三十四条の四第三項、 第四十五条第一号及び第五号並びに第四 の規定により準用金融商品取引法第三十 (法第二条の二第一項に規定する保険会 外国保険会社等、 (準用金融商品 保険募集人又は保 取引法第三十四条 第三十七条の三 议 以

、(条件付の免許を受けた外国生命保険会社等に対して適用しない場

定

第二十一条 び変更に係る部分に限る。 法第百九十六条の規定、 法第百九十二条第五項及び第六項の規定、 及び第三項から第六項まで、 る。)及び第三項から第九項まで、 おいて準用する法第九十七条第二 一十二条までの規定並びに法第二百四条第 項、 第九十八条第一項 法第百八十八条第二項に規定する政令で定める規定は、 法第百九十七条の規定、法第百九十九条に (第 一 の規定とする。 第百十二条並びに第百十四条から第百 一号から第十一号までに係る部分に限 項、 第九十九条、 第九十七条の二第 法第百九十四条の規定 項 (改善計画の提出 第百十一条第一項 一項及び第

(情報通信の技術を利用した提供)

第四十四条の三 1) いて準用する場合を含む。 の四第三項、 という。 険仲立人は、 社等をいう。 しようとするときは 下この条から第四十四条の五までにおいて「準用金融商品取引法 十五条の二において同じ。 >準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供 第三十四条の二第四項 第三十七条の三第二 法第三百条の二において準用する金融商品取引法 次項、 保険会社等 次条、 内閣府令で定めるところにより、 以下この条において同じ。 第四十五条第一号及び第五号並びに第四 (法第二条の二第一項に規定する保険 外国保険会社等、 一項及び第三十七条の四第 (準用金融商品取引法第三十四 保険募集人又は保 あらかじめ の規定によ 一項にお

四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、 磁的方法」という。 令で定めるところにより、 .よる承諾を得なければならない その用いる同項に規定する方法 の種類及び内容を示し、 あらかじめ、 当該事項を提供する相手方 (以下この条において 書面又は電磁的方法 内閣府 電電

2 略

情報通信の技術を利用した同意の取得

第四 電磁的方法」という。 第十二項に規定する内閣府令で定める方法 手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、 令で定めるところにより、 第三十四条の二第十一項の規定による書面による同意に代えて同条 六項におい 引法第三十四条の三第三項 は電磁的方法による承諾を得なければならない。 十四条の四 以下この条において同じ。 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項 て準用する場合を含む。 保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人)により同意を得ようとするときは、 あらかじめ、当該同意を得ようとする相 (準用金融商品取引法第三十四条の四第)の規定により、 において準用する場合を含む (以下この条において「 準用金融商品取引法 (準用金融商品取 書面又 内閣府

2 に対し、 又は保険仲立人は、 だ方法による同意を行わない旨の申出があったときは、 前項の規定による承諾を得た保険会社等若しくは外国保険会社等 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同 当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁 当該相手方

> を示し、 法 当該事項を提供する相手方に対し、 (以下この条において 書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 「電磁的方法」という。 その用いる同項に規定する方)の種類及び内容

2

略

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第四十四条の四 により、 用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、 う。)により同意を得ようとするときは、 三第二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定す は、 る承諾を得なければならない る内閣府令で定める方法 において同じ。 法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項 あらかじめ、 保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立 の規定により、 当該同意を得ようとする相手方に対し、 (以下この条において「電磁的方法」とい 準用金融商品取引法第1 書面又は電磁的方法によ 内閣府令で定めるところ (準用金融商品取 以下この条 一十四条の その

2 に対し、 的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、 又は保険仲立人は、 前項の規定による承諾を得た保険会社等若しくは外国保険会社等 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意 当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁 当該相手方

一 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三十五条の二第一項(、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 第四十四条の九 法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは (名称の使用制限の適用除外)	ある割合は、三分の一とする。	(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定) 「一金融商品取引法第百五十六条の二十二第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。」 を行う者の指定)の規定による指定 「一金融商品取引法第百五十六条の二十二第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。」 を行う者の指定)の規定による指定	第四章 指定紛争解決機関	方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 意の取得を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。の取得を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方

紛争解決等業務を行う者の指定)の規定による指定

-)の規定による指定四十三号)第十二条の二第一項(紛争解決等業務を行う者の指定四十三号)第十二条の二第一項(紛争解決等業務を行う者の指定
- 規定による指定 規定による指定 農業協同組合法第九十二条の六第一項(指定紛争解決機関)の
- 行う者の指定)の規定による指定四、水産業協同組合法第百二十一条の六第一項(紛争解決等業務を
- を行う者の指定)の規定による指定
 ・中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項(紛争解決等業務
- | 五第一項(紛争解決等業務を行う者の指定)の規定による指定 | 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の
- 十 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十一条の三十九 指定)の規定による指定 加 銀行法第五十二条の六十二第一項(紛争解決等業務を行う者の
- ─二 信託業法第八十五条の二第一項(紛争解決等業務を行う者の大第一項(紛争解決等業務を行う者の指定)の規定による指定 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の第一項(紛争解決等業務を行う者の指定)の規定による指定

第五章 雑則	定 定 一 一 一 一 一 一 一 元 一 元 一 元 一 元 一 項 (紛争解決等業務を行う者の指定) の規定による指	宛五十九号) 第	
第四章 雑則			

(保険業法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 平成二十五年九月二十九日までの間における前条の規定による改正 後の保険業法施行令第四十

 \mathcal{O} は 次に掲げるもの 及び 証券取引法等の 部を改正する法律の 施 行 に伴う関係法 律 \mathcal{O} 整 備 等に関う ける法 匹

条の七及び第四十四条の

九

の規定の

適用

については、

同令第四十四条の七中

「次に掲げるもの」

とある

律 (平成十八年法律第六十六号) 第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法

第 条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律 (昭和六十二年法律第百十四号) 第四十三

条の二第一 項の規定による指定」 と 同令第四十四 | 条 の 九中 「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」 لح

あるのは 「次に掲げる指定又は 証券取引法等の 部を改正する法律 の施行に伴う関係法律 \mathcal{O} 整 備等 に . 関 す

る法 :律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一 条の規定に よる 廃 止 前

の抵当 証 一券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定のいずれかを受けた者」とす

る。

○ 農林中央金庫法施行令(平成十三年政令第二百八十五号)(第二十三条関係)

第十条 農林中央金庫は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項	第十条 農林中央金庫は、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二
諾等)	诺等)
(特定預金等契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承	(特定預金等契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承
2 (略)	2 (略)
	し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
得なければならない。	以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示
いう。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を	当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(
用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」と	ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、
ところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その	準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供し
四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定める	て準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により
おいて同じ。)の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第	四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項におい
第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条に	十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の
金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び	金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三
て「準用金融商品取引法」という。)第三十四条の二第四項(準用	て「準用金融商品取引法」という。)第三十四条の二第四項(準用
いて準用する金融商品取引法(以下この条から第十一条までにおい	いて準用する金融商品取引法(以下この条から第十一条までにおい
第九条 農林中央金庫は、法第五十九条の三又は第五十九条の七にお	第九条 農林中央金庫は、法第五十九条の三又は第五十九条の七にお
(特定預金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等	(特定預金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等
現行	改 正 案

示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を)とするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該 とするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該 とするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該 とするときは、主務省令で定めるところにより、の規定により準 法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)において (以下この条において薄に規定する同意を得よう (以下この条において薄に規定する同意を得よう (以下の条において清正規定する同意を得よう

た場合は、この限りでない。前項の規定による承諾をしまからない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をし出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十二項の規定による承諾を得た農林中央金庫は、同項の相手方からた場合は、この限りでない。

2

-(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定

掲げるものとする。

九十五条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に

九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十六及
第四十九条 法第九十五条の六第一項第二号及び第四号ニ並びに法第

二 次条各号に掲げる指定 一 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指

電磁的方法による承諾を得なければならない。電磁的方法による承諾を得なければならない。当該同意を得ようと主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する同意を得ようとするときは、引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、当該同意を得ようとするという。)の規定により準用金融商品取電磁的方法による承諾を得なければならない。

場合は、この限りでない。
場合は、この限りでない。
があったときは、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によってしては出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十二十分の一個では、当該相手方が高速の対象の規定による承諾を得た農林中央金庫は、同項の相手方から場合は、この限りでない。

(新設)

(新設)

(名称の使用制限の適用除外)

第五十条 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二

れかを受けた者とする。 条の七十七に規定する政令で定めるものは、 次に掲げる指定のいず

無尽業法(昭和六年法律第四十二号) 第三十五条の二 第 一項の

規定による指定

四十三号)第十二条の二第一項の規定による指定 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 (昭和十八年法律第

三 農業協同組合法第九十二条の六第一 項の規定による指定

兀 水産業協同組合法第百二十一条の六第一項の規定による指定

五. 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定

六 信用金庫法 項の規定による指定 (昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五条の

第一

七 八第一項の規定による指定 長期信用銀行法 (昭和二十七年法律第百八十七号)第十六条の

八 五第一項の規定による指定 労働金庫法 (昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の

九 銀行法第五十二条の六十二第 項の規定による指定

貸金業法 項の規定による指定 (昭和五十八年法律第三十二号) 第四十一条の三十九

保険業法第三百八条の一 信託業法第八十五条の二第 二第 項の規定による指定 項の規定による指定

(新設)

(農林中央金庫法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定のいずれかを受けた者」とする。 掲げる指定又は 規定による廃 十八年法律第六十六号) に掲げるもの 第四十九条及び第五十条の規定の適用については、 項の規定による指定」 項の規定に 平成二十五年九月二十九日までの 止前 及び証券取引法等の 証券取引法等の よりなおその効力を有するものとされる同法第 の抵当証券業の規制等に関する法律 と 第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一 同令第五十条中 部を改正する法律 部を改正する法律の 間における前条の規定による改正後の農林中 「次に掲げる指定のい の施 同令第四十九条中 (昭和六十二年法律第百十四号) 施行に伴う関 行に伴う関係法律 ずれかを受けた者」 条の規定による廃 係法律 「次に掲げるもの」 の整備等に関する法律第 の整 備等に関する法律 止 とあるのは 第四十三条の二第 前 とあ 央金庫法施行令 の抵当証券業の るの は 五. 「次に 平 条の + 七 成 次

合を含む。以下この条において同じ。)の規定により、準用金融商項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場第十二条の四 信託会社は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三(情報通信の技術を利用した同意の取得)	引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)におい二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取第十二条の四 信託会社は、準用金融商品取引法第三十四条の二第十(情報通信の技術を利用した同意の取得)
2 (略)	2 (略) 1 ければならない。
	。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得な
方法による承諾を得なは	(_
法	により、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用い
する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条に	規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところ
は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供	同じ。)の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に
引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするとき	七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において
を含む。以下この条において同じ。)の規定により準用金融商品取	おいて準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項及び第三十
十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合	十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項に
引法」という。)第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三	引法」という。)第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三
商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「準用金融商品取	商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「準用金融商品取
第十二条の三 信託会社は、法第二十四条の二において準用する金融	第十二条の三 信託会社は、法第二十四条の二において準用する金融
(情報通信の技術を利用した提供)	(情報通信の技術を利用した提供)
現	改正案

2 前項の規定による承諾を得た信託会社は、当該相手方から書面又 2)1

電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があ

ない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合二第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によってしてはならったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の

この限りでない。

(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定

ものは、次に掲げるものとする。
五条の六並びに第八十五条の二十三第三項に規定する政令で定める第十八条の三 法第八十五条の二第一項第二号及び第四号ニ、第八十

二 第十八条の五各号に掲げる指定 一 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定

る相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとすて「電磁的方法」という。)により同意を得ようとするときは、内て同条第三項に規定する内閣府令で定める方法(以下この条におい品取引法第三十四条の三第二項の規定による書面による同意に代え

面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

、この限りでない。

「この限りでない。

「この限りでない。

「この限りでない。

「このでときは、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は

「一のたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の

「一のたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の

「一のたときは、当該相手方が再び前項の規定による承諾を得た信託会社は、当該相手方から書面又

(新設)

	五第一項の規定による指定
	八 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の
	八第一項の規定による指定
	七 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十六条の
	四第一項の規定による指定
	六 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五条の
	十九条の二第一項の規定による指定
	五 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第六
	十一条の六第一項の規定による指定
	四 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第百二
	の六第一項の規定による指定
	三 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九十二条
	四十三号)第十二条の二第一項の規定による指定
	二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第
	規定による指定
	無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三十五条の二第一項の
	次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。
(新設)	第十八条の五 法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、
	(名称の使用制限の適用除外)
	る割合は、三分の一とする。
(新設)	第十八条の四 法第八十五条の二第一項第八号に規定する政令で定め
	(異議を述べた信託会社等の数の信託会社等の総数に占める割合)

Г							
	十九条第一項の規定による指定	十三 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第九	六第一項の規定による指定	十二 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の	十一 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定	十 貸金業法第四十一条の三十九第一項の規定による指定	九 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定
		九		0			

(信託業法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 平成二十五年九月二十九日までの間における前条の規定による改正後の信託業法施行令第十八

条の三及び第十八条の 五. の規定の適用 E ついては、 同令第十八条の三中 「次に掲げるもの」 とある $\overline{\mathcal{O}}$ は

次に掲げるも $\tilde{\mathcal{O}}$ 及び 証 券取 引法等の一 部を改正する法律 の施行に伴う関係法律 . の整: 備等に関する法 律 平

成十八年法律第六十六号)第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 一条

の規定による廃止前 の抵当証券業の規制等に関する法律 (昭和六十二年法律第百十四号) 第四十三条の二

第一 項の規定による指定」 と、 同令第十八条の五中 「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」 とあ るの は

「次に掲げる指定又は 証券取引法等の 部を改正する法律 の施行に伴う関係法律 の整 備等に関 ける法 律 第

五十七条第二項の 規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一 条の規定による廃 止 前 \mathcal{O})抵当証

券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定のいずれかを受けた者」とする。

 \bigcirc 株式会社商工組合中央金庫法施行令(平成十九年政令第三百六十七号)(第二十七条関係)

第九条 商工組合中央金庫は、準用金融商品取引法第三十四条の三第	第九条 商工組合中央金庫は、準用金融商品取引法第三十四条の二第
取得)	取得)
(特定預金等契約の相手方からの情報通信の技術を利用した同意の	(特定預金等契約の相手方からの情報通信の技術を利用した同意の
2 (略)	2 (略)
	を得なければならない。
	という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾
面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。	の用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」
の条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書	ところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、そ
を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下こ	四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定める
るときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項	。以下同じ。)の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第
商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとす	の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む
において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により準用金融	いて準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条
四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項	四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項にお
法」という。)第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十	法」という。)第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十
品取引法(以下この条から第十条までにおいて「準用金融商品取引	品取引法(以下この条から第十条までにおいて「準用金融商品取引
第八条 商工組合中央金庫は、法第二十九条において準用する金融商	第八条 商工組合中央金庫は、法第二十九条において準用する金融商
(特定預金等契約の相手方に対する情報通信の技術を利用した提供	(特定預金等契約の相手方に対する情報通信の技術を利用した提供
現	改正案

、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 十二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項の規定による書面による同意に代 おいて「電磁的方法」という。)により同意を得ようとするときは おいて「電磁的方法」という。)により同意を得ようとするときは おいて「電磁的方法」という。)により同意を得ようとするときは おいて「電磁的方法」という。)により同意を得ようとするときは とする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し とする相手方に対し、その用いる電磁的方法の重額及び内容を示し とする相手方に対し、その用いる電磁的方法の重額及び内容を示し とする相手方に対し、その用いる電磁的方法の重額及び内容を示し とする相手方に対し、その用いる電磁的方法の重額及び内容を示し とする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し とする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し

した場合は、この限りでない。 十四条の二第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によってし 中出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三 申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三 の計算の規定による承諾を得た商工組合中央金庫は、当該相手方か

三項 (準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する三項 (準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項 は、という。)により同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対るところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対るところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対るところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対るところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対るところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとするという。

2

 \bigcirc の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行令(昭和六十三年政令第百九十六号)(第二十八条関係) 政令の整備等に関する政令(平成十九年政令第二百三十三号)第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第十七条 証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係

げる指定のいずれかを受けた者とする。 (名称の使用制限の適用除外)	は、三分の一とする。 第六条 法第四十三条の二第一項第八号に規定する政令で定める割合合) (異議を述べた抵当証券業者の数の抵当証券業者の総数に占める割	(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定 第五条 法第四十三条の二第一項第二号及び第四号ニ、第四十三条の 、次に掲げるものとする。 の三十九第一項の規定による指定 の三十九第一項の規定による指定 の三十九第一項の規定による指定	改正案
(新設)	新設)	(新設)	
			現
			行

- 規定による指定 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三十五条の二第一項の
- 四十三号)第十二条の二第一項の規定による指定 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 (昭和十八年法律第
- 農業協同組合法第九十二条の六第一 項の規定による指定
- 水産業協同組合法第百二十一条の六第一項の規定による指定
- 六 五 四 四第一項の規定による指定 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定 信用金庫法 (昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五条の
- 七 八第一項の規定による指定 長期信用銀行法 (昭和二十七年法律第百八十七号)第十六条の
- 八 五第一項の規定による指定 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の
- 九 銀行法 項の規定による指定 (昭和五十六年法律第五十九号)第五十二条の六十二第
- 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十一条の三十九 項の規定による指定
- 保険業法第三百八条の二第一 項の規定による指定
- 六第一 農林中央金庫法 項の規定による指定 (平成十三年法律第九十三号) 第九十五条の
- 十四四 一項の規定による指定 資金決済に関する法律 信託業法 (平成十六年法律第百五十四号) (平成二十 一年法律第五十九号)第九 第八十五条の二第

十九条第一項の規定による指定

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

(財務局長等への権限の委任)

第九条 項の登録を受けようとする者を含む。)の主たる営業所又は事務所 限 福岡財務支局長)に委任するものとする。ただし、法第二十二条第 において「長官権限」という。)は、抵当証券業者(法第三条第一 (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、 (以下「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長 項の規定による権限は、 (法第五章から第六章の二までの規定による権限を除く。第四項 法第四十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権 金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第五条 (略

(財務局長等への権限の委任

第六条 限 定による権限は、 支局長)に委任するものとする。 在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、 主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長 を受けようとする者を含む。)の主たる営業所又は事務所 「長官権限」という。)は、 (法第五章及び第六章の規定による権限を除く。 第四項において 法第四十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権 金融庁長官が自ら行うことを妨げない。 抵当証券業者(法第三条第一項の登録 ただし、法第二十二条第 福岡財務 一項の規 (当該所 (以下「

2 5 5

2 5 5

(略)

協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)(第二十九条関係)

る場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により、準用金第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用す第五条の八 信用協同組合等は、準用金融商品取引法第三十四条の三(情報通信の技術を利用した同意の取得)	品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。) 第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商第五条の八 信用協同組合等は、準用金融商品取引法第三十四条の二(情報通信の技術を利用した同意の取得)
2 (略)	2(略)
V	て「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁
び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならな	相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条におい
する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及	内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する
かじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定	第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、
を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あら	む。以下この条において同じ。)の規定により準用金融商品取引法
定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項	条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含
項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規	おいて準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七
十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二	十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項に
引法」という。)第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三	引法」という。) 第三十四条の二第四項 (準用金融商品取引法第三
の五の二において準用する金融商品取引法(以下「準用金融商品取	の五の二において準用する金融商品取引法(以下「準用金融商品取
第五条の七 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、法第六条	第五条の七 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、法第六条
(情報通信の技術を利用した提供)	(情報通信の技術を利用した提供)
現行	改正案

類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければな当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、の場定による書面による同意に代えて同条第十二項に規定する内閣府令で定める方面による間金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による書より、準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による書がいて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定に

2 前項の規定による承諾を得た信用協同組合等は、当該相手方から 2 前項の規定による承諾をして 四条の二第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてして はならない。ただし、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十 はならない。ただし、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十 におらない。

、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。とする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示しおいて「電磁的方法」という。)により同意を得ようとするときは代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法(以下この条に融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による書面による同意に

場合は、この限りでない。

場合は、この限りでない。

一四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしては出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十割項の規定による承諾を得た信用協同組合等は、当該相手方から

2

 \bigcirc 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)(第三十条関係)

(適格機関投資家私募等の範囲)	証券を既に発行している者でないこと。 する当該受益証券と同一種類のものとして内閣府令で定める受益 法第二十七条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当 める場合に該当すること。	家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして内閣府令で定一 受益証券がその取得者である適格機関投資家から適格機関投資	投資家を除くものとする。 投資家を除くものとする。 って、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該適格機関	ッる適格機関投資家をいう。以下同じ。)が含まっ方に適格機関投資家(金融商品取引法第二条笆	2 前項の場合における人数の計算については、取得の申込みの勧誘の者を相手方とする場合とする。	第七条 法第二条第八項に規定する政令で定める場合は、五十人以上(公募の範囲)	改正案
(適格機関投資家私募等の範囲)	(新設)	(新設)(新設)		規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。)が含まれる場合であの相手方に適格機関投資家(金融商品取引法第二条第三項第一号に	2 前項の場合における人数の計算については、取得の申込みの勧誘の者を相手方とする場合とする。	第七条 法第二条第八項に規定する政令で定める場合は、五十人以上(公募の範囲)	現

掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。第八条 法第二条第九項第一号に規定する政令で定める場合は、次に

と。 合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合であるこ合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合であるこ譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場一 受益証券に、内閣府令で定める方式に従い、適格機関投資家に

該当する当該受益証券と同一種類のものとして内閣府令で定める(同法第二十七条において準用する場合を含む。)のいずれかに 当該受益証券の発行者が金融商品取引法第二十四条第一項各号

受益証券を既に発行している者でないこと。

とする。
る要件のいずれにも該当する場合(前項に規定する場合を除く。)
3要件のいずれにも該当する場合(前項に規定する場合は、次に掲げ2 法第二条第九項第二号に規定する政令で定める場合は、次に掲げ

号に規定する特定投資家又は非居住者(外国為替及び外国貿易法二 受益証券がその取得者から特定投資家等(法第二条第九項第二

掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。第八条 法第二条第九項第一号に規定する政令で定める場合は、次に

らでででは、 高その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合であるこ譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場受益証券に、 内閣府令で定める方式に従い、 適格機関投資家に

と。

(新設)

有価証券でないこと。 益証券が金融商品取引法第四条第三項に規定する特定投資家向け当該受益証券と同一種類のものとして内閣府令で定める他の受

取得の申込みの勧誘を行う場合であること。
において同じ。)が顧客からの委託により又は自己のために当該
品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。次項
高取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等(金融商
家以外の者である場合にあっては、金融商品取引業者等(金融商

号に規定する特定投資家又は非居住者(外国為替及び外国貿易法二 受益証券がその取得者から特定投資家等(法第二条第九項第二

する非居住者をいい、 該当する場合 に譲渡されるおそれが少ないものとして内閣府令で定める要件に (昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第六号に規定 (前項に規定する場合を除く。) であること。 特定取得者に限る。)をいう。)以外の者

3 前項第二号の 「特定取得者」とは、次のいずれかに該当する者を

に規定する居住者をいう。)から取得する非居住者 よって居住者 う。)をいう。次号において同じ。)の媒介、取次ぎ又は代理に に規定する非居住者をいう。 当該受益証券を証券関連業者 (金融商品取引法第五十八条に規定する外国証券業者をい (外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段 次号において同じ。 (金融商品取引業者等又は外国証 (同項第六号

当該受益証券を証券関連業者又は他の非居住者から取得する非

居住者

(設立企画人が行う投資証券の募集等に関する読替え等)

第百二十一条 る技術的読替えは、 いて金融商品取引法の規定を準用する場合における同法の規定に係 法第百九十七条の規定において特定設立企画人等につ 次の表のとおりとする。

定 商品取引法の規 読み替える金融 読み替えられる字句 読み替える字句

> に譲渡されるおそれが少ないものとして内閣府令で定める要件に する非居住者をいい、 該当する場合 (昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第六号に規定 (前項に規定する場合を除く。) であること。 特定取得者に限る。)をいう。)以外の者

前項第二号の 「特定取得者」とは、次のいずれかに該当する者を

3

に規定する居住者をいう。) よって居住者 う。)をいう。次号において同じ。)の媒介、 券業者(金融商品取引法第五十八条に規定する外国証券業者をい に規定する非居住者をいう。 当該受益証券を証券関連業者 (外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段 から取得する非居住者 次号において同じ。 (金融商品取引業者等又は外国 取次ぎ又は代理に (同項第六号

居住者 当該受益証券を証券関連業者又は他の非居住者から取得する非

(設立企画人が行う投資証券の募集等に関する読替え等)

第百二十一条 いて金融商品取引法の規定を準用する場合における同法の規定に係 る技術的読替えは、 法第百九十七条の規定において特定設立企画人等につ 次の表のとおりとする。

読み替える金融 定 商品取引法の規 読み替えられる字句 読み替える字句

(略)	第三十八条第七	デニ十八条第一 第二十八条第一	(略)
(略)	金融商品取引業	金融商品取引契約	(略)
(略)	投資証券の募集等の業務	投資証券募集等契約	

(略)	第三十八条第六	第三十八条第一 号から第五号ま	— (略)
(略)	金融商品取引業	金融商品取引契約	(略)
(略)	投資証券の募集等の業務	投資証券募集等契約	

 \bigcirc 政令の整備等に関する政令(平成十九年政令第二百三十三号)(第三十一条関係) 証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係

おじの表気に依え言具を含む。) を通用する	
しつつ見ぎこれる引用を含め、シ質用しる。	
二号及び第三十八条の二を除く。)、第五款及び第六款の規定(こ	二号、第三十七条の七及び第三十八条の二を除く。)、第五款及び
六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第	六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第
第一款(第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十	第一款(第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十
者とみなして、新金融商品取引法第三章第一節第五款並びに第二節	者とみなして、新金融商品取引法第三章第一節第五款並びに第二節
2 前項の場合においては、沖縄振興開発金融公庫を金融商品取引業	2 前項の場合においては、沖縄振興開発金融公庫を金融商品取引業
当分の間、新金融商品取引法第二十九条の規定は、適用しない。	当分の間、新金融商品取引法第二十九条の規定は、適用しない。
新金融商品取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う場合には、	新金融商品取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う場合には、
四十七年法律第三十一号)第十九条及び第二十一条の規定により、	四十七年法律第三十一号)第十九条及び第二十一条の規定により、
第十六条 沖縄振興開発金融公庫が、沖縄振興開発金融公庫法(昭和	第十六条 沖縄振興開発金融公庫が、沖縄振興開発金融公庫法(昭和
附則	附則
現	改正案

消費生活協同組合法施行令(平成十九年政令第三百七十三号)(第三十二条関係)

てはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾を	てはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾を
三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によってし	三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によってし
の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第	の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第
から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨	から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨
2 前項の規定による承諾を得た共済事業を行う組合は、当該相手方	2 前項の規定による承諾を得た共済事業を行う組合は、当該相手方
	承諾を得なければならない。
	法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による
、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。	の用いる同項前段に規定する方法(以下この条において「電磁的方
下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し	ところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、そ
を提供する相手方に対し、その用いる同項前段に規定する方法(以	に規定する事項を提供しようとするときは、厚生労働省令で定める
きは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項	て同じ。)の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項
取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとすると	十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条におい
合を含む。以下この条において同じ。)の規定により準用金融商品	含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三
三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場	準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を
十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第	十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(
する金融商品取引法(以下「準用金融商品取引法」という。)第三	する金融商品取引法(以下「準用金融商品取引法」という。)第三
第五条 共済事業を行う組合は、法第十二条の三第二項において準用	第五条 共済事業を行う組合は、法第十二条の三第二項において準用
よる提供の承諾等)	よる提供の承諾等)
(特定共済契約の相手方に対する情報通信の技術を利用する方法に	(特定共済契約の相手方に対する情報通信の技術を利用する方法に
現行	改正案

した場合は、この限りでない。

る同意の取得の承諾等)(特定共済契約の相手方からの情報通信の技術を利用する方法によ

じめ、 種類及び内容を示し、 に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の 得ようとするときは、 より準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意を 品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。 第十二項 おいて準用する場合を含む。 当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項前段 共済事業を行う組合は、 (準用金融商品取引法第三十四条の三第三項 書面又は電磁的方法による承諾を得なければ 厚生労働省令で定めるところにより、 以下この条において同じ。)の規定に 準用金融商品取引法第1 三十四条の二 (準用金融商 、あらか こに

2 前項の規定による承諾を得た共済事業を行う組合は、当該相手方2 前項の規定による承諾の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によって してはならない。ただし、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第 をした場合は、この限りでない。

2

ならない。

した場合は、この限りでない。

、特定共済契約の相手方からの情報通信の技術を利用する方法によ

る同意の取得の承諾等)

第六条 第三項 きは、厚生労働省令で定めるところにより、 商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとすると る場合を含む。 示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 を得ようとする相手方に対し、 (以下この条において 共済事業を行う組合は、 (準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用 以下この条において同じ。)の規定により準用金融 「電磁的方法」という。 その用いる同項前段に規定する方法 準用金融商品取引法第三十四 あらかじめ、)の種類及び内容を 当該同意 「条の三

、特定投資家以外の顧客とみなされている特定投資家について準用する改正法の規定 の読替え)

金融 商 品品 取 引法等の 部を改正する法律 (平成二十一年法律第五十八号。 以 下 「改正法」

附則第三条第四項の規定により改正法の施行の際現に改正法第四条の規定による改正前の農業協 同 組合

法 (昭和二十二年法律第百三十二号) 第十一条の二の四において準用する旧金融商品 取引法 (改正) 法第

条の規定による改正 前 \mathcal{O} 金融商品取引法 (昭和二十三年法律第二十五号) をいう。 以下この条におい て 同

第三十四条の二第五項の規定により特定投資家 (旧金融 商 品取 引法第二条第三十一項に規定する特

定投資家をいう。 以下この条に おいて同じ。 以外の顧客とみなされている特定投資家について改正 法附

則第三条第二項の規定を準用する場合においては、 同項中 「内閣府令」とあるのは、 「第四条の規定によ

る改正後の農業協同 組合法第九十八条第八項本文に規定する主務省令」 と読み替えるものとする。

同 改正 組合法第十一条の十の三及び改正法第五条の規定による改正前の水産業協同 法附則第三条第四 項の規定により改正法の施行の際現に改正法第四条 の規定による改正 1組合法 (昭和二十三年法律 前 の農業協

2

む。 閣府令」 第二百四十二号)第十五条の七 なされている特定投資家について改正 において準用する旧金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外 とあるのは、 「農林水産省令」 (同法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含 法附則第三条第二 と読み替えるものとする。 一項の 規定を準用する場合におい ては 同項 \mathcal{O} 顧 客とみ 中 内

3 則第三条第二項 第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされている特定投資家につい 費生活協同 改正法附則第三条第四項の規定により改正法の施行の際現に改正法附則第八条の規定による改正前 組合法 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定を準用する場合においては、 (昭和二十三年法律第二百号) 第十二条の三第二項において準用する旧 同項中 「内閣府令」 とあるのは、 「厚生労働省令」 金融商 て改正 品 取引法 の消 法附 لح

読み替えるものとする。

4 協 顧客とみなされている特定投資家について改正法附則第三条第二項の規定を準用する場合においては、 場合を含む。) におい 改正 同 組 合法第十一条の九 法附則第三条第四 て準用する旧 項の規定により改正法の施行の際現に改正法第五条の規定による改正前 (同 法第九十二条第一項、 金融商品取引法第三十四条の二第 第九十六条第一項及び第百条第 五項の規定により特定投資家以 項にお いて準 の水産業 甪 外の ずる 同

項中 「内閣府令」とあるのは、 「第五条の規定による改正後の水産業協同組合法第百二十七条第十二項本

文に規定する主務省令」と読み替えるものとする。

5 改正 法附則第三条第四 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により改正 法 の施 行 \mathcal{O} 際現に改正法第六条の規定による改正前 0 中 小企

業等協 同 組 合法 (昭 和二十四年法律第百八十一号) 第九条 の七の 五 第二項 同 法第九条の 九 第五 項 及 び 第

より ,特定投資家以外 の顧客とみなされている特定投資家について改正法附則第三条第二項 の規定を準 申す

品取引法第三十四条の二第五

一項のに

規定に

おいて準用する場合を含む。) において準用する旧金融商

八項に

る場合におい ては、 同項中 「内閣府令」 とあるのは、 「第六条の規定による改正後の中 小企業等協 同 組合

法第百十一条の二に規定する主務省令」 と読み替えるものとする。

6 改正 法附 則第三条第四 項の規定により改正法 の施 行 \mathcal{O} 際現に改正法第九条の規定による改正 前 \mathcal{O} 労働 金

庫法 (昭和二十八年法律第二百二十七号) 第九十四条の二において準用する旧金融 商 品取引法第三十四条

の二第五 項 の規定により特定投資家以外の顧客とみなされている特定投資家について改正法附則第三条第

二項の規定を準用する場合においては、 同項中 「内閣府令」 とあるのは、 「内閣府令・ 厚生労働省令」と

読み替えるものとする。

改正法附則第三条第四項の規定により改正法の施行の際現に改正法第十三条の規定による改正前の農林

7

中 央金 庫法 (平成十三年法律第九十三号) 第五十九条の三及び第五十九条の七にお いて準用する旧 金 融 商

밆 取 引法第三十四条の二第五項 の規定により特定投資家以外の顧客とみなされている特定投資家について

改正法 附則第三条第二項の規定を準用する場合においては、 同項中 「内閣府令」とあるの は、 「第十三条

の規定による改正後の農林中央金庫法第八十二条第八項本文に規定する主務省令」と読み替えるものとす

8 改正 法附則第三条第四項の規定により改正法の施行 の際現に改正法第十五条の規定による改正 前 の株式

る。

会社· 商 工組合中 央金庫法 (平成十九年法律第七十四号) 第二十九条におい て準用する旧 金融 商 品 取 引法 第

三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされている特定投資家につい · て改 É 法 附則

第三条第二項の規定を準用する場合においては、 同項中 「内閣府令」とあるのは、 「第十五条の規定によ

る改正後の株式会社商工組合中央金庫法第五十六条第五項ただし書に規定する主務省令」 と読み替えるも

のとする。

(金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置)

改正法の施行の際現に約定している改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法 新

金 商 品取引法」という。)第四十三条の二第一 項第二号に規定する対象有価証券関連取 引 (新 金 融 商 品

取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するもの (取 引 の内容その 他 \mathcal{O} 事 情 を勘

案し、 投資者 の保護を図ることが必要なものとして内閣 府令で定めるものを除く。) に限る。) につい

7

(金融商品取引法の一部改正等に伴う経過措置)

は、

新金融

商

品取引法第四十三条の二の規定は、

適用しない。

第四 条 次の 表 \mathcal{O} 上欄に掲げる規定の申 請をしようとする者が、 改正法 (改正法第十一条の規定による改正

後 の貸 金業法 (昭和 五 十八年法律第三十二号) 第四十一条の三十九第一 項 の申請をしようとする者に あ

ては、 改正 法 附則第一 条第四号に掲げる規定) の施行前に同 表 の中 欄 に掲げる規定 の例により、 当該 規定

に規定する業務規程の内容の説明、 これについて異議がないかどうかの意見 (異議がある場合には、 その

理 の聴取又はその結果を記載した書類の作成を行った場合には、 当該説明、 聴取 又は作成

それぞれ当該規定により行った説明、 聴取又は作成とみなして、 それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定

を適用する。

改正法第五条の規定によ	改正法第五条の規定による改正後の	改正法第五条の規定による改正後の
法	項	項
る改正後の農業協同組合	農業協同組合法第九十二条の六第二	農業協同組合法第九十二条の六第一
改正法第四条の規定によ	改正法第四条の規定による改正後の	改正法第四条の規定による改正後の
法律)第十二条の二第一項
託業務の兼営等に関する	る法律第十二条の二第二項	る法律(昭和十八年法律第四十三号
る改正後の金融機関の信	金融機関の信託業務の兼営等に関す	金融機関の信託業務の兼営等に関す
改正法第三条の規定によ	改正法第三条の規定による改正後の	改正法第三条の規定による改正後の
)第三十五条の二第一項
る改正後の無尽業法	無尽業法第三十五条の二第三項	無尽業法(昭和六年法律第四十二号
改正法第二条の規定によ	改正法第二条の規定による改正後の	改正法第二条の規定による改正後の
	十九第二項	十九第一項
新金融商品取引法	新金融商品取引法第百五十六条の三	新金融商品取引法第百五十六条の三

る改正後の労働金庫法	労働金庫法第八十九条の五第三項	労働金庫法第八十九条の五第一項
改正法第九条の規定によ	改正法第九条の規定による改正後の	改正法第九条の規定による改正後の
法		第百八十七号)第十六条の八第一項
る改正後の長期信用銀行	長期信用銀行法第十六条の八第三項	長期信用銀行法(昭和二十七年法律
改正法第八条の規定によ	改正法第八条の規定による改正後の	改正法第八条の規定による改正後の
		百三十八号)第八十五条の四第一項
る改正後の信用金庫法	信用金庫法第八十五条の四第三項	信用金庫法(昭和二十六年法律第二
改正法第七条の規定によ	改正法第七条の規定による改正後の	改正法第七条の規定による改正後の
同組合法	二第二項	二第一項
る改正後の中小企業等協	中小企業等協同組合法第六十九条の	中小企業等協同組合法第六十九条の
改正法第六条の規定によ	改正法第六条の規定による改正後の	改正法第六条の規定による改正後の
合法	第二項	第一項
る改正後の水産業協同組	水産業協同組合法第百二十一条の六	水産業協同組合法第百二十一条の六

改正法第十四条の規定に	改正法第十四条の規定による改正後	改正法第十四条の規定による改正後
庫法	三項	一項
よる改正後の農林中央金	の農林中央金庫法第九十五条の六第	の農林中央金庫法第九十五条の六第
改正法第十三条の規定に	改正法第十三条の規定による改正後	改正法第十三条の規定による改正後
)第三百八条の二第一項
よる改正後の保険業法	の保険業法第三百八条の二第二項	の保険業法(平成七年法律第百五号
改正法第十二条の規定に	改正法第十二条の規定による改正後	改正法第十二条の規定による改正後
	項	項
よる改正後の貸金業法	の貸金業法第四十一条の三十九第二	の貸金業法第四十一条の三十九第一
改正法第十一条の規定に	改正法第十一条の規定による改正後	改正法第十一条の規定による改正後
		号)第五十二条の六十二第一項
る改正後の銀行法	銀行法第五十二条の六十二第二項	銀行法(昭和五十六年法律第五十九
改正法第十条の規定によ	改正法第十条の規定による改正後の	改正法第十条の規定による改正後の

る法律		
当証券業の規制等に関す		十三条の二第一項
の規定による廃止前の抵		昭和六十二年法律第百十四号)第四
ものとされる同法第一条	律第四十三条の二第二項	抵当証券業の規制等に関する法律(
りなおその効力を有する	前の抵当証券業の規制等に関する法	る同法第一条の規定による廃止前の
十七条第二項の規定によ	される同法第一条の規定による廃止	りなおその効力を有するものとされ
整備等に関する法律第五	によりなおその効力を有するものと	六号)第五十七条第二項の規定によ
の施行に伴う関係法律の	関する法律第五十七条第二項の規定	関する法律(平成十八年法律第六十
等の一部を改正する法律	律の施行に伴う関係法律の整備等に	律の施行に伴う関係法律の整備等に
よる改正後の証券取引法	の証券取引法等の一部を改正する法	の証券取引法等の一部を改正する法
改正法第十七条の規定に	改正法第十七条の規定による改正後	改正法第十七条の規定による改正後
		十四号)第八十五条の二第一項
よる改正後の信託業法	の信託業法第八十五条の二第二項	の信託業法(平成十六年法律第百五

第五条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。